

射水市教育委員会 2月定例会次第

日 時 令和6年2月20日(火)
午後3時00分から
場 所 本庁舎2階会議室202

1 会議録の承認

2 事務局報告

- (1) 令和6年3月射水市議会定例会会期日程(案)について 資料1
- (2) 令和6年3月一般会計補正予算(案)について 資料2
- (3) 射水市海竜スポーツランド条例の一部改正について 資料3

3 議案

- (1) 射水市学校運営協議会規則の制定について (学校教育課) 資料4

4 協議事項

- (1) 学校給食費について (学校教育課) 資料5
- (2) 第2期射水市教育振興基本計画(案)について (学校教育課) 資料6
- (3) 第2次射水市スポーツ推進計画(案)について (生涯学習・スポーツ課) 資料7

5 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 令和6年度予算(案)概要 (学校教育課、生涯学習・スポーツ課) 資料8
- (2) 射水市コミュニティ・スクールについて (学校教育課、生涯学習・スポーツ課) 資料9
- (3) 射水市一般奨学資金「いみずしあわせ奨学金」について (学校教育課) 資料10
- (4) 令和5年度卒業(園)式及び令和6年度入学(園)式について (学校教育課) 資料11
- (5) 令和5年度末教員異動方針について (学校教育課) 資料12
- (6) 市内主要体育館 対話(サウンディング)型市場調査の結果について (生涯学習・スポーツ課) 資料13
- (7) 第2回射水市文化財審議会 会議概要 (生涯学習・スポーツ課) 資料14
- (8) 教育委員会行事予定 資料15

6 その他

次回教育委員会の開催日時について

3月定例会 3月26日(火) 午後3時から 本庁舎会議室401

令和 6 年 3 月 射水市議会定例会会期日程 (案)

会期 21 日間

2月28日(水)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明
	本会議終了後		全員協議会 (報告事項説明)
2月29日(木)			議案調査日
3月1日(金)			議案調査日
3月2日(土)			休 会
3月3日(日)			休 会
3月4日(月)			議案調査日
3月5日(火)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
3月7日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問 (予備日) 日程第2 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第3 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会 (説明)
	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
3月8日(金)			休 会
3月9日(土)			休 会
3月10日(日)			休 会
3月11日(月)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
3月12日(火)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
3月13日(水)	午前10時	委員会	議会改革特別委員会
3月14日(木)			議案調査日
3月15日(金)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月16日(土)			休 会
3月17日(日)			休 会
3月18日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月19日(火)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決
			日程第2 議会運営委員会、各常任委員会及び議会 改革特別委員会の閉会中の継続審査

※招集告示 2月21日(水) 午前10時 議会運営委員会
午後 1時30分 全員協議会 (議案説明)

発言通告日 代表質問 2月29日(木) 午後1時
一般質問 3月1日(金) 午後1時
予算特別委員会 3月13日(水) 午後1時

令和 6 年 3 月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係：主なもの）

1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
15 款 国庫支出金	46,967	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設環境改善交付金 44,782 <li style="padding-left: 20px;">（片口小プール改築工事 29,708） <li style="padding-left: 20px;">（中太閤山小プール改築工事 2,579） <li style="padding-left: 20px;">（新湊南部中空調設備改修工事 12,495） ・ 公立学校施設災害復旧費補助金 2,185
22 款 市債	371,200	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中太閤山小学校整備事業債 1,100 ・ 片口小学校整備事業債 270,500 ・ 中学校整備事業債 63,200 ・ 保健体育施設整備事業債 26,100 ・ 公共施設災害復旧事業債 12,500
計	418,167	

2 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費		
学校管理費（小）	4,800	・ 太閤山小学校放送卓更新工事
片口小学校整備費	303,540	・ プール改築工事等
学校管理費（中）	83,700	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新湊南部中学校空調設備改修工事等 ・ 小杉中学校放送卓更新工事
スポーツ施設維持管理費	34,923	・ 市内体育施設設備等修繕・更新工事
海竜スポーツランド維持管理費	34,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ スロープ補修工事 ・ 屋上防水補修工事
フットボールセンター管理運営費	7,513	・ 災害復旧工事測量設計業務委託
計	468,476	

議案第 35 号

海竜スポーツランド条例の一部改正について

海竜スポーツランド条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

海竜スポーツランド条例の一部を改正する条例

海竜スポーツランド条例(平成 17 年射水市条例第 107 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表備考第 1 項中「公益財団法人射水市体育協会」を「公益財団法人射水市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号

海竜スポーツランド条例の一部改正について

(説明)

公益財団法人射水市体育協会の名称変更に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公益財団法人射水市体育協会の名称が、令和6年4月1日から公益財団法人射水市スポーツ協会に改められることに伴い、本条例について同様に改正するもの。

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第 3 号

射水市学校運営協議会規則の制定について

射水市学校運営協議会規則を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市学校運営協議会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 4 7 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設 置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、2 以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、対象学校（当該協議会が行う協議の対象となる学校をいう。以下同じ。）の校長、地域住民等（当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の通学区域内の住民をいう。以下同じ。）の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校にその旨を通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する次に掲げる事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会を經由して富山県教育委員会に対して意見を述べるができる。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する任用に関する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な任用に関する事項

(学校運営等に関する評価)

第 6 条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度 1 回以上評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第 7 条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努めるものとする。

2 協議会は、地域住民等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(組織)

第 8 条 協議会は 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦を受けて、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の通学区域内の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

3 委員の任期は、任命の日から当該任命の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治行為、宗教行為等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(研修等)

第12条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るための研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認めるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員にその理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(射水市立学校管理規則の一部改正)

2 射水市立学校管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(学校運営協議会)

第17条 学校には、教育委員会が別に規則に定めるところにより、学校運営協議会を置く。

議案第3号

射水市学校運営協議会規則の制定について

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、令和6年4月から学校運営協議会を設置するため、規則を制定するもの。

2 制定内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 目的
- 第3条 設置
- 第4条 学校運営に関する基本的な方針の承認
- 第5条 学校運営等に関する意見の申出
- 第6条 学校運営等に関する評価
- 第7条 住民の参画の促進等のための情報提供
- 第8条 組織
- 第9条 会長及び副会長
- 第10条 守秘義務等
- 第11条 会議
- 第12条 研修等
- 第13条 協議会の適正な運営を確保するための措置等
- 第14条 委員の解任
- 第15条 委任

3 施行期日等

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日
- ・ 射水市立学校管理規則の一部改正

学校給食費について

1 令和 5 年度学校給食運営協議会について

(1) 開催日

第 1 回 令和 5 年 10 月 17 日 第 2 回 令和 6 年 1 月 11 日

(2) 協議内容

現在の学校給食について、食材費が上昇し、現在の給食費で栄養価を維持した給食を提供していくことが困難となってきたことから、学校関係者や保護者代表等で構成する射水市学校給食運営協議会で学校給食費の改定について協議した。

委員からは、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供してほしい、また、安全安心で県内・国内産の食材を優先的に活用し、旬の地場産食材を取り入れた学校給食を提供してほしい、そのためには増額改定もやむを得ないが、改定額は、当面必要な額としてほしいなどの意見があった。

それらの意見を踏まえ、引き続き学校給食摂取基準に基づいた標準献立を実施するため、令和 6 年 4 月からの学校給食費について下表のとおり改定することで合意した。

2 令和 6 年度学校給食費について

(1) 1 食当たり給食単価（税込）

	現在 令和 2 年度～	改定後 令和 6 年度～	増額
幼稚園	2 7 5 円	2 9 0 円	1 5 円
小学校	2 9 0 円	3 2 0 円	3 0 円
中学校	3 3 5 円	3 6 5 円	3 0 円

上記の学校給食費は保護者が負担する食材購入費分であり、施設整備費、調理業務委託費や光熱水費等は市の負担である。

(2) 物価変動が著しいことから、毎年度学校給食運営協議会にて翌年度給食単価を検討する。

3 補助金額（案）

(1) 保護者の負担軽減のため小・中学校 1 食当たり 3 0 円を補助する。

(2) 予算額

学校給食食材費高騰対策支援事業補助金（小）2 7 , 6 4 9 千円

学校給食食材費高騰対策支援事業補助金（中）1 5 , 1 0 1 千円

第2期射水市教育振興基本計画（案）について

1 第2期射水市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和5年12月14日（木）から令和6年1月15日（月）まで

(2) 閲覧を行った書類

第2期射水市教育振興基本計画（素案）

(3) 書類の閲覧場所

射水市ホームページ、学校教育課、中央図書館、各地区センター

(4) 寄せられた意見等

1名（3件）

(5) 意見等の提出方法

FAXによる提出

(6) 意見等の概要・意見等に対する考え方

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	目次頁 商標について	計画は公文書であり、コンプライアンスを遵守することは当然である。商標の注釈は不要である。	本計画中には、分かりやすい記載とするため、商標登録されている社名や製品名を使用している箇所があります。商標の注釈については、教育委員会の考え方を対外的に明確に示すため記載しているものであります。	無
2	1頁 第1章 計画の策定にあたって 2 計画の位置付け	体系図を本計画の周辺を取り巻く関連法律、条例、各計画等を関連図にまとめ記載したほうがよい。	本計画の位置付けについて記載した箇所であり、図は内容を分かりやすく示し、簡潔であることが大切と考えます。 なお、本文中に基本的な関連法律や計画を明記しています。	無
3	53頁 第4章 計画の推進に向けて	本計画の推進に、PDCAの4つの視点をプロセスの中に取り込むことが重要であり、継続的な改善を普及啓発してほしい。 また、時代の変化に応じた福祉・環境・地域振興を踏まえた教育行政を目指し、総合教育会議を有効に活用してほしい。	教育委員会では、毎年、本計画の取組状況、成果・課題、今後の方向性等について、学識経験者の知見を活用した点検・評価を実施し、「教育に関する事務の点検・評価報告書」としてまとめ、公表しています。 ご意見については、本頁に記載の方向性と同様と考えます。 引き続き、時代の変化に対応しながら、本計画の推進に向けて取り組んでまいります。	無

2 第2期射水市教育振興基本計画（案） 別添のとおり

第2期射水市教育振興基本計画（案）

令和6年度～令和10年度

（2024年度～2028年度）

令和6年2月

射水市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 1 計画の基本理念と基本目標
- 2 施策の体系

第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- 1 基本的施策
 - (1) 確かな学力の定着・・・・・・・・ P 4
 - (2) 豊かな心と健やかな体の育成・・・・・・・・ P 10
 - (3) 特別支援教育の充実・・・・・・・・ P 18
 - (4) 郷土愛を育む教育の充実・・・・・・・・ P 21
 - (5) 国際化、情報化に対応した教育の充実・・・・・・・・ P 23
 - (6) 教育環境の整備・・・・・・・・ P 26
 - (7) 信頼される教育の推進・・・・・・・・ P 29
 - (8) 幼児教育の推進・・・・・・・・ P 32
 - (9) 家庭の教育力の向上支援・・・・・・・・ P 36
 - (10) 地域における子どもの成長支援・・・・・・・・ P 39
 - (11) 生涯学習活動の推進・・・・・・・・ P 42
 - (12) 文化財の保存と活用・・・・・・・・ P 47
 - (13) スポーツ・レクリエーションの推進・・・・・・・・ P 50

第4章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 3

- 1 計画の推進
- 2 計画の実効性の確保

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員（第2期 令和5年度）

第2期射水市教育振興基本計画策定の経過

【商標について】

本計画に掲載されている社名及び製品名は、各社の商標又は登録商標です。
本文では、これらを一般名詞として使用する意図はありません。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

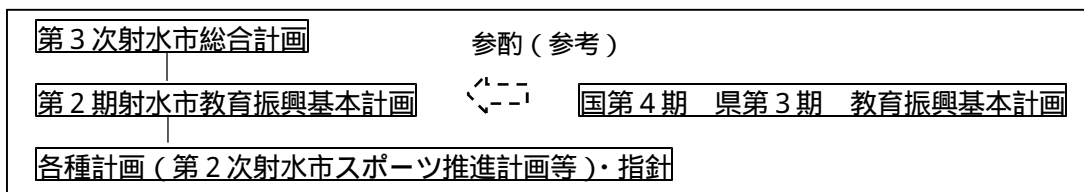
本市においては、総合計画に基づき、平成27年2月に「射水市教育振興基本計画」を策定し、令和2年2月には中間見直しの上、教育に関する様々な施策を展開するとともに、毎年度、その成果に係る点検・評価を実施してきました。

この間、少子高齢化や人口減少の進行はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、DXの推進、誰一人取り残さない共生社会の実現、精神的豊かさの重視等、教育を取り巻く環境は急速に変化しており、これらの変化を的確に捉えるとともに、令和5年度を初年度とする「第3次射水市総合計画」の理念や方向性を踏まえた本市の教育施策を展開していく必要があります。

このため、現在の教育に対する取組の現状と課題を整理し、今後、取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6年度までとしている現行計画の期間を1年前倒しし、令和6年度を初年度とする「第2期射水市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、本市が進める教育施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。国の第4期教育振興基本計画や富山県の第3期教育振興基本計画を参酌し、第3次射水市総合計画や関連する計画及び方針との整合性を図りながら、本市が目指す目標や施策の方向などを示し、施策や取組を体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。



3 計画期間

計画期間は、今後、学習指導要領改訂等の変化が想定されることから、柔軟かつ的確に対応できるよう、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

第2章 教育の目標

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

**豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり**

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

本市では、「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、たくましく生きることのできる力」として捉え、人がもつ可能性を最大限引き出し、将来にわたって射水市を担っていく人々を育てるとともに、国内・国外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

(2) 基本目標

本市教育の基本理念を踏まえ、5つの基本目標を掲げました。

将来を担う子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが、それぞれの個性や価値観を尊重し、違いを認め合い、自分らしい「しあわせ」を実感できる教育を目指します。

自他ともに認め合い、豊かな心を育みます

変化が激しく予測困難な社会を生きるためには、様々な人々とのかかわりの中で、自分のよさや可能性を知り、自分に自信をもつことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を養います。

果敢にチャレンジし、生き抜く力を培います

夢や目標に向かって、困難にもひるまず挑戦し続け、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだして、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てます

豊かな地域資源が輝きを放つふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りを持ち、健康でたくましい心と体を養います。

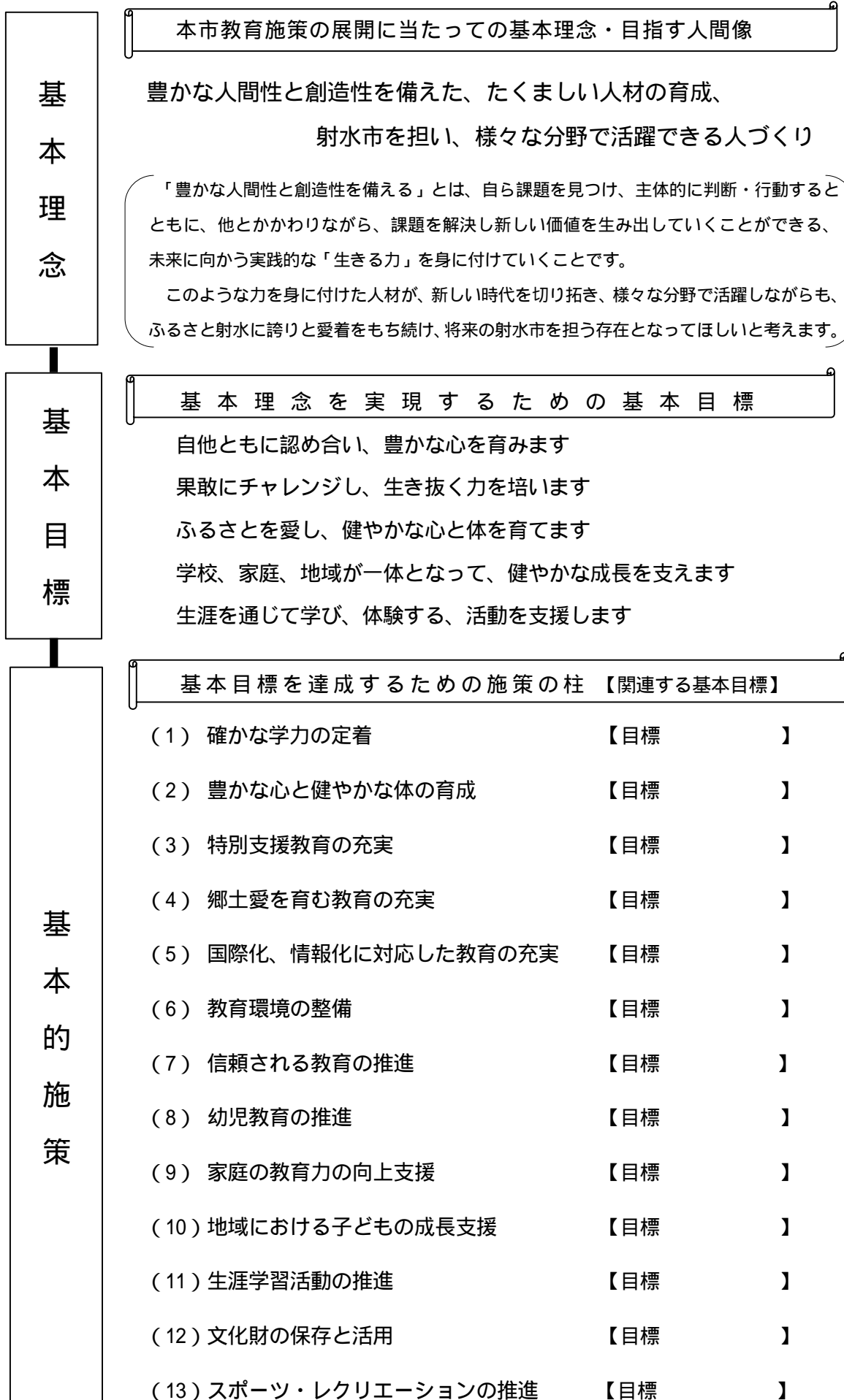
学校、家庭、地域が一体となって、健やかな成長を支えます

子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくります。

生涯を通じて学び、体験する、活動を支援します

市民一人ひとりが、ライフスタイルに応じて、楽しくスポーツや生涯学習活動に取り組むことは、自分らしく暮らす精神的な豊かさを実感するために大切なことです。活動環境の充実や地域での主体的な活動を支援します。

2 施策の体系



第3章 施策の展開

1 基本的施策

目標の実現に向け13項目の基本的施策を展開していきます。

(1) 確かな学力の定着

【施策の方向性】

個々の状況に応じた多様な学びの実現を目指すとともに、学習指導要領の着実な実施のもと、基本的な知識や技能を確実に習得し、主体的・協働的に学び、お互いに高め合うことのできる児童生徒を育成します。

個別最適な学びと協働的な学びの推進

【現状と課題】

- ・ 小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から現行の学習指導要領を実施しています。児童生徒1人1台学習専用端末の環境を活かして、一人ひとりの能力や特性に応じた個別最適な学びや子どもたち同士の協働的な学びを推進していくことが必要です。
- ・ 子どもが興味・関心等に応じ、個に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を通じて、子ども自身が学習を最適化する調整力を身に付けることが求められています。また、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士で協働しながら必要な資質・能力を高めていくことも求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 知識及び技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、人間性等の育成を図ります。
- ・ 児童生徒1人1台学習専用端末の環境を活かして、一人ひとりの能力や特性に応じた個別最適な学びや子どもたち同士の協働的な学びを推進します。

【取組内容】

- ・ 「授業力向上 射水トライアル3点セット(*1)」等の実践・活用
教員の指導力向上を目指し、教員が取り組むべき最低限の基準や指導のポイント等をまとめた「授業力向上 射水トライアル3点セット」等を活用し、児童生徒の主体的な学びを支えます。
- ・ ICT支援員(*2)の配置及びICT活用実践事例データの蓄積・各校での共有
1人1台学習専用端末を効果的に学習活動に取り入れ、日常的に活用できるようICT支援員を配置するとともに、ICT活用実践事例データを蓄積し各校で共有できるように努めます。

- ・ 問題発見・解決能力等、児童生徒の資質・能力の育成に係る実践研究を行う令和のとやま型教育推進校(*3)の指定
それぞれの学校の実態に応じた研究テーマのもと、児童生徒が問題意識を高め、問題発見・解決型の学習に取り組む実践的な研究を推進し、児童生徒の資質・能力の育成を図ります。
- ・ デジタル教科書やAIドリル(*4)等学習支援ソフトの日常的な活用を推進
日常的にデジタル教科書やAIドリル等学習支援ソフトを活用し、学びの中に効果的に組み込むことで教育活動の充実に努めます。

(用語解説)

- *1 「授業力向上 射水トライアル3点セット」...教師の授業力向上を目指し、射水スタンダード～授業のABC～(授業の基本的な進め方をまとめたもの)、授業研究協議ステージアップ(授業研究の協議会での教師の発言の高まりを目指したもの)、授業力向上のちょいテク(授業の中で個を生かし集団を伸ばす具体的な手立てをまとめたもの)をまとめて、「授業力向上 射水トライアル3点セット」としている。
- *2 ICT支援員...ソフトウェアの活用やネットワークなどに関する技術や知識、教育現場で実際に行われている教育活動や教職員組織の理解、問題解決のためのコミュニケーション力など、様々な実践的能力を備えた学校ICTの専門家
- *3 令和のとやま型教育推進校...「問題発見・解決能力」などの各テーマに基づき、子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けた実践研究を推進する学校
- *4 AIドリル...学習専用端末に導入されたソフトウェアを活用し、児童生徒一人ひとりの学習の習熟度に応じてAIが問題を選択・提示するドリルのこと。

学力の向上

【現状と課題】

- ・ 令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、平均正答率は本市の小・中学校ともに、概ね県平均と同程度であり、全国平均を上回っています。
また、児童生徒質問紙調査における家庭で計画的に学習する態度についての設問では、小・中学校ともに、肯定的な回答が県平均及び全国平均を上回っています。引き続き、小・中学校9年間を通して、学校や家庭において自分で計画を立て学習するなど、主体的に学習に取り組む態度を育成していくことが必要です。
- ・ 平成20年から富山県で取り組んでいる「とやま型学力向上プログラム」も令和5年度から期が始まっています。学び合いと体験を重視した期、各学校による主体的な学力向上の取組を推進した期を根底に、問題発見・解決能力の育成を目指しています。
プログラムにおいては、「子供の問題(課題)意識を高めること」「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにすること」を大切な視点としており、学習者である子ども中心の授業となるよう、授業改善を進めていくことが必要です。
- ・ 確かな学力の育成のため、基本的な知識・技能や思考力、判断力、表現力を育む教育を推進するとともに、子どもたちが自ら問題発見・解決に主体的に取り組む学習の推進、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り学習意欲の向上に継続して取り組む必要があります。

令和5年度実施 全国学力・学習状況調査 平均正答率(%)

小学校	区分	国語	算数	
	射水市	71	65	
	富山県	69	65	
	全国	67	63	
中学校	区分	国語	数学	英語
	射水市	72	53	47
	富山県	71	54	46
	全国	70	51	46

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙

「家で自分で計画を立てて勉強をしているか」に対し、「よくしている」「ときどきしている」と回答した児童生徒の率(%)

区分		平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	射水市	74.0	80.3	80.7	76.1	74.2
	富山県	71.6	73.6	76.6	74.2	73.2
	全国	67.6	71.5	74.0	71.1	70.7
中学校	射水市	57.0	51.7	65.6	57.6	60.3
	富山県	54.7	49.1	63.0	57.0	55.3
	全国	52.1	50.4	63.5	58.5	55.0

*令和2年度は実施していない。

【取組の基本方向】

- 児童生徒の実態を把握し、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り、学力向上に向けた取組を推進します。

【取組内容】

- 全国学力・学習状況調査の結果分析及び射水市の取組の提示
全国学力・学習状況調査の教科、質問紙の結果分析を基に、確かな学力の定着及び令和の時代に求められる学校教育の実現を図るための本市が重点とする取組を提示し、学力向上、授業力向上の取組を推進します。
- 「とやま型学力向上プログラム 期」の取組を推進
県事業「とやま型学力向上プログラム 期」の取組を推進し、児童生徒の問題発見・解決能力の育成を目指した授業改善に取り組みます。
- チーム・ティーチング指導員(*5)の配置
チーム・ティーチング指導員を配置するなど、一人ひとりに寄り添い、きめ細かい個別の学習指導及び生活指導に努めます。
- 外国語活動指導員とALT(*6)の配置
小学校に外国語活動指導員とALTを配置し、小学校における外国語(英語)科の授業が充実するよう努めます。
- 家庭学習の促進とAIドリル等学習支援ソフトの積極的な活用
学校での学習内容の定着や自ら学ぶ習慣を身に付けるため、家庭学習を促進します。また、AIドリル等学習支援ソフトを家庭学習に積極的に活用するなど、

個の学びの充実に努めます。

- ・ 「小学生学び応援塾」の実施
小学校3年生の希望者を対象に学習支援員(*7)が「小学生学び応援塾」を実施し、算数の学力補充を行い、児童のつまずき箇所を強化します。

(用語解説)

- *5 ティーム・ティーチング指導員...教科担当の教員が進める授業の中で、教員と連携しながら、生徒の理解度に合わせながら学習指導にあたる教員免許を有する者
- *6 ALT: 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher の略称)...小・中学校等の外国語教育において、教員を補佐する立場として配置された英語を母語とする外国人。学級担任や教科担当指導教員の指導のもと、授業の打ち合わせ、教材作成の補助及び言語活動における児童生徒に対する指導の補助等を行う。
- *7 学習支援員...小学校3年生の希望者を対象に、算数の基礎学力の定着を図るために、放課後補充学習事業として実施する「小学生学び応援塾」で学習支援を行う者

小中学校の連携

【現状と課題】

- ・ 小学校では義務教育終了段階までに身に付けさせたい資質・能力を想定した指導を、中学校では小学校教育での成果を踏まえた指導が求められており、小・中学校の円滑な接続が必要です。
- ・ 小・中学校の連携を一層密にし、指導方法や指導体制を共通理解することにより、9年間を見通した子どもの学びの体制づくりに取り組む必要があります。

全国学力・学習状況調査 学校質問紙

「前年度までに近隣等の中学校（小学校）と授業研究を行うなど、合同で研修を行っているか」に対し、「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した率（%）

区分		令和5年度
小学校	射水市	26.6
	富山県	45.3
	全国	58.2
中学校	射水市	50.0
	富山県	69.3
	全国	67.3

【取組の基本方向】

- ・ 小・中学校において、義務教育9年間で育成する児童生徒の資質・能力の共有を図り、指導方法や指導体制を共通理解するなど、連携を密にした学びの体制づくりに取り組みます。

【取組内容】

- ・ 中学校区を単位とした各種研修会等での情報交換の実施及び合同研修等の推進
教頭会、教務主任会、生徒指導協議会等で、中学校区単位の情報交換の場を設定し、学習面、生活面等の課題について焦点化して取り組みます。また、円滑な小・中学校の連携を図るため、全ての小・中学校における合同研修等の取組を推

進めます。

- ・ 9年間を見通した視点からの小・中学校間の垣根を超えた授業の参観
各学校の学校訪問研修等の機会を通して、学級づくり、授業づくり、特別支援教育等の視点で授業を参観し、児童生徒の理解を深めるよう努めます。

学校図書館の充実

【現状と課題】

- ・ 学校図書館の図書整備率は、文部科学省が定める蔵書の目標数に対する達成率を大きく上回っていますが、引き続き、計画的に図書の更新整備・充実を行っていく必要があります。
- ・ 学校図書館については、児童生徒の読書離れが懸念される中、特に中学校における図書の一人当たりの貸出冊数が減少傾向にあり、読書に親しむ機会の充実や授業等の学習での利用等、学校の読書活動を推進する環境づくりが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 本に親しむことは、発達段階に応じ、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、豊かな創造力を育むことにつながります。教員、学校司書(*8)、児童生徒からなる図書委員会を中心とし、学校全体で読書への関心、意欲を高める取組や工夫に努めるとともに、学校図書館の積極的な利用促進に取り組みます。

【取組内容】

- ・ 全小・中学校への学校司書の配置と資質向上
全小・中学校に専任の学校司書を配置します。また、学校司書研修会の開催や各種研修会の周知、他校の取組の情報共有等、学校司書の資質向上に努めます。
- ・ 教員、学校司書等による読書への関心を高める取組の推進
児童生徒が進んで本を読む態度を育むため、学校図書を授業や自主的な調べ学習に活用するほか、家庭での読書の促進につながるよう、学校司書による学年に応じたお薦めの本の紹介や定期的な読み聞かせの実施など、教員、学校司書が児童生徒の読書への関心を高める取組を推進します。
- ・ 学校図書の計画的な更新
児童生徒の創造力を培うなど、自由な読書活動や読書指導の場としての機能の向上や自発的・主体的な学習支援の場としての機能を果たすため、計画的に学校図書の更新整備を図ります。

(用語解説)

*8 学校司書...学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童生徒や教員による学校図書館の利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

【(1)確かな学力の定着 参考指標 (基本的施策の方向性を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 79.7% 中学校 83.2% (令和5年度)	増加
「授業がよくわかる」児童生徒の割合	各小・中学校が全ての児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 93.4% 中学校 85.9% (令和4年度)	100.0%
家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「よくしている」「ときどきしている」と答えた児童生徒の率	小学校 74.2% 中学校 55.0% (令和5年度)	増加
前年度までに近隣の中学校(小学校)と授業研究を行うなど、合同で研修を行っている学校の割合	全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「よく行った」「どちらかといえば行った」と答えた学校の率	小学校 26.6% 中学校 50.0% (令和5年度)	100.0%
年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数	児童生徒が1年間に学校図書館で借りた冊数	小学校 67.2冊 中学校 10.5冊 (令和4年度)	増加

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

【施策の方向性】

すべての子どもたちに、豊かな心を育み、たくましく生きるための健やかな身体を育てるとともに、多様性を認め合いながら主体的に学べるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てます。

いじめ防止対策、人権教育の推進

【現状と課題】

- 日々の教育活動において、自己肯定感を高め、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土を醸成していくことが必要です。さらに、相談しやすい雰囲気づくりや教職員の日常的な情報共有により、全教職員がチームとしていじめの早期発見、早期対応ができる校内体制づくりが求められています。
- 学校だけではなく家庭や地域とともに、互いの人権を尊重するなど、人権意識の向上を図り、いじめの防止や自己肯定感の醸成に一層取り組んでいかなければなりません。
- 家庭、地域、学校等の関係機関が連携を図り、定期的に意見交換等を行うなど、子どもたちの健全育成やいじめ、暴力行為等の防止について、一体となって取り組む必要があります。

本市のいじめの認知件数（件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	81	120	72	78	85
中学校	61	58	19	46	59

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

本市のいじめの解消率（％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	80.2	72.5	79.2	80.8	63.5
中学校	78.6	82.8	89.5	97.8	78.0

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

本市の暴力行為の件数（件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	52	70	106	93	75
中学校	10	13	36	30	45

* 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

【取組の基本方向】

- いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土の醸成に努めます。
- いじめの積極的認知や情報共有の徹底、校内支援体制と相談体制の充実を図ります。
- 子どもの健全育成を目指し、家庭、学校、地域の一層の連携を図ります。

【取組内容】

- ・ いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土の醸成
日々の教育活動において、自己肯定感を高め、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校・学級風土を「いじめをなくす射水市民五か条」を基盤として培っていきます。さらに児童生徒主体で行う教育活動を一層充実させ、児童生徒が話し合いを通してお互いを理解し合いながら解決していく力の育成を図ります。
- ・ 「学び高め合う集団づくり支援事業(*1)」推進校の指定
人間関係づくり、集団づくりを支える教員の資質向上に努めます。
- ・ 全小・中学校でのWEBQU調査(*2)の実施と結果分析及び活用の推進
WEBQU調査から学級集団の特性を把握するとともに、個々の児童生徒の学級生活への満足度と意欲を高める学級運営の実現に生かします。
- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応への組織的な対応と指導体制の点検及び見直し
学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に組織として取り組むとともに、指導体制の点検と見直しを随時行います。
- ・ 射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の開催
射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会を開催し、地域や教育、人権分野等の関係機関との連携を図り、子どもたちの健全育成やいじめ、暴力行為等の防止について、一体的に取り組めます。

(用語解説)

- *1 学び高め合う集団づくり支援事業...「人間関係づくり、学年・学級経営」と「学力向上、授業力向上」の二面から児童生徒の「学び合いの成立と高まり」を推進する事業
- *2 WEBQU調査(学級診断尺度調査)...学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態をWEBでのアンケートによって測定する調査。実施即日に結果の把握ができ、いじめ防止や学力向上のサポート等において、早期の対応や対策につなげることができる。

学校教育における相談体制の充実

【現状と課題】

- ・ 不登校となる児童生徒が増加傾向にあり、その要因については、学校生活に起因するもののほか、親子関係や家族関係等の家庭環境に起因するもの等、複雑な事例も増加していることから、学校と家庭、関係機関や地域との連携を強化し、相談体制を一層充実させる必要があります。
- ・ 本来、大人が担うとされる家事や家族の世話、介護等を日常的に行っているヤングケアラー(*3)について、児童生徒の実態を調査や面談を通じて学校が適切に把握し関係機関につなぐことが求められています。
- ・ 学校生活上の不安や困難を感じている児童生徒や不登校傾向の児童生徒が、安心して学ぶことができる居場所づくりが求められています。

本市の不登校児童生徒数の推移(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	32	32	36	37	54
中学校	63	82	91	90	117

*年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由のものを除いた人数

【取組の基本方向】

- ・ スクールカウンセラー(*4)やスクールソーシャルワーカー(*5)、小・中学校家庭教育専門支援員(*6)等の専門家の活用による相談体制の一層の充実を進めます。
- ・ ヤングケアラーの実態把握や関係機関との連携に努めます。
- ・ 全ての児童生徒が安心して学ぶことができる居場所づくりに努めます。

【取組内容】

- ・ マイサポーター制度(*7)による相談しやすい雰囲気づくり
児童生徒が自ら希望する担任以外の教職員をマイサポーターとして指名し、いつでも気軽に相談できる制度を推進し、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。
- ・ 気がかりポスト(*8)の位置付けと情報共有
教務主任等を気がかりポストとして位置付け、児童生徒の表情や状況のわずかな変化等を見逃さず、児童生徒の気がかりな情報を学校全体で共有する支援体制を充実させます。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置
児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置に努めます。
- ・ 小・中学校家庭教育専門支援員の配置
小・中学校家庭教育専門支援員が学校等からのアセスメント依頼に応じるとともに、児童生徒の見守りや声かけ、児童生徒及び保護者への面談に対応できるよう適切な配置に努めます。
- ・ 教育支援センター(*9)における社会的自立に向けた支援及び民間機関との連携
教育支援センターにおいて、学校に登校しづらい児童生徒が通いやすい教育環境を整えるとともに、抱える心理的な問題等の軽減を図り、社会的自立に向けた支援に努めます。さらに、民間機関との連携に努めます。
- ・ 校内教育支援センターの充実
学級に入りづらい児童生徒が、安心して学ぶことのできる学校内での居場所づくりに努めます。
- ・ ヤングケアラーの早期発見と適切な実態把握及び関係機関との連携
全小・中学校での「困りごと調査」によるヤングケアラーの早期発見及び面談等による適切な実態把握に努め、迅速な関係機関との連携に努めます。

(用語解説)

*3 ヤングケアラー...一般に、本来大人が担う想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒

*4 スクールカウンセラー...いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言するなどの心のケアを行うため、週に2～4時間、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験をもつ専門家

*5 スクールソーシャルワーカー...家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげていく活動を行う専門家

- *6 小・中学校家庭教育専門支援員...不登校の要因として、家庭環境に起因するケースが増えていることから、家庭に不安を抱えている児童生徒を支援するため、家庭訪問を通しての支援や各ケースの解決に向けた関係機関との連絡調整等を行う家庭教育に関する専門的な支援員
- *7 マイサポーター制度...児童生徒が自ら希望する担任以外のマイサポーター（教職員）を指名し、いつでも気軽に面談できる制度
- *8 気がかりポスト...各校において、生徒指導主事や教務主任等に位置付け、教職員や児童生徒の情報を集めて、俯瞰的に全てを見て情報共有しながら、児童生徒の困りごとや悩みを早期に発見していく職のこと。
- *9 教育支援センター...不登校児童生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を援助・支援する教室（射水市内1箇所）

体力の向上、心身の健康づくり

【現状と課題】

- ・ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査では、小学校5年生男女・中学校2年生男女ともに、県平均と同等かそれを下回る結果となっており、更には、ここ数年で体力合計点は大きく低下しています。子どもたちの望ましい生活習慣（運動の習慣化や体力向上）に取り組む必要があります。

また、子どもたちが充実した生活を送ることができるよう、早寝早起きをして朝ご飯をしっかりと食べるなど、基本的な生活習慣の定着を目指し、心身ともにたくましい子どもの育成に取り組む必要があります。

児童生徒の体力・運動能力について（点）

小学校5年生 【総合得点】	男子		女子	
	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度
射水市	55.65	53.92	56.82	55.39
富山県	55.51	53.94	57.72	56.68
中学校2年生 【総合得点】	男子		女子	
	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度
射水市	44.24	39.60	51.27	47.33
富山県	42.85	41.19	51.45	48.08

小学校5年生	男子				女子			
	平成30年度		令和4年度		平成30年度		令和4年度	
	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県
握力(kg)	17.85	16.76	16.68	16.55	17.20	16.34	16.34	16.23
上体起こし(回)	20.11	20.00	18.66	18.98	18.96	18.99	17.51	18.19
長座体前屈(cm)	33.91	33.85	33.51	33.89	36.90	37.86	38.40	38.39
反復横跳び(回)	43.44	44.31	41.57	42.80	41.81	42.95	39.94	41.51
20mシャトル(回)	55.90	56.60	51.47	50.96	43.03	46.56	41.29	42.27
50m走(秒)	9.53	9.46	9.55	9.54	9.74	9.61	9.63	9.65
立ち幅跳び(cm)	155.17	156.17	153.58	155.06	148.02	151.01	146.71	150.41
ソフトボール投げ(m)	23.73	23.10	22.48	21.52	14.20	14.59	13.87	14.46
総合得点(点)	55.65	55.51	53.92	53.94	56.82	57.72	55.39	56.68

中学校2年生	男子				女子			
	平成30年度		令和4年度		平成30年度		令和4年度	
	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県	射水市	富山県
握力(kg)	30.69	29.21	28.71	28.73	24.45	23.67	23.88	22.90
上体起こし(回)	28.16	26.76	24.54	25.19	24.04	23.20	21.14	21.27
長座体前屈(cm)	44.18	43.96	43.60	44.24	46.95	46.83	47.63	46.32
反復横跳び(回)	52.48	52.74	50.31	51.01	47.29	47.72	45.60	45.93
持久走(秒)	401.52	395.96	412.56	398.80	296.38	287.65	289.95	292.57
20mシャトル(回)	86.75	88.05	75.96	80.56	60.13	62.17	49.68	54.13
50m走(秒)	8.02	8.05	8.30	8.10	8.93	8.81	9.20	8.99
立ち幅跳び(cm)	202.31	199.53	198.14	199.09	176.51	175.76	168.09	170.08
ソフトボール投げ(m)	22.34	21.04	20.29	20.67	12.60	13.27	12.34	12.95
総合得点(点)	44.24	42.85	39.60	41.19	51.27	51.45	47.33	48.08

*文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」より

【取組の基本方向】

- ・ 子どもたちの運動の習慣化や体力向上に取り組みます。
- ・ 小児生活習慣病予防検診を実施し、子どもたちが将来にわたって健康的な生活を送れるよう小児期からの予防実践と予防意識の向上を図ります。

【取組内容】

- ・ 体力向上研究会の開催
射水市体力向上研究会において、小学校体育主任が体力づくりに有効な研修を受講するとともに、各々の取組状況を共通理解し合う機会を設け、児童の体力向上に向けて課題共有を図ります。
- ・ 射水っ子体力アップ応援事業の実施
児童生徒の体力向上や運動習慣の定着、教員の指導力の向上を目的に、小・中学校の体育の授業に専門的指導者を派遣します。
- ・ 小児生活習慣病予防検診の実施
生活習慣病といわれる高脂血症や高血圧などの症状をもつ子どもや、将来、生活習慣病になりやすい因子をもつ子どもをできるだけ早い時期に発見することにより、将来にわたって子どもたちが健康的な生活を送れるよう、小学4年生全児童及び5・6年生で前年度検査結果が要医療や経過観察であった児童を対象に小児生活習慣病予防検診を実施します。
- ・ すこやか教室の実施
小児生活習慣病予防検診の受診結果が、「要医療」、「経過観察」と診断された児童を対象に、医師や栄養士による講義と医師との健康相談を行う「すこやか教室」を開催し、小児期からの予防実践と予防意識の向上を図ります。

多様な価値観や背景をもつ児童生徒への支援の充実

【現状と課題】

- ・ 外国籍の児童生徒等、多様な文化的・言語的背景をもつ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学等に発展する場合があります。

教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが必要です。

- ・ 誰もが自分らしく安心して学校生活をおくれるよう、性の多様性に関する悩みをもつ児童生徒に寄り添った支援が求められています。

本市の日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒の率（％）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	1.9	1.9	2.2	2.2	2.4
中学校	1.0	1.0	1.2	0.8	0.7

*文部科学省「日本語指導が必要な帰国・児童生徒等の実態調査」より

【取組の基本方向】

- ・ 外国人相談員(*10)を配置し、日本語による学習や学校生活への適応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校の支援に努めます。
- ・ 学校における性の多様性に関する悩みに対するきめ細かな対応に努めます。

【取組内容】

- ・ 外国人相談員等による支援
日本語による学習や学校生活への適応が困難な外国人児童生徒が在籍する学校に、県配置の外国人相談員や外国人児童生徒等日本語指導（県加配教員）に加えて、市配置の外国人相談員を配置し、学習支援に努めます。
- ・ 言語翻訳機の活用
日本語の理解が難しい外国人児童生徒及びその保護者に対し、言語翻訳機を活用し意思疎通を図ります。
- ・ 性の多様性への対応
学校における性同一性障害(*11)や性的指向(*12)・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。

(用語解説)

*10 外国人相談員...外国人児童生徒の母語を話すことができ、通訳だけでなく、児童生徒の学習補助や保護者からの様々な相談に対応している。

*11 性同一性障害...生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態

*12 性的指向...恋愛対象が誰であることを示す概念

学校部活動の段階的な地域移行の推進

【現状と課題】

- ・ 文部科学省では、少子化や教員の働き方改革を考慮した部活動改革として、休

日の部活動を段階的に地域移行していく方針を示しています。

本市では、令和4年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図っており、学校外の専門性の高い指導者から学ぶことのできる機会を確保し、生徒にとってより良い活動環境の整備に取り組んでいます。

引き続き、その課題等を整理し、「射水市学校部活動在り方検討会」で対応を協議していくとともに、運動部・文化部それぞれの部活動の特性を踏まえつつ、関係団体と協議を進め、全ての部活動において休日部活動の地域移行を進めていく必要があります。

休日の学校部活動の地域移行の状況

令和4年度モデル事業 柔道、剣道、バスケットボール 令和5年度本格移行

令和5年度モデル事業 ハンドボール、卓球、ソフトテニス

令和6年度以降 団体と協議が整い次第、順次モデル事業を実施

【取組の基本方向】

- ・ 運動部については、これまでに実施したモデル事業の競技における成果や問題点について検証し、課題解決に努めます。
- ・ その他運動部や文化部については、関係団体と協議をすすめるとともに、「射水市学校部活動在り方検討会」にて検討の上、順次、地域移行を進めます。

【取組内容】

- ・ 部活動指導員(*13)の配置
部活動の質の向上と教員の負担軽減を図るため、部活動の技術指導や大会等への引率を単独で行うことができる部活動指導員を配置します。
- ・ 部活動の地域移行
生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域との連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進めます。

(用語解説)

*13 部活動指導員...学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の技術指導、大会・練習試合等の引率等を行う者

学校給食の充実、食育の推進

【現状と課題】

- ・ 安全・安心で栄養価を維持した、「生きた教材」として活用できる学校給食を実施するため、県内・国内産の食材を優先的に活用し、旬の地場産食材を取り入れた献立づくりが求められています。
- ・ 子どもたちの食をめぐる状況は、偏った栄養摂取や不規則な食事等の食生活の乱れ、食物アレルギー対応等の課題が多くみられます。食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校、教育委員会、調理従事者が連携して充実した学校給食の実施に努めるとともに、各教科や様々な教育活動を通じて食育に取り組んでいく必要があります。

【取組の基本方向】

- 学校給食の安全・安心の確保を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校給食の活用や各教科を通じた食育を推進します。

【取組内容】

- 県内・国内産食材の活用
適時、旬の地場産食材を活用することで、学校給食を通じてふるさとを大切に
する気持ちや食料生産等に関わる人々への感謝の心を育むなど食育を推進します。
- 安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進
学校、教育委員会や調理事業者等が連携し、安全・安心で楽しい学校給食の提
供に努めるとともに、家庭科や道徳科、学級活動の時間等のほか、様々な教育活
動を通じて食育に取り組みます。また、給食だより等を通じて、一日の生活のエ
ネルギーとなる朝ごはんの大切さを伝えます。

【(2)豊かな心と健やかな体の育成 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
「自分にはよいところがある と思う」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象と した全国学力・学習状況調査で「当て はまる」「どちらかといえば当てはま る」と答えた児童生徒の率	小学校 81.6% 中学校 85.3% (令和5年度)	100.0%
いじめの解消率	いじめの認知件数に対し、当該年度に いじめが解消しているものの率	小学校 63.5% 中学校 78.0% (令和4年度)	増加
暴力行為の発生件数	学校内外で発生した児童生徒による暴 力行為の件数	小学校 75件 中学校 45件 (令和4年度)	減少
不登校児童生徒数	年間30日以上欠席した児童生徒のう ち病気や経済的な理由の者を除いた人 数	小学校 54人 中学校 117人 (令和4年度)	減少
すこやか教室参加率	小児生活習慣病予防検診で「要医療」 「経過観察」に該当する児童のうち「す こやか教室」に参加した率 令和2～4年度は、感染症対策のため 未実施	11.2% (令和元年度)	増加
朝ご飯を毎日食べてくる児童 生徒の割合	朝ご飯を毎日食べてくる児童生徒の割 合	小学校 98.9% 中学校 97.4% (令和4年度)	100.0%
地域移行した休日部活動の割 合及び数	休日部活動を地域移行した部活動の割 合及び数	24.0% 6部活動 (令和5年度)	100.0% 25部活動
地場産食材使用率	給食における射水市産食材及び富山県 内産食材の使用割合(金額ベース)	射水市産 14.5% 富山県産 39.3% (令和4年度)	増加

(3) 特別支援教育の充実

【施策の方向性】

特別な支援が必要な子どもに個別最適な学びの機会を確保するとともに、一人ひとりが能力・可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう、環境整備と支援体制の充実を図ります。

相談、支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、一人ひとりの状態や発達の段階に応じた適切な指導や支援を提供できる多様で柔軟な体制の充実が求められています。特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、学校生活を送る上で必要な合理的配慮の提供を受けつつ、障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を得て学べるようにする必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 障害の有無にかかわらず、児童生徒が可能な限り共に学び、一人ひとりが自分に合った教育を受ける環境を整える「インクルーシブ教育」を推進します。
- ・ 特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級指導教室(*1)による指導、特別支援学級など「連続性のある多様な学びの場」を整備します。
- ・ 教員の専門性の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。

【取組内容】

- ・ 教員の特別支援教育に係る理解の促進
教員が、障害や特別支援教育に係る理解を深め、児童生徒の状態や変化に対応することができるよう、特別支援教育に関わる機会の充実に努めます。
- ・ 特別支援教育研修会の開催
特別支援教育研修会を開催し教員の専門性の向上を図ります。
- ・ 学習サポーター(*2)の配置
児童生徒の見守りや支援を行う学習サポーターを小・中学校の実態に応じて効果的に配置します。
- ・ 特別支援学級の開(閉)級及び通級指導教室の開設の推進
児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供できる環境を整備します。
- ・ 特別支援教育の専任職員の教育委員会への継続配置
特別支援教育の専任職員を教育委員会に配置し、保護者の就学相談や教員への指導助言など、支援体制の充実を図ります。
- ・ 保護者との就学・教育相談の実施
市関係課や関係機関・施設等と連携し、保育園・幼稚園等への訪問や地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。

(用語解説)

- *1 通級指導教室...大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を受けられる教室
- *2 学習サポーター...特別な支援を必要とする児童生徒や学習の理解に時間を要する児童生徒、集中して授業に取り組むことのできない児童生徒の学習支援を行う者

関係機関との連携強化

【現状と課題】

- ・ 現在、障害の有無等にかかわらず、可能な限り誰もがともに学ぶ環境を整えていくことが求められており、医療的ケア児(*3)への対応等、学校現場が抱える課題は多様化・複雑化しています。
このため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有を図り、それぞれの専門性を生かした相互の連携を強化しながら、支援を要する児童生徒の状態や変化に対応できる環境づくりに取り組むとともに、関係する教員等の資質の向上にも努めていく必要があります。
- ・ 子どもたちへの支援や指導の充実を図るため、幼児教育施設、学校、家庭、関係機関が連携した「個別的教育支援計画」の活用と情報の共有・引継ぎによる切れ目のない支援を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を深めながら、早期からの教育相談・支援の充実を図ります。

【取組内容】

- ・ 「小学校への連絡カード」の活用による幼保小の連携強化
「小学校への連絡カード」を有効に活用することで、幼稚園、保育園、認定こども園で取り組んできた支援や指導を引き継ぎます。
- ・ 個別的教育支援計画を活用した支援や指導
「個別的教育支援計画」を有効に活用し、幼保・小・中学校で一貫した切れ目のない支援や指導に努めます。
- ・ 射水市民病院「子どものこころの外来(*4)」との連携
射水市民病院「子どものこころの外来」と小・中学校が連携し、心の問題や発達障害などにより支援が必要な児童生徒の早期受診につなげます。
- ・ 市医療的ケア運営協議会での支援体制の協議及び支援の実施
医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「射水市立小中学校医療的ケアガイドライン」に沿って引き続き人的配置などの体制づくりに取り組みます。
- ・ 関係機関によるケース会議の開催
市や県の関係課や特別支援学校、関係機関・施設等と連携し、保育園・幼稚園等への訪問や地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。

(用語解説)

*3 医療的ケア児...医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

*4 子どものこころの外来...富山県が令和4年度から心の問題や発達障害がある子どもへの医療体制の拡充として開始した「サテライト診療」の一環として射水市民病院で開設したもの

【 (3) 特別支援教育の充実 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
特別支援学級の担任を経験した教員の割合	採用後10年未満の各小・中学校教員のうち特別支援学級担任経験のある教員の割合	17.0% (令和5年度)	30.0%

(4) 郷土愛を育む教育の充実

【施策の方向性】

地域の多様な人材とのふれあいや様々な体験等を通して、学ぶ喜びや充実感を味わいながら、ふるさといみずへの誇りと愛着を養うとともに、心豊かな人間性・社会性を育みます。

ふるさと射水への愛着を育む教育の充実

【現状と課題】

- ・ 子どもたちがふるさとに愛着をもち、将来の射水市を担う人材となるよう、ふるさと射水への郷土愛と誇りを育むための教育を推進していく必要があります。
- ・ 本市は、豊かな地域資源（歴史・文化、食、自然、企業等）を有しており、子どもたちが積極的に地域に出向くなど、地域・社会の多様な人材との交流を図りながら、実感を伴った「ふるさと学習」や「体験学習」を充実していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 書物やインターネットから知識として学ぶ「ふるさと学習」だけでなく、子どもたちが地域等に出向き、発達段階に応じた「見る・聞く・体験するふるさと学習」を推進します。また、地域や多様な企業の人材等との交流を図り、郷土愛を育みながら、これからの自らの人生を主体的に切り拓いていく力を育成します。

【取組内容】

- ・ ふるさと学習の推進

社会科の学習等で副読本「わたしたちの射水」「ふるさと射水」を活用し、地域の自然や産業、歴史を学びます。また、総合的な学習の時間等で、地域人材の活用により、見たり、聞いたり、体験したりして「ふるさと」の魅力や課題について学ぶことで、ふるさと射水への愛着や親しみをもてるよう取り組みます。

- ・ 交流・体験活動の推進

子どもたちが、学ぶことと自分の将来のつながりを見通しながら、新たな自分のよさや可能性を見つけ、自分の生き方を考える機会として、社会に学ぶ「14歳の挑戦」(*1)や「いみず鳳雛きらめき塾(*2)」、「いみず夢づくり授業(*3)」等、地域や企業の人材との交流や体験活動を推進します。

(用語解説)

*1 社会に学ぶ「14歳の挑戦」...中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

*2 いみず鳳雛きらめき塾...新しい時代を切り拓くグローバルな人材、世界に羽ばたき将来の射水を担うたくましい人材を育成するため、意欲ある中学生(鳳雛)が、東京で活躍している起業家等と交流等を行う事業

*3 いみず夢づくり授業...本市等にゆかりがあり、様々な分野の第一線で活躍している方を講師として、中学校で講演・授業を行う事業

環境教育等、持続可能な社会を目指す教育の推進

【現状と課題】

- ・ 持続可能な開発のための目標：SDGs(*4)の実現に向けて、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける必要があります。このような持続可能な社会の担い手を育てるためには、新たな価値観や行動等の変容をもたらす教育を行う必要があります。
- ・ 自分たちの身近な普段の暮らしの中で、エネルギーの大切さや環境問題、生き物と環境のつながり等を意識し、主体的かつ実践的な学習に取り組み持続可能な社会を目指す環境教育を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けられる持続可能な社会の担い手を育成します。
- ・ 「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の3つの視点に沿って環境教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりが、環境保全やより良い環境の創造のために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成します。

【取組内容】

- ・ 総合的な学習の時間等における持続可能な社会実現に向けた取組の実施
総合的な学習の時間、理科、社会科、生活科、家庭科等の時間にグリーンカーテンの設置や環境チャレンジ1.0事業(*5)といった環境教育を行う等、持続可能な社会の実現に向けて、主体的かつ実践的な学習に取り組みます。

(用語解説)

*4 SDGs(Sustainable Development Goals の略称)...2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標であり、17のゴール、169のターゲット及び231の指標で構成され、2030年までに「誰一人取り残さない」世界を目指し、個人、団体、企業、自治体、政府等、様々な立場から取組が進められている。

*5 環境チャレンジ1.0事業...小学校4年生(10歳)が地球温暖化問題を学び、10個の目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践、自己評価する取組

【(4) 郷土愛を育む教育の充実 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 80.8% 中学校 59.6% (平成28年度から30年度の平均)	増加
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生全員を対象とした全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率	小学校 81.8% 中学校 70.0% (令和5年度)	増加

(5) 国際化、情報化に対応した教育の充実

【施策の方向性】

グローバル化やA I、I o T等の技術革新などが急速に進展する社会の中で、多様な価値観をもつ人々と連携、協働しながら、自らの可能性を發揮し未来を切り拓いていく力を育てていきます。

I C Tを活用した情報活用能力の向上、デジタル・シティズンシップ教育の推進

【現状と課題】

- ・ A I(*1)、ビッグデータ、I o T(*2)といった技術が発展したS o c i e t y 5 . 0(*3)時代に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシー(*4)の向上が一層重要です。
- ・ 情報及び情報手段を適切に選択し活用していく情報活用能力を育成するために、児童生徒の発達の段階や実態を考慮した学習活動を充実させることが求められています。
- ・ 日々進化するデジタル社会において、ネット依存やネットトラブルから身を守るとともに、I C T(*5)を適切に活用して社会参加するために必要な知識や能力、責任ある行動規範を身に付けるデジタル・シティズンシップ(*6)教育を推進することが必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒の発達の段階や実態を考慮した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成を目指します。
- ・ I C Tを適切に活用して社会参加するために必要な知識や能力、責任ある行動規範を身に付けるデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

【取組内容】

- ・ 学習専用端末を教育活動全般で積極的、効果的に活用
児童生徒1人1台学習専用端末環境を活かし、教育活動全般に効果的に活用できるように、各校の実践事例を蓄積・紹介するなど共有を図ります。
- ・ 「I C Tスキルスタンダード(*7)」の活用及び教員のI C T活用力に応じた選択型・体験型研修の開催
「I C Tスキルスタンダード」を活用し、児童生徒が小・中学校9学年の各学年で身に付けるべきI C Tスキルを習得できるように努めます。また、教員のI C T活用力の向上を目指し、体験型の選択研修を開催します。
- ・ 家庭での学習進度に応じたA Iドリルや学習教材動画等の活用
家庭での学習進度に応じたA Iドリルの積極的な活用を推進するとともに、個別の探究活動や調査活動に学習教材動画等を活用した学習ができるよう支援します。

- ICTマイスター教員(*8)の任命及びICT支援員の配置
ICTに関する高い専門性と実践的指導力を有する教員をICTマイスター教員として任命し、優れた教育活動を市内教員に公開することを通して、ICT活用力の向上を図ります。また、ICT支援員を各校に配置し、授業中の支援や授業作りの助言に努めます。
- プログラミング教育(*9)の推進
小学校において、MESH(*10)、ドローン教材を活用し、児童に論理的に思考する「プログラミング的思考」を育むことを目的としたプログラミング教育を推進します。更に、中学校において、micro:bit(*11)を活用したプログラミング教育の充実を図ります。
- デジタル・シティズンシップ教育の推進
児童生徒がICTのよりよい使い手となるよう、スマホ・ケータイ安全教室やネットトラブル防止教室等の講習会を実施するとともに、ネット利用のルールの見直し及び定着に向けて取り組んでいきます。

(用語解説)

- *1 AI…人工知能。人間による知的な作業や判断を、コンピューターによる人工的なシステムにより行えるようにしたもの。現在、対話型生成AI(膨大な量の情報から、単語や文章を推測し、統計的にそれらしい応答を生成するもの)が、社会に急速に普及しつつあることから、教育における活用が議論されている。
- *2 IoT:(Internet of Things の略称)…身の回りのあらゆるものをインターネットにつなげることにより、新たなサービスを生み出すもの
- *3 Society5.0…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。
- *4 データリテラシー…データを理解し、解釈し、分析し、活用する能力のこと。
- *5 ICT:(Information and Communication Technology の略称)…情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。情報通信技術
- *6 デジタル・シティズンシップ(Digital Citizenship)…情報技術の利用における適切で責任ある行動規範のこと。
- *7 ICTスキルスタンダード…学習専用端末の操作に関する知識や技術について、児童生徒が発達段階に応じて、それぞれの学年で身に付けさせるスキルを表したもの
- *8 ICTマイスター教員…ICTに関する高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員であり、その優れた実践的指導力等を市内のほかの教員に伝授するように任命された者
- *9 プログラミング教育…ねらい達成の道筋を論理的に考えていく「プログラミング的思考」を育成すること。
- *10 MESH:(Make, Experience, Share の略称)…身近なものとセンサーやスイッチなどの機能を組み合わせ、プログラミングすることで、アイデアを形にできるツール
- *11 micro:bit…子どもがプログラミングを学ぶために作られた小さなコンピューター。絵を使ってプログラムを作ることができ、LEDやボタン、センサーを利用した様々なことができる。

外国語教育の充実

【現状と課題】

- 現行の学習指導要領では、小学校高学年に「外国語」、中学年には「外国語活動」が新設され、実施されています。グローバル化の急速な進展によって、自らが直接、多様な言語、文化、人々を有する世界とつながる時代になっており、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成することが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 教員とALTが協力して授業を進め、児童生徒の英語への関心を高めます。また、教育内容の質の向上を目指すとともに、外国語の活用経験の促進とコミュニケーション能力の伸長を図る取り組みを行います。

【取組内容】

- ・ 全小・中学校への外国語指導助手(ALT)の配置
教員とALTが協働して工夫しながら授業を実施し、児童生徒の英語に対する興味・関心を高めます。特に、小学校高学年では、外国語の授業時間のすべてにALTを配置し、ネイティブな外国語により多く触れる機会を創出します。
- ・ 小学校への英語専科教員や外国語活動指導員の配置
教育内容の質の向上を目指し、小学校への英語専科教員や外国語活動指導員の配置に努めます。
- ・ 外国語に慣れ親しむ体験・活動機会の確保
外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を養う体験や活動する機会の確保に努めます。

【(5) 国際化、情報化に対応した教育の充実 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
授業でICT機器を「ほぼ毎日」使用した児童生徒の割合	各小・中学校が全ての児童生徒に実施するアンケートで「ほぼ毎日」と答えた児童生徒の割合	小学校 - % 中学校 - %	100%
中学3年生でCEFR A1レベルの英語力を有する生徒の割合	中学3年生で語学のコミュニケーション能力別のレベルを示す国際標準規格CEFR A1レベル(実用英語技能検定3級程度)以上の英語力を有する生徒の割合	61.0% (令和4年度)	増加

(6) 教育環境の整備

【施策の方向性】

子どもたちの安全・安心な学びを確保するため、計画的な施設等の老朽化対策や学校における安全教育を推進するとともに、学校の在り方について検討を進め、望ましい教育環境の実現に努めます。

学校施設・設備の計画的な整備

【現状と課題】

- 本市の学校教育施設は、建築後30年以上経過する建物が多くあり、引き続き、学校施設の老朽化に伴う大規模改造や長寿命化改良工事を計画的に実施していく必要があります。また、これらの工事に併せて、学校施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

本市の小・中学校施設 築年別整備の状況

築10年未満	築10年以上	築20年以上	築30年以上	築40年以上	築50年以上	計
6%	24%	10%	11%	34%	15%	100%
40%			60%			-

*当初建築からの築年数(令和5年度現在)であり、公共施設個別施設計画に基づき、順次改修を実施している。

【取組の基本方向】

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、学習専用端末等を活かした新しい時代の学びに対応するため、教育環境の向上と学校施設の老朽化対策の一体的な整備を計画的・効率的に推進します。

【取組内容】

- 計画的な学校施設・設備の老朽化対策工事の実施
公共施設個別施設計画に基づき、計画的な学校施設・設備の老朽化対策に取り組みます。
- 老朽化対策工事にあわせた機能強化の推進及び教育環境の向上
老朽化対策工事の実施にあわせ、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、1人1台の学習専用端末等を活用した新しい時代の学びに対応した教育環境の向上に努めます。

児童生徒の安全確保のための取組の推進

【現状と課題】

- 日常生活での安全確保や災害への理解を深め、的確な判断のもとで行動できる児童生徒の育成に取り組む必要があります。
- 児童生徒の登下校の安全を確保するため、継続的な通学路の調査や合同点検の実施等を通じた危険箇所の改善に取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒の危険回避能力を向上させるための安全教育を推進するとともに、防災訓練や不審者に備えた訓練等の充実を図ります。
- ・ 学校や家庭、地域と連携した安全体制づくりを推進します。
- ・ 各学校における通学路の危険箇所の把握及び関係機関と合同点検を実施し、通学の安全に向けた環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 安全教育の推進
在校（園）時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害及び不審者等に備えた避難誘導訓練を実施します。
- ・ 安全に関する情報の共有
警察などの関係機関や市担当課と連携し、家庭や地域に不審者情報やクマ・イノシシ・カモシカ等の出没情報、台風や大雪による学校休業等の情報について教育・安全情報リアルタイム共有システム(通称：あんしんメール)(*1)を活用して情報発信し、事故等の未然防止に努めます。
- ・ 通学路の安全確保
道路管理者や警察等の関係機関で構成する通学路安全対策推進会議において、通学路の安全確保に向けた取組を行います。

(用語解説)

*1 教育・安全情報リアルタイム共有システム(通称：あんしんメール)...学校と家庭、地域が情報を共有し、連携・協力して児童生徒の健全育成を図るため、教育・安全に関する情報を各校から利用登録している保護者や地域の関係者へ電子メールを配信するもの

学校の適正規模・適正配置を踏まえた望ましい教育環境の推進

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化と人口減少の進行により、児童生徒数の減少、学校の小規模校化や複式学級化が進むと見込まれることから、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現のため、教育上の課題や地域の実情を踏まえながら、地域住民やPTA等の方々とともに学校の在り方を検討していく必要があります。

射水市立小・中学校児童生徒数の推移及び見込(人)

区分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校 児童数	4,467	4,435	4,366	4,240	4,126	4,008	3,902
中学校 生徒数	2,423	2,372	2,295	2,334	2,300	2,316	2,249
計	6,890	6,807	6,661	6,574	6,426	6,324	6,151

*令和5年4月1日現在の見込みである。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れながら、資質や能力を伸ばすことができる教育環境を確保するため、引き続き、児童生徒数や学級数の動向を注視し、地域の実情を踏まえながら、学校の在り方について検討します。

【取組内容】

- ・ 放生津小学校・新湊小学校の新設統合
令和7年4月1日を目標とし、両校の新設統合に向けて準備を進めます。
- ・ 地域や保護者への情報共有・共通理解の推進
少子化が進行する中、各校の児童生徒数の見込や教育上の課題について、地域や保護者と情報を共有し、共通理解を図ります。

環境にやさしい学校施設の整備

【現状と課題】

- ・ 持続可能な社会を実現するためには、学校施設改修時における耐久性に優れた材料等や断熱性の高い複層ガラス(*2)の使用、照明のLED化等の省エネルギー対策を推進していくことが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 持続可能な社会を実現するため、施設改修時には、環境に考慮した材料等を取り入れるなど、省エネルギー対策を推進します。

【取組内容】

- ・ 環境に考慮した施設等改修工事の実施
学校施設改修時には、耐久性に優れた材料等への取替、維持管理や設備更新時の容易性の確保、窓ガラスの複層化等の断熱化を図ります。

(用語解説)

*2 複層ガラス...複数枚のガラスを重ね、その間に乾燥空気やガス等を封入した中間層を設けた断熱性の高いガラス

【(6) 教育環境の整備 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
学校施設のバリアフリー化の整備率	文部科学省が示す「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」に掲げられた対象(車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーター)の整備率	小学校 86.7% 中学校 100.0% (令和5年度)	100.0%

(7) 信頼される教育の推進

【施策の方向性】

優れた教育理念や指導技術を伝承し、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力をもった教員の育成に努めるとともに、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となった学校づくりを進めます。

コミュニティ・スクール等による地域とともにある学校づくりの推進

【現状と課題】

- 子どもたちを取り巻く環境や学校が直面している課題が多様化、複雑化している状況を踏まえ、地域と保護者、学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進める必要があります。

【取組の基本方向】

- 学校や家庭、地域等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育む教育環境づくりを推進します。

【取組内容】

- コミュニティ・スクール(*1)の導入
保護者や地域住民などが学校運営に参画する学校運営協議会を全小・中学校に設置し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(*2)との一体的な推進
学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員(*3)と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。

(用語解説)

- *1 コミュニティ・スクール...保護者や地域住民などが学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する仕組み
- *2 地域学校協働活動...地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
- *3 地域学校協働活動推進員...社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター。地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案や学校や地域住民等関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集などを行う。

教員の資質能力の向上

【現状と課題】

- 教員には学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことが求められています。

- ・ 本市では、経験年数が10年以下の教員が約半数を占めており、教育理念や指導技術を伝承することが必要です。引き続き、高い専門性と実践力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員を「マイスター教員(*4)」として任命し、その優れた実践的指導力等を広く市内の教員に伝授していくことが必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 優れた教育理念や指導技術の伝承、教員研修の充実により、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力をもった教員の育成に努めます。
- ・ 教職員の心身の安定を図り、健全に児童生徒と向き合える環境の整備に努めます。

【取組内容】

- ・ 新規採用教員研修会、若手教員研修会、中堅教諭研修会の開催
新規採用教員、若手教員、中堅教諭が、キャリアに応じて求められる資質を身に付ける研修会を開催します。
- ・ 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標(*5)」の活用
県指標を手がかりに、教員一人ひとりが自らのキャリアステージを自覚し、自分に必要な研修を受講したり、研修内容を踏まえ実践したりしながら、資質の向上を図ります。
- ・ マイスター教員の任命と市内教員への伝授及び同僚性を生かした教員の学び合いの推進
高い専門性と実践的指導力を有する教員をマイスター教員に任命し、優れた実践的指導力等を市内教員に広く伝授する機会を設けます。また、日常的に指導力向上のための教員同士の学び合いを推進し、同僚性を高めます。
- ・ ストレスチェックの実施による教職員の働きやすい職場環境の形成
定期的なストレスチェックを行い、教職員の心身の状態を把握し、職場環境の改善に生かします。

(用語解説)

*4 マイスター教員…本市教員の中から、高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員であり、その優れた実践的指導力等を市内の他の教員に伝授するよう任命された者

*5 富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標(令和5年10月改訂)…教員としての職責、経験、適性に
応じて資質の向上を図る際の目安として、更に高度な段階を目指す手がかりとして策定されたもの

スマートスクール(*6)の推進

【現状と課題】

- ・ 教員の多忙化解消に取り組むとともに、教員が意欲的に働くことのできる環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 統合型校務支援システム(*7)の整備により、教職員の業務の負担軽減や効率化を図っています。また、児童生徒には1人1台学習専用端末の整備が完了し、学習支援システム等の活用を推進しています。今後は、統合型校務支援システムと

学習支援システム等のデータを統合して管理することで、教職員の業務のさらなる効率化を図り、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し個に応じた指導を行うことが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 教職員業務に関するシステム整備を更に推進するとともに、統合型校務支援システムと学習支援システム等のデータを一体的に活用する等、教員の働き方改革や資質能力を向上させる環境づくりを進めます。

【取組内容】

- ・ 統合型校務支援システムの整備
 統合型校務支援システムを中心とした教職員業務のシステム整備を推進し、「教務系」「学籍系」「学校事務系」など校務の効率化・負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境を整えます。
- ・ 学習支援システム等との連携
 教職員が統合型校務支援システムや学習支援システム等のそれぞれのデータを一体的に活用できるように環境整備を行い、学習面や生徒指導等における教育の質の向上及び学級や学校運営の改善等を図ります。

(用語解説)

- *6 スマートスクール...校務系と学習系のシステムが保有するデータを連携・活用し、学習や生徒指導等の教育の質の向上及び学級や学校運営の改善等を図るための仕組み
- *7 統合型校務支援システム...教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステム。システムの利用により、校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができるメリットがある。

【(7) 信頼される教育の推進 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
コミュニティ・スクールの設置数	各小・中学校のコミュニティ・スクール設置校数	0校 (令和5年度)	21校
マイスター教員の任命	マイスター教員を経験した教員数	102名 (小学校56名 中学校46名) (令和5年度)	110名 (小学校60名 中学校50名)

(8) 幼児教育の推進

【施策の方向性】

幼児期は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。この時期に身近な大人たちからの深い愛情のもと主体的な遊びを通して様々な出会い、関わりあいを経験し、自己肯定感を高め、生きる力の基礎を培うことが大切です。幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、学校及び地域と連携し、幼児教育の質の向上を図るための取組を進めます。

幼児教育の充実

【現状と課題】

- ・ 子どもを取り巻く環境が、核家族化や少子化の進行等により大きく変化し続け、価値観やライフスタイルが多様化する中、身近な地域における人間関係は希薄化しています。そのため家庭や地域において、子どもが人や自然と直接触れ合う経験・体験が少なくなり、この時期の子どもにふさわしい生活のリズムが獲得されにくい傾向があります。
- ・ 幼稚園や保育園、認定こども園、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、連携・協力することで、生活体験や自然体験の充実を図ることが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 園生活や遊びを通じ、信頼する大人や友達と関わり、主体的に学ぶことや自己の力を十分に発揮し満足感を味わうことで、幼児期に育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を培います。

【取組内容】

- ・ 幼児期の特性を踏まえた教育の推進
子どもの主体的な活動を通し、多様な経験・体験を保障できるカリキュラムを編成し実践・検証しながら、子どもが好奇心や探究心をもって関われる環境づくりを推進します。
また、集団生活を通して気持ちや行動の調整、粘り強さ等の非認知能力を育みながら、子ども一人ひとりの望ましい発達を促すため子どもとの関わり方や指導方法を工夫・改善します。

幼保小連携の推進

【現状と課題】

- ・ 子どもの学びや生活の基盤を育むため、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい、主体的かつ対話的で深い学びの実現を図ることや子ども一人ひとりの多様性に配慮し、小学校教員や、保育園・幼稚

園・認定こども園等の子どもに係るすべての大人が互いの立場を超えて連携することが求められています。

- ・ 近年増加傾向にある特別な支援を要する子どもへの対応として、幼児期に作成した「個別支援計画」を入学準備期に小学校へ提供するなど、より緊密な連携を図る必要があります。
- ・ 外国にルーツをもつ家庭の増加に伴い、言葉の壁や文化の違いによって就学時に不安をもつケースも多くみられるため、就学期においてはより丁寧で分かりやすい伝達方法等を調査・研究することが求められています。

【取組の基本方向】

- ・ 幼児期から小学校の児童期への円滑な接続のため、幼保小の交流活動においては、できる限り内容の充実を図り、学びのつながりを意識した指導方法や環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 幼保小の交流活動及び職員同士の相互連携
交流活動においては、小学校教育へ安心して接続できるよう、幼稚園・保育園等と小学校が互いに協力し、その地域性や特性等を考慮しながら、実施方法や内容等を工夫して行っていきます。また、特別な支援が必要な幼児と保護者には学校生活を見学する機会を設け、保護者の不安の解消につなげます。
- ・ 幼保から小学校への指導要録及び連絡カード送付による情報共有
幼稚園、保育園等から小学校へ要録（幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録）の写しと保護者が記入した「小学校への連絡カード」を送付し、それらを基に連絡会を開催し、幼児の発達状況や支援に関する情報の共有を図ります。
- ・ 幼保小接続カリキュラム
幼稚園、保育園等においては小学校への接続を意識したアプローチカリキュラム(*1)、小学校においては幼稚園等での育ちを生かしたスタートカリキュラム(*2)を作成し、幼保小の連絡会等で共有し、円滑な接続につなげます。

(用語解説)

*1 アプローチカリキュラム...就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるよう工夫された5歳児の教育プログラム

*2 スタートカリキュラム...幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的なプログラム

教員等の資質能力の向上

【現状と課題】

- ・ 幼児教育の内容等に関する自己評価で自覚した課題等の解決に向け、組織的に対応することを目的とし、園内研修の充実に加え、富山県幼児教育センターの訪問研修の活用、管理職・監督職・中堅職・新任保育士等がキャリアステージに応じた研修を通じ、個々のスキルアップ、ひいては市全体のボトムアップに取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 幼児教育に関する知識、専門性を高め、教員等のスキルアップを図るとともに、施設の実情に応じた教育課程の編成、指導内容の創意工夫など質の高い教育・保育の提供に取り組みます。

【取組内容】

- ・ 幼保小の教員等の教育・保育活動の意見交換
幼保小の教員等がそれぞれの立場から、自らの保育観や指導観を発言し意見交換を行うことにより、互いの指導内容・方法などについて理解を深めます。
- ・ 幼児教育施設訪問研修(*3)の参加
実際に保育者が子どもと関わる姿を基に幼児教育スーパーバイザー等から助言を受けることで、多面的な気づきや課題を明確にし、個々のレベルアップを図り、幼児教育の質の向上につなげます。
- ・ 各種県内外研修への参加
幼児教育の専門性を高めるため、各種県内外の研修に参加し、全国的な幼児教育の事例や課題等に触れ、具体的な実践内容を学ぶことで、教員等のスキルアップを図り、幼児教育の内容改善・充実につなげます。

(用語解説)

*3 幼児教育施設訪問研修...富山県幼児教育センターの事業。幼児教育スーパーバイザー・幼児教育アドバイザー、幼児教育推進リーダーが幼児教育施設を訪問し、実践における子どもの具体的な姿や保育者の関わりを基に、園内研修において教育要領・保育指針等を踏まえたアドバイスを行うことで、保育の質の向上や園内研修の充実を図る目的で行われる。

認定こども園の設置・推進

【現状と課題】

- ・ 多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能・特長を併せもち、教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の普及が重要です。
- ・ 本市の認定こども園の設置状況については、令和5年4月現在、市立1施設(幼稚園型)、私立10施設(幼保連携型8施設、幼稚園型2施設)です。一方、幼稚園の入園児童数は年々減少していることから、市立幼稚園の今後の在り方について検討を進める必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 保護者の教育・保育ニーズが多様化している中、そのニーズに対応するため、幼稚園・保育園の認定こども園への移行を推進します。

【取組内容】

- ・ 教育・保育提供区域(*4)の状況を考慮した幼保連携型認定こども園(*5)への移行・設置

教育・保育提供区域の状況を考慮しながら、幼保連携型認定こども園の設置を推進します。

(用語解説)

- *4 教育・保育提供区域...地理的条件・人口・交通事情などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地域の実情に応じて定めるもの。本市では、子ども・子育て支援事業計画において、北西地区(新湊中学校・新湊南部中学校区)、北東地区(射北中学校区)、南西地区(大門中学校区)、南東地区(小杉中学校・小杉南中学校区)の4つの教育・保育提供区域を設定している。
- *5 幼保連携型認定こども園...幼稚園機能と保育所機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として、就学前の子どもに教育・保育を一体と捉え、幼児教育と保育を一貫して提供し、また、地域の全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う機能をもった施設

【 (8) 幼児教育の推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
幼保小の連携を行った幼稚園、保育園等の割合	<p>幼児期から児童期への円滑な接続のため、幼児と小学生との交流や支援が必要な幼児と保護者に学校生活を見学してもらうなどの取組を実施している幼稚園、保育園等の割合</p> <p>【対象施設】 市立・私立保育園(16施設、八幡保育園除く)、認定こども園(11施設)、幼稚園(1施設)</p> <p>【取組内容の例】 ・幼児と小学生による交流 ・保育者と小学校教諭等間の情報交換、相互参加などの交流活動</p>	-	80%以上

(9) 家庭の教育力の向上支援

【施策の方向性】

あったか家族(*1)の啓発や親が子育てについて学ぶ場を充実させる等、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

あたたかな家庭環境づくりの啓発

【現状と課題】

- 家庭での生活習慣に関する働きかけは、学力にも効果があるという報告があります。家庭でのコミュニケーションの少なさが、他人と関わることが苦手な子どもや児童虐待の増加、問題行動等につながる要因の一つとも言われているため、「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の3つのポイントを通じて、子どもにとって家庭が安心できる居場所となるよう働きかける必要があります。

「朝食を毎日食べているか」の質問に回答した選択肢別の全国平均正答率(%)

	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
している	68.8	64.5	71.9	53.9	48.2
どちらかといえば、している	62.3	56.6	66.6	45.8	41.2
あまりしていない	57.1	50.3	61.0	39.5	36.4
全くしていない	54.6	48.1	58.6	37.6	35.0

*文部科学省：令和5年度「全国学力・学習状況調査」より

- 本市では、平成28年度から市内企業や団体と連携し、あったか家族応援プロジェクトを実施しており、令和4年度のあったか家族応援ダンス動画作成は、家族一緒に体を動かすことによる温かい団らんの時間をもつことの一助となっています。今後もプロジェクトを継続しながら取組を普及・啓発していくために、企業・団体の協力を得る必要があります。
- あったか家族応援プロジェクトでは、これまで取組の普及・啓発のために、リーフレットやショートムービー、イメージソング、ミュージックビデオ、ダンス動画を作成してきており、啓発作品の活用の機会をさらに増やす必要があります。

【取組の基本方向】

- 「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の3つのポイントを通じて、子どもにとって家庭が安心できる居場所となるよう働きかけます。

【取組内容】

- 家庭教育リーフレット「あったか家族3つのポイント」の配布・配置
リーフレットを関連事業の参加者に配布するとともに、関係部署の窓口に配置し、普及に努めます。
- LINEを活用した「あったか家族応援！」割引クーポン企画の実施
アルビス(株)との包括的連携協定事業として、射水市LINE公式アカウント

トを友達登録した市内在住の方を対象に、毎月25日の「あったか家族の日」に合わせ、アルビス7店舗において使用できる割引クーポンを配信します。

- ・ 応援プロジェクトにより作成された啓発作品の活用
これまでに作成した、ショートムービーやイメージソング、ミュージックビデオ、ダンス動画を市のイベント開催時等に放映し啓発を図ります。

(用語解説)

*1 あったか家族...「家族いっしょに 食事 おしゃべり お手伝い」の愛言葉の下で、家族の基本的な生活習慣とコミュニケーションにより実現する子どもが安心できる居場所づくりの取組

子どもの成長段階に応じた「親学び」への支援

【現状と課題】

- ・ 核家族化や高い共働き率に加え、SNSの普及等、子どもを取り巻く環境の変化により、子育てに関する悩みを抱える保護者が多く存在するため、「家庭教育」の重要性の啓発や保護者への支援が必要です。
- ・ 令和4年度に行った子育て井戸端会議においては、小学校入学前の悩みや不安等を話し合い、保護者間の交流を図ることができ、参加者の93%が「(たいへん)良かった」と回答しており、ファシリテーターを務める家庭教育アドバイザー(*2)や、就学時健診を実施する学校と連携しながら事業を継続する必要があります。
- ・ 子育て井戸端会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催できない年もあったため、PTA行事や学校行事がある日を利用して、より多くの保護者が気軽に参加できるよう開催方法を工夫する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 「家庭教育」の重要性の啓発や、発達段階に応じた子どもとの関わり方を学ぶ機会、他の保護者との交流・ネットワークづくりの機会の提供を行い、子育てに関する悩みを抱える保護者を支援します。

【取組内容】

- ・ いみず親学びスクールの開催(講義型・親子体験型)
富山大学地域連携推進機構と連携し、家庭教育につながる専門的な知識を学ぶ講義型の講座及び、家庭内のコミュニケーション力の向上を図るための親子体験型の講座を開催します。
- ・ 子育て井戸端会議の実施
家庭教育アドバイザー連絡協議会との共催で、学校行事等がある日を利用して、保護者の悩みや不安を話し合い、保護者間の交流を図る機会を提供します。
- ・ 親学び講座(*3)の活用・啓発
子育て井戸端会議の中で親学び講座の事例や手法を活用するとともに、保護者が気軽に参加できる機会が増えるよう親学び講座の開催に対する啓発を行います。

(用語解説)

- *2 家庭教育アドバイザー...家庭教育アドバイザー養成講座の受講者によって設立された市家庭教育アドバイザー連絡協議会に加入し、家庭教育力向上や子育て支援のサポート役として活動している者
- *3 親学び講座...身近に起こりうる事例を取り上げた「親を学び伝える学習プログラム」の54事例を活用し、親の役割と子どもとの関わり方について、グループワークを通じて学ぶ富山県独自の講座

【 (9) 家庭の教育力の向上支援 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
家庭教育に関する講座・学習会の参加者数	子育て井戸端会議、いみず親学びスクール、家庭教育アドバイザースキルアップ研修会の参加者数	972人 (令和4年度)	1,000人
親を学び伝える学習プログラムの参加率	市内全小・中学校の児童・生徒数のうち「親学び講座」への延べ参加者数の割合	16.4% (令和4年度)	70.0%

(10) 地域における子どもの成長支援

【施策の方向性】

地域社会全体で教育・子育ての機能を果たすために、子どもが様々な世代の人たちと関わる機会の充実を図ります。

地域での教育の推進と指導者の確保

【現状と課題】

- ・ 放課後子ども教室・土曜学習(*1)の指導者が高齢化しているため、新たな指導者を育成・確保する必要があります。
- ・ 地域学校協働活動は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、地域の個別活動を総合化・ネットワーク化することで、継続的に円滑に行えるようにする必要があります。
- ・ 青少年の健全育成のためには、広報・啓発活動を行いながら、今後も継続して、青少年育成団体との連携を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うとともに、地域の個別活動の総合化やネットワーク化を図ります。

【取組内容】

- ・ 地域学校協働活動のための体制の充実
地域学校協働活動に関する研修会を実施し、地域と学校の連携を深めるとともに、コミュニティ・スクールの設置に対応できるよう、地域の個別活動の総合化やネットワーク化を図ります。
- ・ 放課後子ども教室及び土曜学習の活動支援員の確保
市芸術文化協会等の関係団体の協力を得ながら、個々の活動内容の見直しや、新たな活動支援員の掘り起こしに努めるとともに、活動支援員の希望を取りまとめ市内全域で活動できるようマッチングを行います。
- ・ 青少年育成射水市民会議の活動に対する支援
県民運動推進員のほか、青少年の育成活動に携わる様々な団体からなる射水市民会議の活動を支援し、青少年育成団体との連携を図ります。

(用語解説)

*1 放課後子ども教室・土曜学習...放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っている。また、子どもたちの豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域などの協力を得て様々な体験活動を行っている。

多世代交流機会の充実

【現状と課題】

- ・ 少子化、近隣関係の希薄化等により、子どもが地域住民や子ども同士で交流する機会が減少しているため、郷土の自然や伝統芸能等を活用した体験活動や交流を促進し、心豊かな子どもの成長を育む必要があります。
- ・ 令和4年度における放課後子ども教室、土曜学習の参加率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも回復しているところであり、今後も、より多くの子どもが有意義な放課後や土曜日を過ごせるように、各種団体と連携しながら活動内容を見直していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 子どもが地域住民と、又は子ども同士で交流する機会を提供しながら、郷土の自然や伝統芸能等を活用した体験活動や交流を促進し、心豊かな子どもの成長を育みます。

【取組内容】

- ・ 放課後子ども教室推進事業の実施
市内全小学校区において、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な大人の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等の取組を実施します。
- ・ 土曜学習推進事業の実施
コミュニティセンター等を活用し、地域の多様な大人の参画を得て、学習や文化活動、交流活動等の取組を実施します。
- ・ 社会教育団体の活動に対する支援
野外活動を通じ子どもたちの生きる力を養うことを目的としたボーイスカウト・ガールスカウトや、子どもたちの学外活動や遊びの場を提供する児童クラブ連合会に対し、活動を支援します。

安全な子どもの居場所の確保

【現状と課題】

- ・ 核家族化や親の共働きにより、放課後に子どもが孤立せず、安全に過ごすことができる場所を整える必要があります。
- ・ 放課後児童クラブ(*2)の登録児童数の増加に対応できるよう、継続した児童の居場所確保が求められています。
- ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室、土曜学習に通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制が求められているため、それぞれの運営に係る課題等について、放課後対策事業運営委員会において協議・検討していく必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 核家族化や親の共働きにより、放課後に児童が孤立せず、安全に過ごすことができる場所を整え、継続した児童の居場所を確保します。

【取組内容】

- ・ 放課後児童クラブの開設
労働等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、全小学校区において小学校の余裕教室等を活用し、登録児童の増加に対応しながら継続的に開設します。
- ・ とやまっ子さんさん広場(*3)の開設
地域振興会やNPO法人等が実施主体となり、地域の児童が交流できる居場所づくりとして、コミュニティセンターや公民館等の施設を活用し開設します。
- ・ 放課後対策事業運営委員会の開催
放課後の子どもの居場所の機能強化を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や一体的な実施に向けて、それぞれの運営に係る課題等について協議・検討します。

(用語解説)

*2 放課後児童クラブ...労働等で昼間に保護者が不在となる家庭の小学生に対し、家庭に代わる生活の場として小学校の余裕教室等を活用し開設することで、放課後及び夏休み等の学校休業日の安全・安心な居場所を確保し、県認定資格研修を修了した支援員により適切な遊びや指導を行うとともに、保護者の子育てと仕事の両立支援を行う。

*3 とやまっ子さんさん広場...地域振興会やNPO法人等が実施主体となり、地域の子どもたちが放課後に交流できる居場所づくりとしてコミュニティセンターや公民館等の施設を活用し開設している。世話人の資格は不要で、地域の身近な住民やボランティアなどが子どもたちの見守りやお世話をしている。

【(10) 地域における子どもの成長支援 参考指標】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
放課後子ども教室等参加率	放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する小学生の割合	14.0% (令和4年度)	20.0%
放課後児童クラブの開設クラブ数	放課後児童クラブを開設運営するクラブ数	23カ所 (令和5年度)	24カ所
さんさん広場の開設数	さんさん広場を開設運営する箇所数	9カ所 (令和5年度)	10カ所

(1 1) 生涯学習活動の推進

【施策の方向性】

多様化するライフスタイルやニーズに応じた生涯学習活動の在り方を検討するとともに、地域資源を活用した学習機会の充実を図ります。

ニーズに応じた生涯学習機会の充実

【現状と課題】

- ・ 地域住民の学習ニーズに対し、市単独では魅力的な事業を企画し続けることが難しいため、関係機関・団体と連携し、新たな学びの場を創出する必要があります。
- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開できるよう、市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた受講者数も回復の傾向となり、今後も地域特性を生かした学習機会の提供が求められています。
- ・ 身近に学びの環境があることを生かし、幅広い年代の参加につながる活動について検討する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開します。さらに、各種講座で学習した地域の人が郷土についての学習や地域づくり等において活躍することで、学びの成果が地域へ還元されることを目指します。また、関係機関・団体と連携し、幅広い年代の参加につながる新たな学びの場の創出に努めます。

【取組内容】

- ・ 地域の要望や特色を生かした講座、学級の開催
市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託することで、ニーズを的確に把握しながら、地域の人・ものといった資源を有効に活用した学習活動を展開します。
- ・ コミュニティセンター(*1)を中心とした活動の推進
幅広い年代の住民が自主的に多彩な生涯学習活動を行えるよう、地域の交流活動を行う場でもある施設を活動拠点とし、地域と連携を図りながら活動に携わる人材を確保し学習の機会を提供します。
- ・ 生涯学習推進委員への支援
各地域振興会からの推薦を受け、各地域における生涯学習活動の企画等を担う推進委員を委嘱し、事例研修や情報共有の場を提供しながら、人材育成につなげます。

- ・ 「学び通帳」事業の実施
各地域で実施されている学級・講座等の生涯学習活動への参加記録に応じて、学び特典が受け取れる「学び通帳」事業を継続します。
- ・ 学びの成果発表や活躍の場の提供
各地域における生涯学習活動の学びの成果の発表の場として、生涯学習関係者や市民を対象としたフェスティバル及び作品展を開催します。また、地域の生涯学習活動の受講者に対し、放課後子ども教室等の活動推進員の登録制度を紹介し、希望する教室とのマッチングを行います。
- ・ 市内の高等教育機関等との連携
学校法人浦山学園との包括連携協定に基づき、富山福祉短期大学で実施されるリカレント教育や、社会人を対象とした公開講座について、募集や周知に協力することで様々な学びの機会の提供につなげます。また、市内高等学校との連携推進事業におけるパソコン教室の開催等、生涯学習に関わる事業提案に対し積極的に情報交換・協力をを行います。

(用語解説)

*1 コミュニティセンター…公民館における生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行う場として市内全地区27か所に設置されている施設

郷土について学ぶ機会の充実

【現状と課題】

- ・ 身近な地域のニーズや地域の人・ものといった資源を的確に把握し、有効に活用した学習活動を展開できるよう、市内全27地域振興会に対し、生涯学習活動事業を委託しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた受講者数も回復の傾向となり、今後も地域特性を生かした学習機会の提供が求められています。(再掲)
- ・ 多くの方々に地域の生涯学習活動について知ってもらい、活動に参加してもらうことが重要であることから、市広報紙への掲載や報道機関への取材依頼等の情報発信を行う必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 地域が一体となって、郷土の自然や歴史、くらし、産業等を学び、親しむ機会の充実を図り、郷土に対する誇りと愛着を育む取組を推進します。
- ・ 幼少期から、郷土の文化等に触れ合える機会を提供し、郷土を学び楽しむ環境づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ 乳幼児学級、青少年学級の開催
地域における生涯学習事業では、一般教養講座による生涯学習活動だけでなく、各地域の特色を生かしながら、乳幼児期の家庭教育、青少年を対象とした学習や体験活動についても取り組み、幼少期から郷土の文化等に触れ合える機会を提供します。

- ・ 地域と連携した情報発信
各地域で開催される生涯学習活動について、市広報誌への掲載や報道機関への取材依頼を行います。

生涯学習の新たな在り方の検討・推進

【現状と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種講座・教室の中止等、生涯学習活動が制限されたことを踏まえ、これからの活動の在り方を検討する必要があります。
- ・ 市内各地の魅力や問題点等の情報を共有することで、地域人材を確保しながら、担当職員の資質向上や事業内容の充実が求められています。
- ・ 令和4年度の生涯学習フェスティバル及び作品展では、「真剣に楽しく取り組んでいる様子が伝わってきた」「展示方法に地域の工夫がみられて良かった」といった声が寄せられました。今後も、作品展や発表を通じた地域間の交流の機会を提供する必要があります。
- ・ 他市町村の活動事例を地域の生涯学習事業の参考として取り入れていくために、富山県公民館連合会と連携を図りながら、積極的に研修会や発表会に参加する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市内各地の魅力や問題点等の情報を共有しながら、地域の人材を確保し、担当職員の資質向上や事業内容の充実を図ります。
- ・ 感染症の拡大等にも影響を受けない、これからの生涯学習活動の在り方について検討します。

【取組内容】

- ・ 生涯学習フェスティバル及び作品展の開催 -再掲-
各地域における生涯学習活動の学びの成果の発表の場として、生涯学習関係者や市民を対象としたフェスティバル及び作品展を開催します。
- ・ 地域の学習を充実させる人材の育成
生涯学習推進員やコミュニティセンター職員を対象とし、事例研修を行ってきた「つなぐ会」において、委員や職員同士が交流し情報共有できる機会の充実を図ります。
- ・ 県公民館連合会主催の研修会、発表会への参加
富山県公民館連合会と連携を図りながら、積極的に研修会や発表会に参加し、他市町村の活動事例を地域の生涯学習事業の参考として取り入れます。
- ・ デジタル技術を活用した生涯学習活動の検討
デジタル関連の講座の提供だけでなく、情報発信や広報業務にデジタルツールを活用する手法や、講座のオンライン提供、動画のアーカイブス化等についても検討します。

図書館機能の充実

【現状と課題】

- ・ 多様化する市民の学習ニーズに対応するため、身近な存在としての市立図書館の機能向上が求められています。
- ・ 活字による生涯学習の拠点として、図書館資料やレファレンスサービスの整備が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた図書の貸出者数等において、回復傾向がみられており、市内4館が連携を図り、子ども会・読書会・季節や話題に応じた企画展示を開催しながら図書館活動の推進を図る必要があります。
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律にある、「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない子どもの読書活動」のために、地域社会の本棚としての役割が求められています。
- ・ 図書館の年代別貸出冊数等から、子どもの読書は、学年が上がるにつれ読書離れが進んでいる傾向がみられることから、読書習慣を身に付けるために、子どもの発達段階ごとの読書傾向に応じた取組みを実施していく必要があります。

年齢別登録者（令和4年度）・実貸出者数（令和5年3月31日）

	登録者数(A)	実貸出者数(B)	(B)/(A)
6歳以下	309人	304人	98.4%
7～12歳	1,445人	853人	59.0%
13～15歳	1,249人	236人	18.9%
16～18歳	1,591人	201人	12.6%

【取組の基本方向】

- ・ 赤ちゃんからご高齢の方まで全ての世代の市民に求められる資料を提供できる場として、学校・家庭・地域に向けて図書館資料や図書館企画の情報を発信し、市民の「知りたい」、「学びたい」気持ちを支援します。

【取組内容】

- ・ 図書館情報の積極的な発信
「図書館ホームページ」や「図書館だより」などを通じて、新着図書・企画展・子ども会・企画事業のお知らせを積極的に発信します。
- ・ 蔵書の充実
利用者ニーズを踏まえた計画的な図書の購入、除籍を行います。また、障害に応じた資料や外国語の絵本等の収集に努め、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもたちも読書に親しむことができる環境を整えます。
- ・ 子どもの読書の推進
幼い時から本や図書館に親しみを感じられるよう、乳幼児が絵本や物語に触れ合える「読み聞かせ会」や「子ども会」の開催を拡充するとともに電子図書の導入も視野に入れ、子どもが興味をもつ多様な資料収集に取り組みます。
- ・ 図書館ボランティアとの相互協力
交流の場を作りながら、「リサイクル市」や「絵本と音楽の夕べ」などの図書館

ボランティアによる催し物を実施します。また、読み聞かせ活動を推進するボランティアの養成講座等を開催し、ボランティアの養成に取り組みます。

【 (11) 生涯学習活動の推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
生涯学習講座の年間延べ受講者数	コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の延べ受講者数	24,291人 (令和4年度)	40,000人
生涯学習講座の年間延べ開催回数	コミュニティセンター27館で開催した生涯学習事業の延べ開催回数	949回 (令和4年度)	1,000回
市民1人当たりの図書貸出冊数	図書館(4館)で1年間に市民1人当たりが借りた図書冊数	4.9冊 (令和4年度)	6.3冊
子ども会の開催回数	図書館(4館)で1年間に開催する子ども会の開催回数	118回 (令和4年度)	150回
図書館ボランティアの登録者数	図書館(4館)でボランティア活動する人の登録者数 (リサイクル本・子ども会・新聞記事)	35人 (令和4年度)	50人

(1 2) 文化財の保存と活用

【施策の方向性】

市民が心豊かに潤いのある生活を送り、郷土への愛着と誇りを育めるよう、地域の宝である文化資源を保存・継承し、まちづくりへの活用に取り組みます。

文化財の保存・継承

【現状と課題】

- ・ 文化財(*1)を適切に次代へ継承するため、各種文化財の調査・研究のほか、文化財所有者や保護団体が行う保存修理等への支援や地域全体での文化財の保存・継承が必要です。

【取組の基本方向】

- ・ 文化財を適切に次代へ継承するため、各種文化財の調査・研究のほか、修理を必要とする文化財の保存修理を行います。

【取組内容】

- ・ 国重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」保存活用計画及び修理計画の策定
保存活用計画及び修理計画に基づき、曳山・築山行事の保存活用支援、曳山車保存修理事業に取り組みます。
- ・ 国重要文化財「石黒信由関係資料」保存修理事業の実施
第四期保存修理事業計画に基づき、絵図類や文書記録類の保存修理事業に取り組みます。
- ・ 文化財の保存と活用への支援
市内に伝わる各種文化財の保存と活用への取組みを支援します。
- ・ 古文書の整理や地域の歴史、民俗、文化等に関わる現地調査の実施
古文書の解読や整理を進めるとともに、歴史、民俗、文化等に関わる調査に取り組みます。

(用語解説)

*1 文化財...長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産。有形や無形のもの等様々あり、建造物や史跡、美術工芸品、考古資料等に限らず、民俗行事、動植物等も含まれる。

文化財の活用と積極的な発信

【現状と課題】

- ・ 特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、積極的な情報発信が必要です。
- ・ 市民ニーズを捉え、工夫を凝らした展示や体験イベントを今後も企画する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市民ニーズを捉えつつ、特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、工夫を凝らした展示や体験イベントを企画し、積極的な情報発信に努めます。

【取組内容】

- ・ 埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査成果や出土遺物の展示公開及び市民ニーズを捉えた体験イベント等の実施
埋蔵文化財の保存活用を推進するとともに、普及啓発の向上に努めます。
- ・ 新湊博物館における地域ゆかりの歴史資料及び美術資料等を活用した企画展等の実施や情報発信の向上
特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、工夫を凝らした展示やホームページ等を活用した積極的な情報発信に取り組みます。

文化資源・伝統文化の保存・継承・活用

【現状と課題】

- ・ 個性豊かな地域の伝統行事・文化の担い手が不足しているため、人材の育成を図るとともに、計画的、継続的な保存・継承・活用に取り組むことが必要です。
- ・ 国重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」を担い手が減少する中で保存・継承していくためには、文化財保護団体だけでは限界があり、地域社会全体による体制の整備が必要です。
- ・ 文化財の情報を市内外へ広く発信し、市民の文化財保護意識を醸成するため、指定文化財等の情報デジタル化や刊行物を発刊する必要があります。
- ・ 展覧会に関連した講演会や機会を捉えた体験学習等の開催により、文化財に対する理解を深める必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 個性豊かな地域の文化資源・伝統文化の保存・継承・活用に取り組みながら、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識の醸成を図ります。

【取組内容】

- ・ 指定文化財等の解説板設置や刊行物発刊及び情報デジタル化の推進
文化財の情報を市内外へ広く発信し、地域の文化財に対する理解力の向上や文化財保護への普及啓発に努めます。
- ・ 指定文化財の所有者や文化財保護団体への計画的、継続的な支援
保存修理事業への経費の一部補助や事務等を支援するとともに、担い手不足等の課題に対する助言及び情報提供に努め、文化財の適切な保存・継承に取り組みながら、文化財保護意識の醸成を図ります。
- ・ 新湊博物館等において、企画展に伴う講演会・出前講座や機会を捉えた体験学習等の実施
学芸員による地域の歴史・文化財をテーマとした講座や体験学習等を開催し、郷土の文化財への愛着と誇りを育みます。

【 (12) 文化財の保存と活用 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
指定文化財及び登録有形文化財の件数	国・県・市のいずれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計	146件 (令和4年度)	147件
新湊博物館入館者数	新湊博物館の年間入館者数	6,581人 (令和4年度)	8,500人

(13) スポーツ・レクリエーションの推進

【施策の方向性】

市民がライフスタイルに応じて、スポーツ活動に参画できるよう、スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図るとともに、全国大会などで活躍できる選手の育成強化のための支援を行います。

各種スポーツ団体の活動支援

【現状と課題】

- ・ 体力・運動能力の低下が進む中、新型コロナウイルス感染症により、スポーツを取り巻く環境も大きく変化したことから、スポーツに親しむ機会づくりを提供する必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 市民体育大会やスポーツイベント、総合型地域スポーツクラブによる教室の開催などを通して、市民の健康体力づくり及びレクリエーションの普及に努めるなど、スポーツに親しむ機会づくりを推進します。

【取組内容】

- ・ スポーツ参加の機会づくり
市民が気軽にスポーツ活動に親しみ、健康増進や体力づくりを推進するため、スポーツイベントや教室等を開催しているスポーツ関係団体の育成及び支援の充実を図ります。また、スポーツを観戦することはスポーツ活動へのきっかけづくりとなることからスポーツ関係団体等と連携し、積極的な情報提供を図ります。

施設の充実、利用促進

【現状と課題】

- ・ スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の更新を進めるとともに、市民ニーズを踏まえたスポーツ活動環境の充実を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ スポーツ施設については、安全・安心に利用できるよう引き続き、適正な維持管理に努めるとともに施設稼働率を高め、大規模な大会や合宿誘致などを通して地域経済の活性化につなげます。また、今後の人口減少を見据えるとともに、スポーツ活動場所の確保に留意しながら施設の適正配置に取り組みます。

【取組内容】

- ・ スポーツ施設の適切な管理運営と機能強化
利用者が安全・安心にスポーツ施設が利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、気軽にスポーツ施設を利用できる環境づくりを推進することで利用促進を図ります。また、老朽化した施設の大規模改修等を行い、施設機能の充実に取

り組みます。

- ・ スポーツ施設の適正配置
施設の老朽化や今後の人口減少を踏まえ、施設の適正配置に取り組みます。
- ・ スポーツ施設を活用した地域活性化
フットボールセンターが開業し、県内外から多くの利用者が訪れていることから既存のスポーツ施設も含め、大規模な大会や合宿の誘致に取り組みます。

スポーツを支える指導者の育成・確保

【現状と課題】

- ・ 地域におけるスポーツ活動の充実のため、地域スポーツ指導者の活用と資質の向上を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 学校部活動の地域移行の動きなど、今後、スポーツ活動が多様化・高度化することが想定されることから、これに対応できる指導者の養成を図ります。

【取組内容】

- ・ スポーツを支える人材育成
スポーツ活動が多様化・高度化する中において、地域スポーツの推進役として質の高い指導者や総合型地域スポーツクラブの運営を支える人材の育成を図ります。また、大会やスポーツイベント等の開催に当たり、ボランティアが必要不可欠となっていることからボランティアの育成と参加しやすい環境づくりに努めます。

選手の育成強化

【現状と課題】

- ・ 市ゆかりの選手等が世界や全国大会等で活躍することは市民に元気と勇気をもたらすことから、アスリートの育成や競技力の向上を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ トップアスリートの育成を図るため、選手の競技力向上を行う競技団体等に対して支援するとともに優秀な指導者の確保に努めます。

【取組内容】

- ・ トップアスリートの育成強化
全国の舞台で活躍できるよう、選手育成に関する支援を行うとともに、トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組みます。

【 (13) スポーツ・レクリエーションの推進 参考指標 】

指標名	説明	現況 (基準年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
総合型地域スポーツクラブ 会員加入率	クラブ入会者数 / 射水市人口	4.6% (令和4年度)	5.0%
フットボールセンター利用 者数	フットボールセンターの利用者数	66,814人 (令和4年度)	75,000人
スポーツ指導者数	(公財)日本スポーツ協会に登録している市内の公認スポーツ指導者数	199人 (令和4年度)	220人
全国大会等の出場選手率	(国体、全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、高校総体)射水市選手数 / 富山県選手数	13.4% (令和4年度)	15.0%

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

計画の推進は、計画に掲げた基本理念や基本目標などが、教育に携わる様々な方に幅広く理解されるよう、市ホームページ等を活用して周知に努めます。

近年の教育行政においては、福祉や環境、地域振興等の様々な分野との密接な連携が一層必要となっており、本計画における施策を総合的に推進していくため、庁内関係部局との密接な連携を図ります。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整し、教育政策の方向性を共有することで、より効果的で厚みのある施策展開を図るとともに、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化に努めます。

2 計画の実効性の確保

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条(*1)に基づき、毎年、本計画の基本的施策に掲げた主な取組等について、取組状況、成果・課題、今後の取組の方向性、進捗状況等を記載した報告書を作成するとともに、学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、教育の事務の点検及び評価を行い、議会への提出、ホームページ等で公表することにより、計画の実効性を確保します。

*1 地方行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

参考：射水市の教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者（令和5年度）

1	元射水市立小杉中学校長	杉 本 茂
2	富山大学名誉教授 学長特命補佐	成 瀬 喜 則
3	射水市社会教育委員会議議長 金沢学院大学教育学部准教授	藤 井 徳 子

(五十音順)

参考資料

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

平成 26 年 4 月 24 日
教育委員会告示第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画(以下「射水市教育振興基本計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討し、幅広く意見を反映させるため、射水市教育振興基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の事項について検討する。

- (1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体の代表等のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、懇話会を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、射水市教育振興基本計画の策定の日までとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 26 年 4 月 24 日教委告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 28 日教委告示第 4 号)

この告示は、公表の日から施行する。

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員（第2期 令和5年度）

役職等		氏名
1	富山大学名誉教授 学長特命補佐	成瀬 喜則
2	射水市社会教育委員会議議長	藤井 徳子
3	射水市学校保健会会長	高畠 章司
4	射水市生涯学習推進協議会理事	中島 博美
5	射水市スポーツ推進審議会会長	川腰 喜久雄
6	射水市PTA連絡協議会会長	浅村 豊
7	射水市PTA連絡協議会副会長	漁 幸子
8	射水市中学校長会会長	小竹 信成
9	射水市小学校長会会長	櫻野 栄子
10	射水市大門わかば幼稚園園長	中神 知佐子

第2期射水市教育振興基本計画策定に係る経過

令和5年	
7月25日	○ 第1回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 射水市教育振興基本計画の策定について ・ 第2期射水市教育振興基本計画策定に向けた関係計画等及び基本理念、基本目標(案)について ・ 本市教育に関する現状と課題について
10月12日	○ 第2回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 第1回策定懇話会 委員意見の対応について ・ 第2期射水市教育振興基本計画(素案)について
11月14日	○ 第3回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 第2回策定懇話会 委員意見の対応について ・ 第2期射水市教育振興基本計画(素案)について
11月21日	○ 教育委員会11月定例会へ素案報告
12月	○ 市議会12月定例会へ素案報告
12月14日	○ パブリックコメント
-令和6年1月15日	
令和6年	
2月7日	○ 第4回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ パブリックコメント実施結果 ・ 第2期射水市教育振興基本計画(案)について
2月20日	○ 教育委員会2月定例会へ提出・決定
3月	○ 3月市議会定例会へ報告

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします
ひとも大切にします
- 一 正しいと思ったことは
勇気をもって行動します
- 一 まちがいは素直に認め
すぐに正します
- 一 卑きような行いはしません
許しません
- 一 互いに助け合い
励まし合います

射水市
射水市議会

第2期射水市教育振興基本計画（案）

発行 令和6年2月

射水市教育委員会

〒939-0294 射水市新開発410番地1

Tel 0766-51-6635

Fax 0766-51-6662

第 2 次射水市スポーツ推進計画について

1 第 2 次射水市スポーツ推進計画（素案）のパブリック・コメント実施結果

(1) 実施期間

令和 5 年 1 2 月 1 4 日（木）から令和 6 年 1 月 1 5 日（月）まで

(2) 閲覧を行った書類

第 2 次射水市スポーツ推進計画（素案）

(3) 書類の閲覧場所

射水市ホームページ、生涯学習・スポーツ課、各地区センター、中央図書館

(4) 寄せられた意見

1 人（2 件）

(5) 意見の提出方法

ファクシミリによる提出

(6) 意見等の概要・意見に対する考え方

No.	対象箇所等	意見等の概要	市の考え方	修正
1	P. 1 「アントラージュ」について	「アントラージュ」とは何か、もっと易しい補足説明を入れてはどうか。	1 ページ本文 14 行目の「アントラージュ」の前段に、その説明を記載しておりましたが、内容を見直し、補足説明を追加しました。	有
2	P. 2、3 「ニュースポーツ」、「アーバンスポーツ」について	モルック、BMX、ブレイクダンスが人気ということだが、写真、挿絵等を利用し、それらの競技を市民に分かるように記述してはどうか。	本記述は「計画におけるスポーツの範囲」を定義するものであり、競技ごとの詳細を記述する箇所ではないことから、修正しないこととします。	無

第2次 射水市スポーツ推進計画（案）

令和6年2月

射水市教育委員会



目 次

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画におけるスポーツの範囲	2
4	計画の体系	4

第2章 基本構想

1	基本理念	5
2	方針	6

第3章 スポーツ推進の具体的施策

基本施策 1	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境の充実	7
基本施策 2	たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実	15
基本施策 3	アスリートの育成・強化のための支援	24
基本施策 4	スポーツに関わる多様な人材の育成と活用	29
基本施策 5	スポーツを通じた地域の活性化	33

資 料

施策目標達成のために参考とする指標	37
第2次射水市スポーツ推進計画策定の経緯	38
射水市スポーツ推進審議会 委員名簿	39
計画策定アドバイザー	39



第1章 計画の概要



1 計画の趣旨

(1) 各種計画との関連

本市では、スポーツを「する人、みる人、ささえる人」のスポーツライフを確立させるため、「射水市スポーツ推進計画」を平成26年度に策定し、4つの基本施策を軸に取組を進め、スポーツ実施率の上昇やスポーツ施設の充実等の成果を収めてきました。しかしながら、令和4年度の成人のスポーツ実施率は42.2%と、依然として国の52.3%を下回っており、運動・スポーツ習慣が定着している市民の割合が決して高くないなどの課題が残っています。

さらに、令和2年から世界的な規模で拡大した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という。）の影響により、様々なスポーツ活動を中止・延期せざるを得ない期間が長期化するなど、スポーツに親しむ機会が失われてしまいました。

一方で、令和3年度に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック」以降、人々がスポーツに求める価値やスポーツへのかかわり方が多様化しました。スポーツ選手のみではなく、選手を取り巻く「アントラージュ」※もスポーツの持つ価値を享受し、人生を豊かにすることを目指すという考え方も広がりを見せています。

また、少子高齢化と人口減少によるスポーツ活動の担い手不足、地域のスポーツ環境の維持等、社会状況の変化による課題の他、スポーツ界におけるDXの推進、学校部活動の地域移行等の新たな課題も生まれており、時代に即したスポーツ振興を図る必要があります。

それら諸課題や本市スポーツ環境の変化に的確に対応するため、国及び県の動向を踏まえ、「第2次射水市スポーツ推進計画」を策定しました。今回策定した計画は、「スポーツ基本法」に基づき、「第3次射水市総合計画」を踏まえつつ、国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「第2期元気とやまスポーツプラン」を参考に、中・長期的な視点に立って、新しい時代に即したスポーツの推進を図るものです。

※アントラージュ

マネージャー、代理人、コーチ、トレーナー等、選手のパフォーマンスを最大限発揮できるように協力連携しあう全ての人々を意味する言葉。

(2) 「持続可能な開発目標」(SDGs)との関連

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、「誰一人として取り残さない」ことを



基本理念とし、健康的な生活や福祉の促進、環境と調和した都市整備等、17 の分野別目標を掲げています。

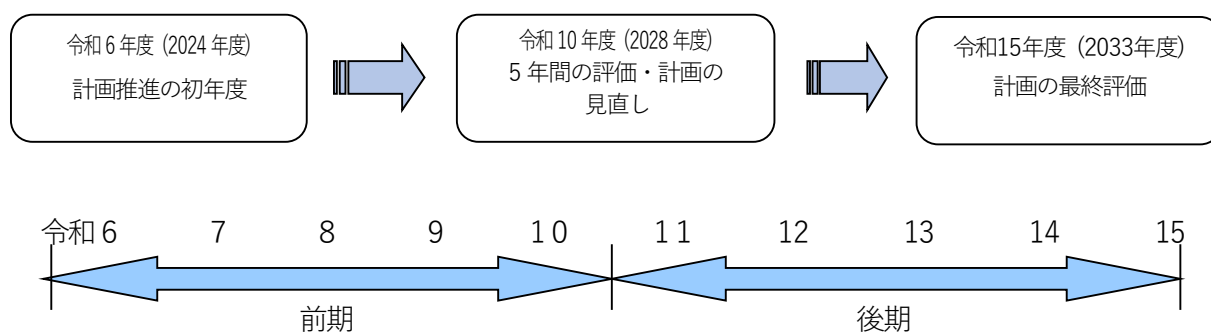
本計画は、本市で暮らす全ての市民がいつでも自発的に運動やスポーツに参加することができる環境を提供することをはじめ、心身の健康の維持増進、性別や国籍、障がいの有無等によらない活躍の機会の提供、スポーツを通じたパートナーシップの形成等において、SDGsの達成に寄与するものであると考えます。

誰一人取り残さないまちづくりに関わりのある施策を推進していくという視点を持ちながら、スポーツの推進に向けた取組を進めます。

2 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和15年度（2033年度）までの今後10年間にわたる本市のスポーツ推進の目標と目標達成のための方針を示したものです。

さらに本計画を前期と後期に分け、5年後の令和10年度（2028年度）に中間評価を行い、計画を見直します。



3 計画におけるスポーツの範囲

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と示されています。これは、学校における体育・スポーツ活動や競技スポーツ等に加え、ウォーキングやダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動、ニュースポーツ※1、アーバンスポーツ※2、子供の運動遊び等を含む「文化としての身体活動」を意味する広い概念とされています。

本計画における「スポーツ」とは、上記の概念を踏襲した上で、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質をもつものとして捉えます。さらに、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及し、地域の様々な課題を解決できるという地域活性化等に寄与することができるものと考えます。

※1 ニュースポーツ

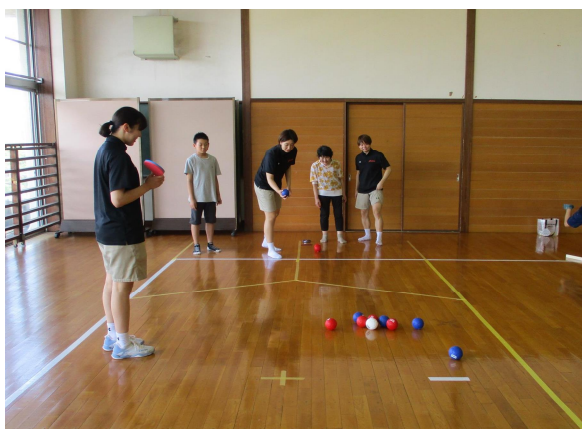
技術やルールが比較的簡単で、性別や体格差、筋力差、年齢の枠を超えて、気軽に楽しむことを目的とした新しいスポーツ。

(例) カローリング、ペタンク、グラウンドゴルフ、モルック、ボッチャ、エアボールゲーム 等

※2 アーバンスポーツ

速さ、高さ、危険さ、華麗さ等、過激な要素をもつスポーツの総称である「エクストリームスポーツ」のうち、都市で開催が可能なもの。

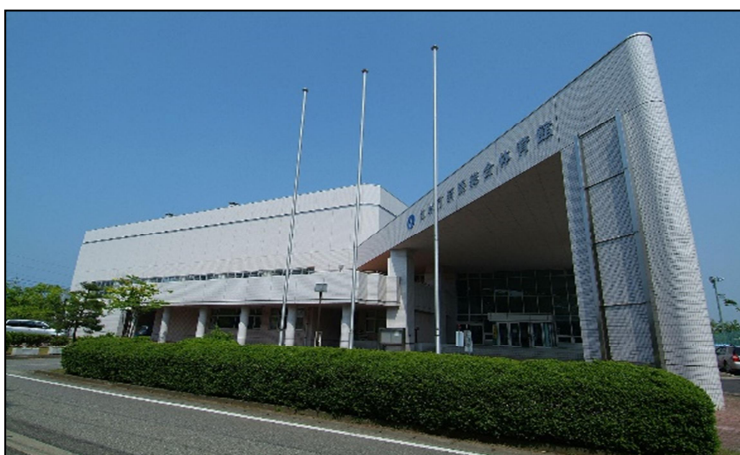
(例) スケートボード、BMX、ブレイクダンス 等



【ボッチャ】



【モルック】



【新湊総合体育館】



4 計画の体系

基本理念	スポーツで創る つながる 射水
方針	スポーツを通じた好循環の形成
基本施策	施策目標と具体的方策
1 誰もが気軽にスポーツに参加できる環境の充実	<p>スポーツを「する、みる、ささえる」活動に誰もが参加し、スポーツを楽しむことができる環境の充実</p> <p>方策① 多様な主体におけるスポーツの機会づくりの推進</p> <p>方策② スポーツ施設機能の充実と学校体育施設の開放</p> <p>方策③ スポーツ活動をささえる組織の充実と交流・連携・協働の推進</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ会員加入率 ・成人のスポーツ実施率
2 たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実	<p>子どもたちの健やかな身体を育成し、体力向上と運動習慣の確立に向けた取組の推進</p> <p>方策① 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進</p> <p>方策② 学校における体育・スポーツ活動・食育の充実</p> <p>方策③ 部活動の在り方検討と適切な運営</p> <p>方策④ 体力づくりや運動習慣等に関わる事業の推進</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5・6年生と中学生のスポーツ実施率 ・スポーツ好きな子どもの割合
3 アスリートの育成・強化のための支援	<p>競技活動や指導体制等の向上を支援し、全国や世界の舞台において活躍できるアスリートの育成</p> <p>方策① トップアスリートの育成を目指した強化施策の推進</p> <p>方策② 競技力向上のための環境づくりの推進</p> <p>方策③ トップアスリートを市民総ぐるみで支援する体制の推進</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会等の出場選手率
4 スポーツに関わる多様な人材の育成と活用	<p>スポーツ活動の充実に欠かせない質の高い指導者やボランティア等の育成とその人材を効果的に活用する体制の整備</p> <p>方策① 地域スポーツをささえる指導者の育成と活用の推進</p> <p>方策② スポーツボランティア等の養成と活用の推進</p> <p>方策③ スポーツ活動の激励と顕彰の充実</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者数
5 スポーツを通じた地域の活性化	<p>本市の多様なスポーツ施設等を活用し、交流人口の拡大と活力に満ちた地域づくり</p> <p>方策① 地域を活性化させるスポーツイベント等の推進</p> <p>方策② 「みるスポーツ」の機会づくりの推進</p> <p>方策③ スポーツ情報の発信</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・県外からのスポーツ合宿参加団体数 ・フットボールセンター利用者数

第2章 基本構想



1 基本理念

「スポーツで創る つながる 射水」

～「いつでも」「どこでも」「だれでも」 スポーツでつながる、みんなが幸せになるまち～

今後、少子高齢化が進む本市において、市民だれもが健康を実感しながら心豊かに人生を楽しむことのできる健康長寿社会の実現は、極めて重要な課題です。

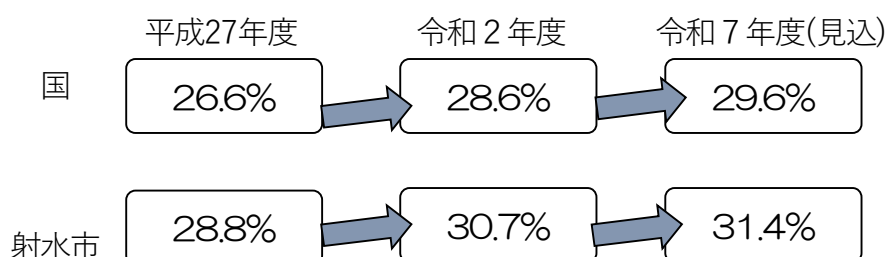
スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることがその本質であり、ウェルビーイングの考え方にもつながります。さらには、他の分野にも優れた効果を波及し、様々な地域課題の解決につながるなど、地域活性化等に寄与することも期待されています。

本市をはじめ、スポーツ関係団体、学校、企業、地域等が交流・連携・協働し、スポーツを主体的に楽しむことができる環境づくりを推進する必要があります。

高齢化率

※65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

高齢化が急速に進んでいます



【資料：総務省統計局、第3次射水市総合計画】

目指す将来像

基本理念を踏まえ、本計画を実施することによる将来像を次のように描きます。

☆幼児から高齢者まで、性別、障がいの有無を問わず、市民一人ひとりがライフスタイルに応じてスポーツ活動に参加しています。

☆地域スポーツで育まれた選手が指導者となり、ジュニア層の育成に携わっていくことにより競技力が向上し、全国や世界で活躍する選手や地域のスポーツ活動をささえる人材が育っています。

2 方針

「スポーツを通じた好循環の形成」

スポーツ振興 × 地域振興



第3章 スポーツ推進の具体的施策



基本施策1 誰もが気軽にスポーツに参加できる環境の充実

施策目標

スポーツを「する、みる、ささえる」活動に誰もが参加し、スポーツを楽しむことができる環境の充実

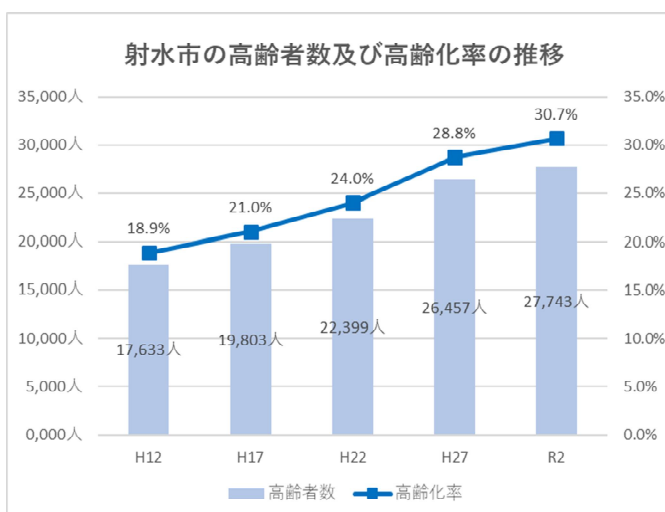


現状と課題

1 少子高齢化の進行

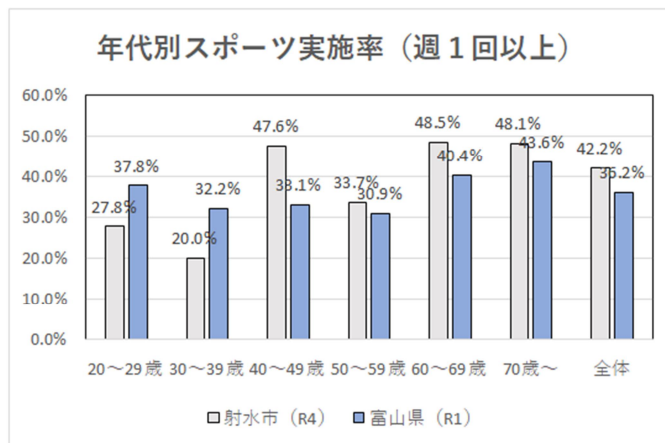
将来推計人口・世帯数の作成・公表等を行う「国立社会保障・人口問題研究所」の調査によると、本市の人口は自然減や少子高齢化により、令和12年度には総人口83,938人、65歳以上の高齢者の人口は、全人口の約32.4%を占めると予想されています。

高齢者の人口増加に伴い、医療費や介護費用の増大が予想されるため、健康づくり及び生活習慣病や介護予防の対策として、運動やスポーツへの積極的な参加が望まれます。



2 スポーツの実施状況

令和4年度の本市における成人の週1回以上スポーツをする「スポーツ実施率」は42.2%で、県の令和元年度の数値(36.2%)は上回りましたが、国の令和4年度の数値(52.3%)を下回っています。



年齢別の実施率は、40代以上ではいずれの年齢層も県平均を上回っていますが、20~30代では下回っています。仕事や子育て・育児に忙しい若い世代の実施率が特に低いことから、単なる情報提供に留まらず、この世代に対してスポーツ実施を促すための一層の取組が求められています。

3 総合型地域スポーツクラブの育成・発展

本市には5つの総合型地域スポーツクラブがあり、本市からスポーツ施設の指定管理を受け、スポーツクラブの拠点施設として活用しています。これらのスポーツクラブは本市の支援を受けながら自主的な運営に努め、令和5年度で20年目を迎えています。その間に、スポーツクラブ間の連携を図るため、市内5つのスポーツクラブによる「いみずSCネットワーク会議」を定期的に行い、交流を深め、情報交換に努めてきました。

しかし、総合型地域スポーツクラブの市民への認知度は33%と、高いとはいえない状況であり、今後より一層スポーツクラブのPRに努める必要があります。

また、令和元年度までは約4,900人で推移していた会員数については、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度に4,000人を下回りましたが、令和3年度以降は4,000人を上回り、回復傾向にあります。各スポーツクラブでは、様々な教室やイベント等事業内容を工夫し会員増に努めていますが、スポーツクラブの運営資金や指導者、スタッフの確保等の課題もあります。

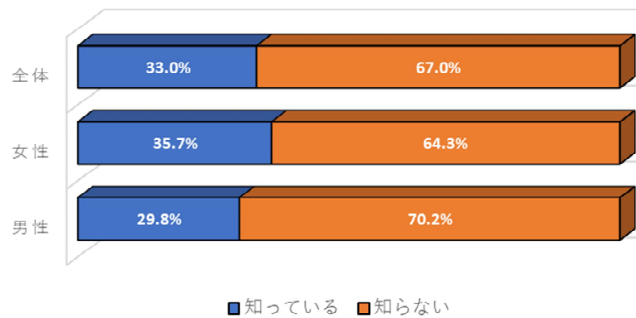
スポーツクラブの基盤強化を図るとともに、スポーツクラブ間の連携・協力を一層推進していく必要があります。

4 スポーツ情報の提供

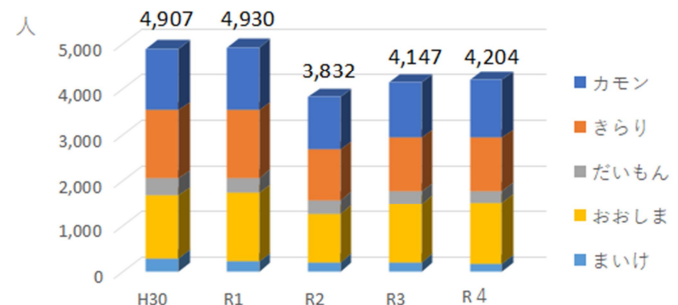
市民が主体的にスポーツ活動に取り組むためには、スポーツに関する情報を手軽に入手できる環境づくりが大切です。本市では、市のホームページやケーブルテレビの行政情報番組「スポーツ宅配便」、市報、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で、市内のスポーツイベントや総合型地域スポーツクラブの教室案内等を行っています。また、市庁舎エントランスホールへの地元実業団チームの応援ブースの設置や、全国大会や国際大会関連のポスター等の掲示に加え、市庁舎に総合型地域スポーツクラブのパンフレットや各種大会の案内・申込書等を設置し、気軽に手に取って見ることができるようになっています。

今後も、市民がスポーツに興味や関心をもち、スポーツを「する・みる・ささえる」のきっかけづくりとなるよう、効果的な情報を提供していくことが求められて

市内総合型地域スポーツクラブ認知度



スポーツクラブ会員数の推移（5年間）



います。

5 スポーツ関係団体との連携

本市には、市民への一層のスポーツ活動の普及、振興を通して、活力のあるまちづくりを推進し、選手の育成や競技力向上を図る事を目的とした（公財）射水市スポーツ協会があります。スポーツ協会には、30の競技団体の他、校区・地区体育協会、射水市スポーツ推進委員協議会※、スポーツ少年団、中学校体育連盟等、あわせて60団体が加盟し、活動しています。

本市では、これらの団体や市内の小中学校等と連携・協力し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めています。

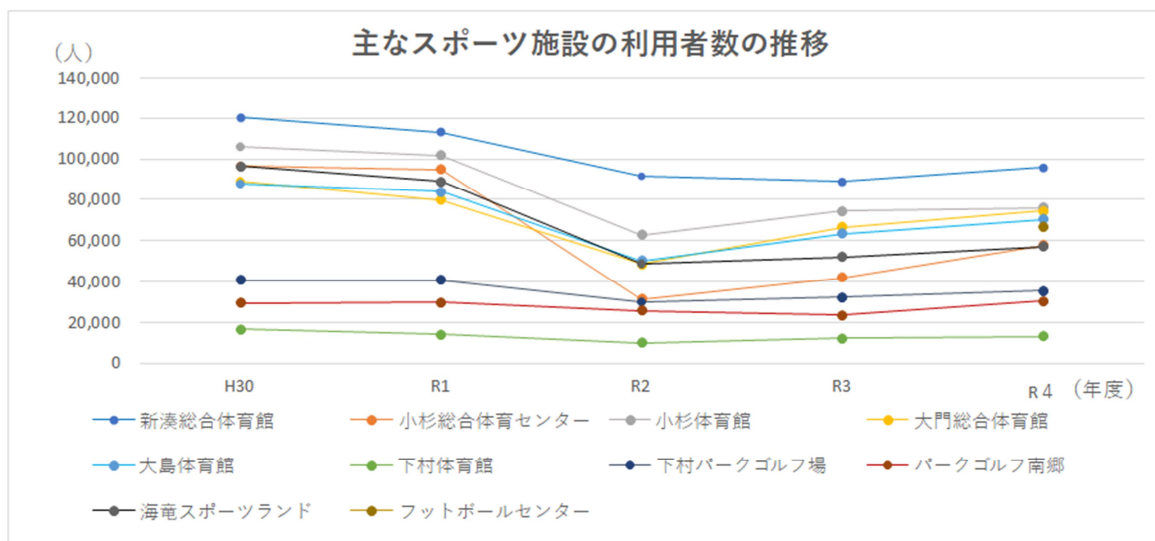
今後、一層のスポーツ活動推進を図るため、各種団体の取組を継続して支援するとともに、各団体が主体的な活動を進め、相互連携・協働のもと、一体となった取組を推進する必要があります。

※射水市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員とは、地域のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う者のことを指します。射水市スポーツ推進委員協議会は、体力測定会や市政出前講座でのスポーツ教室の開催、その他スポーツイベントにおける運営補助等の活動を行っています。

6 スポーツ施設の利用状況

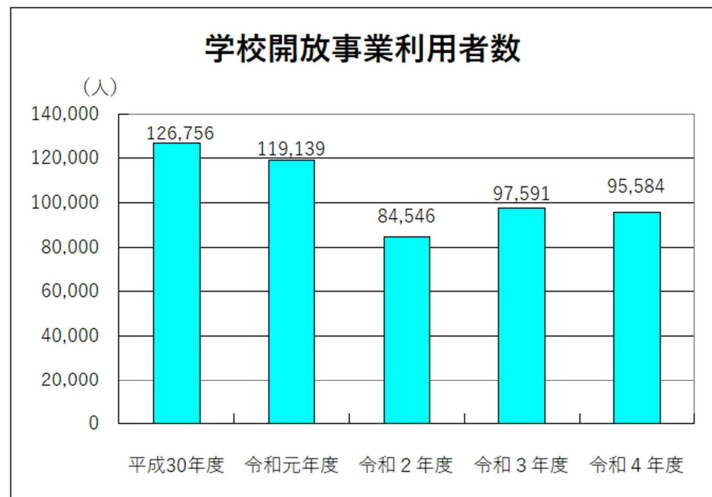
本市では、合併前の旧5市町村で建設されたスポーツ施設がスポーツ活動の基盤となっており、これらを有効活用しています。年間を通じて多くの市民やスポーツ競技者から利用されており、全国大会等の開催をはじめ、市民の健康や体力の保持増進の拠点施設として、大きな期待が寄せられています。



しかし、耐震化への対応や経年劣化による修繕等、スポーツ施設の維持管理費用が増大しており、将来にわたって現状の規模のままで維持することは困難な状況となっています。

今後は、高齢者や障がい者等の利便性向上に配慮した設備の整備、施設機能の充実に対応するため、民間活力の導入や施設の縮充等、施設の適正配置を進めていく必要があります。

学校施設については、市内21校の小中学校のうち20校のグラウンドや体育館を月曜日から土曜日の夜間に開放しており、地域住民で構成されるスポーツ団体を中心に利用されています。新型コロナウイルスが流行した令和2年度の利用者数は約8万人まで落ち込みましたが、令和3年度では約9万7千人、令和4年度では約9万5千人となるなど回復傾向にあります。



令和5年度には、学校体育館の夜間開放用の鍵を電子化する「スマートロック」を導入しました。これにより、体育館の鍵を鍵管理者から事前に借り受けて利用後に返却する必要がなくなり、利用者の利便性向上につながっています。

しかしながら、利用団体の増加や学校施設の大規模修繕に伴う利用中止等により、利用者間における利用調整が必要なことや、利用者の多様化するニーズを必ずしも満たしていないことから、より利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者にも適切な施設利用について理解・協力をしていただく必要があります。

具体的方策

1 多様な主体におけるスポーツの機会づくりの推進

(1) 年齢・性別・障がいの有無に関わらずスポーツに参加できる機会づくり

年齢・性別・障がいの有無等に関係なく、それぞれが各自のライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体、健康づくり関係機関、学校等と連携し、気軽に参加できる機会づくりを推進します。

- スポーツ関係団体が連携協力し、障がいの有無に関わらず一緒に楽しむことのできるスポーツ交流会や、障がいをもつ人のためのスポーツ体験会・スポーツ教室等を開催し、障がい者スポーツの普及・啓発に努めます。
- スポーツ庁の新体力テスト実施要領に基づいた体力測定会をスポーツイベント

「射水市おとなのスポーツテストデー」として毎年実施し、自身の体力・健康への関心を高め、運動に取り組む契機となるよう支援します。

- 全ての市民がそれぞれのライフスタイルに応じて運動やスポーツに親しむことができるよう、様々なイベントや利用者ニーズに応じた環境の提供を図るとともに、日常生活にスポーツを取り入れることを啓発する取組を推進します。



【射水市おとなのスポーツテストデー】

- 託児付きのスポーツ教室を開催したり、友人・親子参加特典を提供したりするなど、子育て世代がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- 女性のスポーツ参加機会が増えるよう、女性向けプログラムの提供や、親子運動教室を開催するなどの取組を推進します。
- 本市の豊かな自然環境に親しむことのできるウォーキングやサイクリング、マリンスポーツ等、各種アウトドアスポーツを推進します。

（２）地域スポーツ活動の推進

身近な地域でスポーツ活動に親しむことができる機会が充実することで、スポーツ活動の習慣化も期待されることから、地域スポーツの拠点である総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ推進において中核的な役割を担う射水市スポーツ推進委員等の活動支援に努めます。



【総合型地域スポーツクラブのイベント】

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツ活動の場となっていることから、引き続きスポーツ関係団体や企業、医療機関、福祉施設、大学等との相互連携に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブの教室・イベントの開催情報等を市報やケーブルテレビ、SNS等を通じて市民に発信し、各スポーツクラブへの理解とスポーツ参加の機会づくりを図ります。
- 地域スポーツの拠点として、行政や学校、コミュニティセンター等と連携し、高齢者の健康づくりや子どもの体力向上、障がい者スポーツの場づくり等の取組を積極的に推進します。
- 地域スポーツの推進役である射水市スポーツ推進委員協議会と連携し、地域にお

けるニュースポーツやスポーツ・レクリエーション活動に関する教室、イベント及び講習会等を開催します。

- 「スポーツ推進コーディネーター」として地域おこし協力隊※を配置し、総合型地域スポーツクラブの支援、スポーツイベントの企画、子どもを対象とした運動教室の開催等を推進します。



【スポーツ推進コーディネーターによる子どもを対象とした運動教室】

※地域おこし協力隊

地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る、総務省による取組。本市ではこの制度を活用し、「スポーツ推進コーディネーター」を配置しています。

(3) スポーツを通じた健康増進

日常的にスポーツに取り組むことで、肥満・生活習慣病の予防や加齢に伴う運動能力の低下防止、社会生活に必要な運動機能維持・向上につながります。市民がいつまでも健康で過ごせるよう、関係各所との連携を深めつつ、手軽にできる運動やスポーツを通じた健康増進に努めます。

- 富山県公式スマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」のウォーキングミッションの普及啓発を図るなど、ウォーキング等の手軽にできる運動の普及・啓発に取り組むことで、運動習慣の定着を図るとともに、総合型地域スポーツクラブや射水市スポーツ推進委員協議会等と連携し、活動機会の提供を推進します。
- 体力に合わせて身体活動を増やす習慣づくりに向け、射水市スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブ、本市関係各課と連携し、コミュニティセンター等で実施しているニュースポーツや「きららか射水100歳体操」の他、ヘルスボランティアが企画・実施するウォーキングや軽体操等の情報提供を行うとともに、高齢者がスポーツに参加する機会の充実に努めます。

2 スポーツ施設機能の充実と学校体育施設の開放

(1) 施設機能の充実と利活用の促進

市民のスポーツを「する」「みる」機会の充実に図るため、公共のスポーツ施設の効果的・効率的、かつ安全な利活用の充実と整備を推進します。

これらスポーツ施設をはじめ、本市が保有する多くの施設は合併前の各自治体において整備されたものであり、それらの多くが老朽化により一斉に改修・更新の時

期を迎えます。現在保有する施設を建替えや大規模修繕等により将来にわたって現状のまま維持していくことは、本市の財政を考えると困難です。

このことから、射水市公共施設等総合管理計画等により、今後計画的に施設の再編及び保全、長寿命化や民間活力の導入、適正な受益者負担等の必要な対策を講じることとしています。

- 市民のスポーツ活動の場や機会が確保されるよう、スポーツ関係団体と連携し、公共のスポーツ施設の充実に努めます。
- 利用者が安全・安心に利用できるよう、老朽化対策を含めた施設の定期的な点検や安全対策等、適切な管理運営に努めるとともに、気軽にスポーツ施設を利用できる環境づくりを推進することで利用促進を図ります。また、スポーツ大会や合宿の誘致等を通して、施設稼働率を高めます。
- 高齢者や障がいをもつ人にも利用しやすいよう、トイレやスロープ等のユニバーサルデザイン化に取り組むなど、安心して利用してもらえるよう施設設備の充実に努めます。
- スポーツ活動場所の確保に留意し、人口規模に見合った施設の適正配置に努めます。

(2) 学校体育施設開放の促進

市立小・中学校の学校体育施設（グラウンド・体育館）を開放し、地域住民等のスポーツ機会の充実に努めます。

- 市立小・中学校の学校体育施設開放事業を引き続き行います。地区毎で定期的にご利用調整会議を開くことで、利用者のニーズに対応し、スマートロックの活用、Wi-Fi環境の整備等により、柔軟な施設開放の運用に取り組み、利便性向上を図ります。

3 スポーツ活動をささえる組織の充実と交流・連携・協働の推進

(1) スポーツ関係団体等の育成と支援

地域スポーツの推進や競技力向上を図るために、スポーツ関係団体の組織の充実を推進します。

- 総合型地域スポーツクラブの充実を図り、自律的な運営へとつながるよう、本市全てのスポーツクラブの代表者が情報交換する「いみずSCネットワーク会議」を活用するなど、運営面のサポートや研修会等の開催等の支援に努めます。
- 市民が気軽にスポーツ活動に親しみ、健康増進や体力づくりを推進するため、スポーツイベントや教室等を開催しているスポーツ関係団体の育成及び支援の充実を図ります。

(2) スポーツ関係団体、学校、企業等の交流・連携・協働の推進

多様化する市民のスポーツニーズに対応し、本市のスポーツ推進施策を効果的・効率的に展開するため、行政組織やスポーツ関係団体との交流・連携・協働を推進します。

- 本市と（公財）射水市スポーツ協会をはじめとしたスポーツ関係団体、学校及び企業等が交流し、本市のスポーツについて情報を共有する機会を設けるなど、横断的に交流・連携・協働できる推進体制の整備について検討を進めます。

施策目標達成のために参考とする指標

指標名及び指標の説明	R4年度 現 況	R 15年度 (目標)
総合型地域スポーツクラブ会員加入率 スポーツクラブ入会者数/射水市人口	4.6%	5.3%
成人のスポーツ実施率 週1回以上、スポーツをする成人の割合	42.2%	70%



【グリーンパークだいもん相撲場】



基本施策2 たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実



施策目標

子どもたちの健やかな身体を育成し、体力向上と運動習慣の確立に向けた取組の推進

現状と課題

1 本市の子どもの体力・運動能力

本市の児童生徒の体力・運動能力は、昭和60年頃をピークに長期的な低下傾向がみられます。全国体力・運動能力調査の総合得点を比較すると、平成24年度から平成30年度にかけては全国的に低下傾向にある中で、小学校5年生・中学校2年生ともに向上がみられました。しかし、平成30年度から令和4年度にかけては、世界的に流行した新型コロナウイルスの影響もあり、いずれも低下していることから、子どもたちの運動習慣の定着や体力向上に取り組む必要があります。

【全国体力・運動能力調査総合得点における比較（色付きの数値は全国平均以上）】

合計点	小5男子			小5女子		
	H24	H30	R4	H24	H30	R4
全国	55.82	54.21	52.28	56.37	55.90	54.31
富山県	55.43	55.51	53.94	55.85	57.72	56.68
射水市	54.38	55.65	53.92	54.13	56.82	55.39

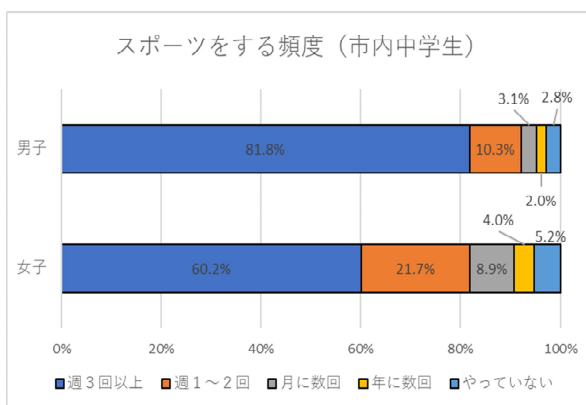
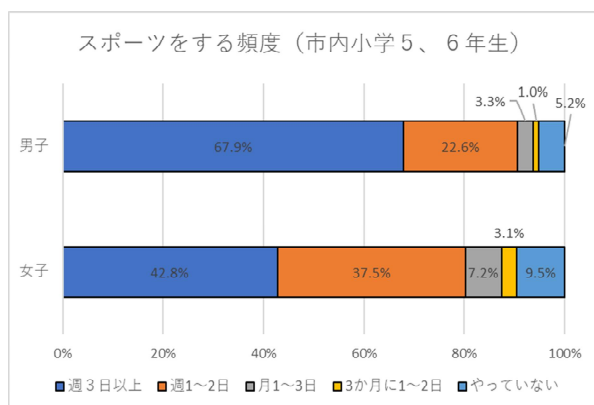
合計点	中2男子			中2女子		
	H24	H30	R4	H24	H30	R4
全国	44.11	42.32	41.04	50.40	50.61	47.42
富山県	42.82	42.85	41.19	49.76	51.45	48.08
射水市	42.10	44.24	39.60	49.34	51.27	47.33

本市の小学5・6年生男女に「運動やスポーツをする頻度」について調査したところ、体育の授業を除いて週に3日以上運動やスポーツに親しんでいる子どもの割合は、男子で7割強、女子で4割強、全体では55.2%という結果でした。同じく中学生では、男子で8割強、女子で6割強、全体では70.2%という結果になりました。いずれも男子に比べて、女子は運動にあまり親しんでいない傾向にあります。小学5・6年生の女子については、平成24年度と同調査で「週に1、2日」「週に3～5日」と答えた児童が約75%、令和4年度は約80%と増加傾向がみられます。

また、小学5年女子のピークである平成30年度の同調査では、「週に1、2日」「週に3～5日」と答えた割合が90%を超えており、体力・運動能力調査結果との相関関係があると考えられます。なお、男子においては、特に大きな差はみられません。

日頃から運動やスポーツに定期的かつ継続的に取り組む子どもを増やすためには、学校や保護者、地域が子どもたちを取り巻く環境を十分理解し、幼少期から運動遊びに取り組み、様々な運動やスポーツを「する」楽しさや喜びを感じる機会を増やすこと、そして「続ける」子どもを増やすための工夫をしていくことが必要です。

また、運動やスポーツから得る楽しさや喜びを感じることで、日頃の取組や体力向上につながることから、「すること」に加えて、「みること」、「ささえること」、「知ること」等、子どもたちの適性等に応じて、運動やスポーツと多様に関わる中で、「する」きっかけをつくっていく工夫も必要です。



2 学校における体育・保健・食育への取組

日常生活において体を動かす機会が減少している中、学校における体育・スポーツ活動の重要性はより一層高まっています。また、幼児期・児童期は、子どもにとって体の動かし方を身に付けるのに最も適した時期であり、様々な運動を体験し、体を動かす楽しさを実感するためにも、一層の体育授業の充実を図る必要があります。

本市では、小学校や中学校の体育科や保健体育科の学習を通して運動の基本的な知識・技能の習得、体力向上を図り、運動好きな子どもたちの育成に努めています。

今後も引き続き、児童生徒の関心・意欲を高めながら、実態や技能等に応じた体育指導が展開できるよう、教員の指導力向上を図るとともに、地域のスポーツ指導者等と十分に連携し協力を得ながら、実技指導の充実に努める必要があります。



【「地産地消」かに給食】

また、未来を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎をなすもので、子どもの成長・発達に合わせた切れ目のない推進が大切です。

本市では、学校給食の中で「地産地消」を推進するとともに、各学校において学校給食を活用した食育の実践や、「食育の日」の取組が行われてきました。朝食欠食率が低下するなど、取組の成果がみられており、引き続き、安全・安心で栄養価を維持した「生きた教材」として活用できる学校給食を実施するため、本市産はもとより、県内・国内産の食材を優先的に活用し、旬の地場産食材を取り入れた献立づくりが求められています。あわせて、健康づくり・体力向上の観点から、「バランスよく食べる」ことも重要です。

保護者や教育等に携わる関係者の食育への意識向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校給食の活用等を通じた食育を一層推進します。

3 運動部活動の現状

運動部活動は、学年や学級の枠を越え、部員同士が切磋琢磨し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、協調性や忍耐力を養うなど、学校教育活動において重要な役割を果たしてきました。

近年、少子化の進展による生徒数の減少や専門的な技術指導ができる教員の不足等により、生徒のニーズに対応できない場合が増えてきているだけでなく、単独の学校では運動部活動を継続することが困難な場合も出てきています。

そのため、専門的な指導力を有する地域の優秀な指導者の活用と複数校合同による活動を一層推進していく必要があります。

また、スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しており、本市においても、令和3年10月に「射水市学校部活動在り方検討会」を設置し、令和4年度から、休日の部活動の地域移行を段階的に進めています。

具体的方策

1 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進

(1) 幼児期からの体力向上の取組の推進

幼児期から運動遊びを中心とする身体活動を十分経験することにより、子どもたちは多様な動きを身に付け、社会性を育み、心身ともに成長することができます。そして、この時期に十分に体を動かす気持ちよさを実感することが、その後の青年期における豊かなスポーツ活動へとつながります。

子どもが様々な場面で運動に親しめるよう保育園や幼稚園、小学校、家庭、地域

における運動遊びやスポーツ活動を充実する取組を推進します。

- 市内保育園、幼稚園、こども園に指導員を派遣して幼児の体力向上支援事業である「からだ育て教室」を実施します。幼児が運動遊びを楽しみ、多様な動きを経験できるよう、民間の指導員や社会体育指導員等による運動遊び環境の充実に努めます。
- 市内保育園、幼稚園、こども園の教員や保育士を対象とした「指導者研修会」を実施することで、運動遊びに関する教員・保育士の指導力向上に努めます。
- 子どもたちの適切な運動習慣や体力向上に向けた取組について、高等教育機関（大学・短期大学等）との協力体制を構築します。



【からだ育て教室】

（２）社会体育指導員等やスポーツ関係団体との連携によるたくましい子どもの育成

社会体育指導員やスポーツ推進コーディネーター、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ及び各種競技団体等のスポーツ関係団体と連携を図ることにより、子どもがたくましく成長するための取組を推進します。

- 本市では社会体育指導員やスポーツ推進コーディネーターを配置しており、スポーツ推進事業に重要な役割を果たしています。幼児や小学生を対象としたスポーツ指導や環境づくりを進め、運動好きの子どもを育てます。
- 市内には、12種目で40を超えるスポーツ少年団があります。スポーツ少年団には3歳から入団でき、主となるスポーツ活動やレクリエーション活動、交流活動等、幅広い活動が計画的に行われています。たくましい大人に成長するために必要な健康・体力づくりに役立ち、スポーツの基礎を身に付けることができるよう活動を支援します。
- 保育園や幼稚園、小学校、家庭、地域、総合型地域スポーツクラブ、各種競技団体が連携をとりながら、運動習慣定着に向けた取組や積極的に運動やスポーツに取り組む子どもの育成に努めます。

（３）あったか家族スポーツの推進

子どもは家族から多大な影響を受けて育ちます。それは、運動やスポーツについても例外ではなく、スポーツをする家族の姿を見たり、一緒に運動遊びやスポーツをすることで、運動やスポーツに関心をもって取り組み、好きになります。子どもが家族とともにいった運動遊びやスポーツの経験は、やがて運動の日常化へとつな

がっていきます。

このことから、本市では、親子の絆を深めるあったか家族の取組を支援していきます。

- 市政出前講座を活用した親子参加型の教室やイベントを開催するとともに、保育園・幼稚園や総合型地域スポーツクラブ等における親子スポーツ活動や（公財）射水市スポーツ協会等の主催するイベント等を支援します。
- 令和4年度に作成した「あったかダンス」の普及を図り、親子の絆を深めるあったか家族の取組を推進します。

2 学校における体育・スポーツ活動・食育の充実

(1) 地域と連携した学校体育・スポーツ活動の推進

教員と専門的な指導力を有する地域のスポーツ指導者等が協力・連携を図り、学校体育・スポーツ活動の充実に努めます。また、子どもたちが元気に活動するための基礎となる望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるための取組を一層進めます。

- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、射水市スポーツ推進委員協議会、高等教育機関（大学、短期大学）、企業、社会体育指導員等との連携や、指導者を登録・紹介する県の組織「パスネットとやま」の活用により、地域のスポーツ人材を小学校や中学校の体育・保健体育の授業に派遣するなど、各学校が地域のスポーツ人材の活用を推進する体制の整備に努めます。
- 学校給食の安全・安心の確保を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、学校給食の活用や各教科を通じた食育を推進します。

(2) 学校体育の充実と教員の指導力向上

学校体育は、元気な体づくり、体力づくり、運動経験を含めた生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎を培う重要な役割を果たしています。このことから、体育科や保健体育科等の学習において、全てのカリキュラムを確実に実施するとともに、学校体育に関わる教員の指導力のさらなる向上に努めます。

- 子どもたちが多様な運動の楽しさを実感し運動のもつ特性にふれることができるよう、学習指導要領に示された内容を確実に指導します。
- タブレット端末の活用を図るとともに、AI技術等の導入を検討するなど、学校体育のDX化を図ります。
- 児童生徒の発育・発達段階の特性や実態に応じた適切な指導ができるよう、小教研※1体育科部会や保健部会、中教研※2保健体育部会や保健部会と連携した実践研究や研修会、講習会等を開催し、教員の指導力向上を図ります。
- 児童生徒の体力向上や運動習慣の定着、教員の指導力向上を目的に、学校体育の授業に専門的指導者を派遣する「射水っ子体力アップ応援事業」を実施します。
- 学校体育の指導における安全対策、熱中症対策、AED救急救命講習等の安全指

導に関する研修会の充実に努めます。

※1 小教研 ※2 中教研

小学校教育研究会及び中学校教育研究会の略称で、それぞれ14の部会で組織されています。各部会では、「授業実践」を基に「子どもの姿」で語り合い、授業改善に向けた継続的な取組を行っています。

3 部活動の在り方検討と適切な運営

(1) 部活動の在り方検討

平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年8月には、富山県において「富山県運動部活動の在り方に関する方針」が策定され、これを受けて本市では「射水市部活動の在り方に関する方針」を同年12月に策定しました。同じく12月に、文化庁よりスポーツ庁ガイドラインをベースとした「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、平成31年2月、富山県において「富山県部活動の在り方に関する方針」が策定されました。

令和2年9月には、スポーツ庁より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、具体的方策として「休日の部活動の段階的な地域移行」を進めることとされました。これを受けて、本市では令和3年10月に「射水市学校部活動在り方検討会」を設置しました。

また、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁から発出されていたそれぞれのガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。これを受け、富山県は令和5年12月に「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しています。

生徒にとって望ましい部活動の環境を整え、各部活動が持続可能な形で実施されるための取り組みが求められます。

- 週に1日、ノ一部活デーを設けるなど、適切な休養日と活動時間を設定します。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶等、適切な指導を徹底します。
- 部活動の質の向上と教員の負担軽減を図るため、部活動の技術指導や大会等への引率を単独で行うことができる部活動指導員を配置します。



【参考】国・富山県・射水市による部活動の在り方に関する取組

年	月	主体	内容
平成 30 年	3 月	国（スポーツ庁）	運動部活動の在り方に関する 総合的なガイドライン
	8 月	富山県	富山県運動部活動の在り方に関する方針
	12 月	射水市	射水市部活動の在り方に関する方針
		国（文化庁）	文化部活動の在り方に関する 総合的なガイドライン
平成 31 年	2 月	富山県	富山県部活動の在り方に関する方針
令和 2 年	9 月	国（スポーツ庁）	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革
令和 3 年	10 月	射水市	「射水市学校部活動在り方検討会」の設置
令和 4 年	12 月	国（スポーツ庁 ・文化庁）	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン
令和 5 年	12 月	富山県	富山県学校部活動及び新たな 地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン

（２）部活動の段階的な地域移行の推進

前述のとおり、令和 2 年 9 月にスポーツ庁より示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の中で、具体的方策として「休日の部活動の段階的な地域移行」を進めることとされ、部活動の地域移行が注目されるようになりました。

本市では、令和 4 年 9 月から柔道、剣道、バスケットボールの 3 競技をモデル事業として、休日部活動の地域移行を実施しました。さらに令和 5 年 9 月からは、ハンドボール、卓球、ソフトテニスの 3 競技を新たにモデル事業として、追加実施しています。

- 生徒のニーズに応じつつ、指導者や活動場所の確保等、課題を整理しながら休日の学校部活動の地域移行を推進します。
- 生徒にとって望ましい部活動の在り方となるよう、情報収集を進めるとともに、「射水市学校部活動在り方検討会」において部活動の地域移行に関する課題等についての検討を進めます。

4 体力づくりや運動習慣等に関わる事業の推進

（１）園や学校での体力向上の取組

次代を担う子どもの体力向上は、将来の明るく豊かな活力ある社会の形成につながります。子どもたちが一日の内の多くの時間を過ごす、保育園、幼稚園、認定こども園や小中学校での体力向上の取組を推進します。また、学校、家庭、地域が連携した取組が推進されるよう積極的な情報提供に努めます。

- WEBアプリ「とやま元気っこチャレンジ」等の活用を促進し、児童生徒の運動習慣と健康的な生活習慣の定着を目指します。
- 射水市体力向上研究会を実施し、小学校体育主任が体力づくりに有効な研修を受講するとともに、児童の体力向上に向けて課題共有を図り、各校の取組状況を共通理解し合う機会を設け、効果・成果のある取組が広がるよう努めます。

(2) 子どものスポーツや体力向上に関する情報発信

学校以外の場でも積極的に運動に取り組みたい子どもへの運動の場の紹介や、スポーツや体力向上に熱心に取り組む子どもの姿等の情報を、積極的に発信します。

- 全小学生や保護者を対象にスポーツ少年団を紹介するリーフレットを配布し、スポーツを始めるきっかけづくりに努めるとともに、スポーツ少年団の活動が継続できるよう支援します。
- 市内等で開催されるスポーツイベントやスポーツ教室、各種競技大会等の様子を、ケーブルテレビ等で発信します。
- 小学校や中学校において、特色ある体力向上及び健康増進への取組を実施している学校をケーブルテレビ等で紹介し、学校や学級の積極的な取組を推進します。
- 中学生が部活動以外にも、積極的にスポーツに取り組めるように、競技団体やスポーツクラブ等が開催するスポーツ教室の開催を奨励するとともに、それらの情報を本市や（公財）射水市スポーツ協会のホームページ等で発信します。



施策目標達成のために参考とする指標

指標名及び指標の説明		R5年度 現 況	R 15年度 (目標)
スポーツ実施率 週3回以上、体育の授業以外でスポーツをする子どもの割合	小学生（5・6年）	55.2%	60%
	中学生	70.2%	75%
スポーツ好きな子どもの割合 スポーツを「する」「みる」ことが好きと答えた子どもの割合	小学生（5・6年）	84.6%	90%
	中学生	85.9%	90%



【小杉総合体育センター】



基本施策3 アスリートの育成・強化のための支援



施策目標

競技活動や指導体制等の向上を支援し、全国や世界の舞台において活躍できるアスリートの育成

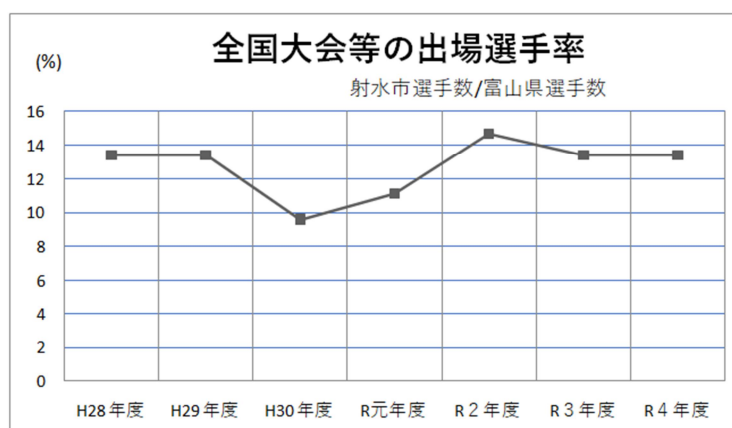
現状と課題

1 競技力の現状

野球、柔道、相撲、自転車、ハンドボール、ヨット、卓球、陸上競技、サッカー等の競技において、本市ゆかりのトップアスリートが、プロスポーツやオリンピックをはじめとする国際大会、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会等で活躍しており、その姿は、市民に夢と希望、感動、勇気を与え、スポーツへの興味・関心を大いに高めています。

国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会に出場した、富山県選手数に占める射水市選手数の割合は増加傾向にあり、今後ますます活躍が期待されます。

本市では、選手が全国大会や北信越大会で活躍できるよう、競技団体を中心に、事業や活動を支援する補助金や選手強化育成補助金制度を設け、育成・強化してきました。さらに、全国大会や国際大会出場を決めた選手に激励金や褒賞金を贈り、功績を称え、更なる活躍を応援しています。



2 恒常的な活動場所と指導者の確保

本市では、平成6年に開催された高校総体や平成12年に開催されたとやま国体で行われた軟式野球、柔道、新体操、相撲、弓道、ヨットといったスポーツを中心に、地域に根差したスポーツとして選手の強化・育成が図られてきました。とやま国体以降も育成が進み好成績を収めていますが、競技力の維持・向上には、恒常的な活動場所と地域の優秀な指導者の確保が重要となっています。また、これまで培ってきた指導ノウハウを生かし、競技スポーツ団体、地元実業団チーム等関係団体と連携

を取りながら、「射水の顔」となるスポーツの定着を図る取組が一層重要となります。

3 未来のアスリートの発掘・育成・強化

本市や（公財）射水市スポーツ協会では、これまで競技団体や選手の育成強化に努めてきており、オリンピックをはじめ、国際大会や全国大会、北信越大会等で活躍する選手が育っている一方で、子どもの体力低下や将来の児童・生徒数の減少等、競技力の低下につながりかねない現状が懸念されます。

今後は、競技団体や（公財）射水市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等とさらに連携しながら、未来のアスリートの発掘・育成に向けた一貫した指導体制を整備していくことが望まれます。また、競技力向上を図るためには、競技や個人の特性に応じた専門的な指導を行うことができる指導者が大切であり、それらの養成・確保に努める必要があります。

具体的方策

1 トップアスリートの育成を目指した強化施策の推進

(1) 一貫した指導体制の充実

優れた能力を有するジュニア選手を発掘し育成することは、個人のもつ良さを引き出し伸ばすとともに、本市の競技力向上にもつながります。そのため、各種競技団体と連携し、一貫した指導体制の在り方を模索するなど、選手・組織のサポート体制の充実を図ります。

- 優れた素質を有するジュニア選手の早期発掘に努めるとともに、これまで培った選手育成ノウハウを活用し、将来全国大会等で活躍できるアスリートが育つよう指導・サポート体制の充実に努めます。
- 選手強化のためのコーチ研修やスポーツ指導者研修会等を開催し、指導者の指導力向上を図るとともに、各競技団体における公認指導者や有資格指導者の登録を促進するなど、競技力向上に向けた優秀な指導者の育成に取り組みます。

(2) 栄養士等専門家との連携によるサポート体制の充実

本市の選手が強靭な肉体と不屈の精神を身に付け、全国の舞台で活躍できるようメディカル、フィジカル、メンタル、栄養管理等の面から支援できるよう努めます。

- 選手の育成サポート体制の充実を図るため、指導者及び保護者等に対して、スポーツ事故防止に関する正しい知識の普及や指導者の危機管理能力の向上に努めます。
- 選手の優れたパフォーマンスを引き出すとともに、人間として成長期にある選手

の「心・技・体」のバランスが取れた育成を図るため、スポーツ団体や大学等と連携しスポーツ栄養学の普及に取り組みます。

2 競技力向上のための環境づくりの推進

(1) トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援

トップアスリート等がもつ一流の技術や人柄にふれることは、人々に夢と感動を与えることにつながります。特に子どもたちに与える効果は大きなものがあることから、トップアスリートとふれあえる大会の誘致や開催支援に取り組みます。



【トップアスリートとふれあえるイベント】

- トップアスリートから技術的な指導を受けられる機会や講演会等を行い、トップアスリートと直接ふれあえる大会の誘致や開催の支援を行います。

(2) 既存のスポーツ施設を活用した競技力向上のための環境づくり

トップアスリートの育成や競技力向上を目指し、選手の発掘や育成、強化を集中的に行うことができる環境づくりに努めます。

- 全国の強豪チームを招へいし、強化試合や合同練習会を開催するなど、競技力向上のための支援を検討します。
- これまでに使われてきた施設を競技力向上の拠点として有効活用するため、（公財）射水市スポーツ協会や指定管理を受けている総合型地域スポーツクラブが中心となり、その体制づくりを推進します。
- 競技力向上を図る基盤として、国際大会や全国大会等での規格を満たした用具や器具を導入するなど、施設機能の充実に努めます。

(3) 県のスポーツ施設や競技団体との連携強化

競技力向上には、練習環境の整備や確保が不可欠であることから、県の施設や競技団体との連携強化に努めます。

- 県総合体育センターをはじめ、県がもつスポーツ施設との連携や富山県スポーツ協会がもつ最先端の医・科学サポート機能を有効に活用し、競技力向上に努めます。

3 トップアスリートを市民総ぐるみで支援する体制の推進

(1) トップアスリートを応援する機運の醸成

リオデジャネイロオリンピック柔道女子で優勝した田知本遥選手等、本市にゆかりのある選手が世界大会やオリンピック、またプロスポーツ競技で活躍する姿は、市民に大きな夢と感動を与えます。世界や全国の檜舞台で活躍する選手を輩出するため、今後一層の機運の醸成に努めるとともに、その活動を推進します。

- 本市にゆかりのあるプロ選手やオリンピック選手・実業団選手との交流を通して、一流のプレーに接する機会を提供するとともに、その選手やチームを応援する機運の醸成に努めます。
- トップ選手の活動拠点となりうる総合型地域スポーツクラブの育成・充実と学校、大学、企業との連携に取り組みます。
- 激励金や褒賞金制度を活用し、世界や全国の舞台で活躍する選手をサポートします。

(2) 積極的な広報活動の展開

世界や全国の舞台で活躍する本市にゆかりのある選手を市民に広く知ってもらい、一丸となって応援するために、積極的な広報活動に努めます。

- 市庁舎等に掲げる懸垂幕や横断幕の設置だけでなく、激励会や壮行会、選手紹介の掲示、パブリックビューイング等、応援イベントを開催します。
- 新聞、テレビ等のマスメディアへ積極的に選手に関する情報を提供するとともに、市公式SNS等を活用し、広報活動の充実に努めます。



【市内実業団チーム応援ブース（射水市本庁舎）】



施策目標達成のために参考とする指標

指標名及び指標の説明	R4年度 現 況	R15年度 (目標)
全国大会等の出場選手率 (国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会) 射水市選手数／富山県選手数	13.4%	15%



【下村パークゴルフ場】



基本施策4 スポーツに関わる多様な人材の育成と活用



施策目標

スポーツ活動の充実に欠かせない質の高い指導者やボランティア等の育成とその人材を効果的に活用する体制の整備

現状と課題

1 スポーツ指導者の養成・活用

本市では、スポーツに携わる指導者に、県の指導者等の養成のための研修会や講習会への参加を呼びかけ、スポーツ指導者等の養成や資質向上に努めてきました。

また、スポーツ少年団の指導者や保護者、射水市スポーツ推進委員等を対象に、AED救急救命講習会やスポーツ・インテグリティ※に関する講演会を開催し、安全対策や指導力向上に努めてきました。さらに中学校の部活動に関しては、「部活動ハンドブック」「射水市部活動の在り方に関する方針」「地域部活動指導者の手引」を市教育委員会で作成し、部活動顧問や外部指導者の指導による部活動が最適な形で実施されることを目指しています。

総合型地域スポーツクラブにおいては、県の「スポーツ指導者パスネットとやま」と連携し、スポーツ指導者を登録しています。今後、登録されたスポーツ指導者を積極的に有効活用していくことが望まれます。

※スポーツ・インテグリティ

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉で、「スポーツが様々な脅威（八百長・暴力・ドーピング等）により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」であることを指します。

2 スポーツボランティアの養成

近年、スポーツイベントや大会におけるボランティアの重要性が増しています。

令和4年3月に示された国の「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会の実現のため、スポーツを「つ



【スポーツ指導者研修会】

くる、はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要であるとした上で、「スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」が今後総合的かつ計画的に取り組む施策として位置付けられています。本市でも、スポーツボランティアに対する意義や必要性を啓発し、人材の確保、育成に努めるとともに、スポーツ活動を広く支援することができる機会の拡充を図り、積極的な情報提供を行う必要があります。



【富山マラソンの沿道応援】

3 スポーツ活動の顕彰

本市では、国民スポーツ大会に出場する選手・監督に対しての激励会、オリンピック出場選手の壮行会の開催や、「市政功労者表彰」や「教育委員会表彰」等による表彰を行っています。

また、（公財）射水市スポーツ協会では、「スポーツ協会表彰」を設け、競技成績優秀者はもちろん、永年競技団体や生涯スポーツ団体で協会や団体の活動に尽力した方々を表彰しています。さらに民間においても、ジュニア層にスポットを当てた顕彰制度を設け、小中高校生の活躍を支援しています。今後は、ボランティアの方々に対する顕彰の条件を整備していく必要があります。



【国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
出場選手・監督 激励会】

具体的方策

1 地域スポーツをささえる指導者の育成と活用の推進

(1) 地域スポーツ指導者の育成と活用

市民のスポーツ活動に対するニーズが高度化・多様化する中、質の高い技術や技能を有する指導者への需要が高まっています。今後、地域スポーツの推進役として、熱意と能力のある指導者を積極的に委嘱するとともに、質の高い指導者への育成と支援に努めます。

- スポーツ関係団体が連携し、市民のスポーツ活動のニーズに応じた支援ができるよう、研修会や他団体との指導交流等によるスキルアップを図ります。
- コミュニティセンターで活動する団体や社会福祉団体、児童クラブ等が行う地域スポーツ活動に適した指導者が見付かるよう、射水市スポーツ推進委員協議会や県の「スポーツ指導者パスネットとやま」と連携を取りながら、利用者に情報を提供します。
- （公財）射水市スポーツ協会等と連携し、暴力、ハラスメント、ドーピング等不適切な行為の根絶を図るため、指導者及び選手を対象にスポーツ・インテグリティの観点を取り入れた研修会を開催・支援します。

（２）トップアスリートの活用の推進

子どもたちのスポーツに対する意欲の向上や競技力向上を図るため、国際大会や全国大会等で活躍したトップアスリートの招へいや活用に努めます。

- 地域のジュニアアスリートの育成・強化や子どもの体力向上のため、トップアスリートの活用を検討します。
- 国や県の事業、各種競技団体が行うイベントと連携し、トップアスリートの招へいに努めます。

2 スポーツボランティア等の養成と活用の推進

（１）スポーツボランティアの発掘

近年のスポーツイベントや様々な大会では、ボランティアの活躍が大会を盛り上げ、選手や観客のリピーターを増やすなど、スポーツ事業の推進に大きく貢献しています。また、学校のクラブや部活動、地域での様々なスポーツ活動においても、ボランティアは必要不可欠な存在であるとともに、活動を通しての出会いや日々の生きがいづくりに大きく貢献していることから、スポーツボランティアの育成・支援を進めます。

- 関係機関やスポーツ団体、高等学校、大学等と連携を図り、スポーツボランティア活動に理解と意欲ある人材の確保に努めます。
- スポーツボランティアの意義や価値、楽しさ等の啓発を図り、市民がスポーツボランティアとして参加しやすい環境づくりに努めます。
- スポーツボランティア活動に参加することにより、ボランティア同士やアスリートとの地域を超えた交流の機会が創出されるなど、ボランティア活動を通じたコミュニティの形成により、その付加



【大会をささえるボランティア】

価値を高めます。

(2) 総合型地域スポーツクラブの運営をささえる人材の育成

クラブマネージャーや指導者等、総合型地域スポーツクラブの充実した活動と安定した運営をささえる人材の育成に努めます。

- 国のスポーツ振興事業や富山県スポーツ協会と連携を取りながら、総合型地域スポーツクラブの運営をささえる人材の養成に努めます。

3 スポーツ活動の激励と顕彰の充実

(1) 国際大会や全国大会へ出場するアスリートの激励

国際大会や全国大会への出場を叶えたアスリートの功績を称え、更なる活躍を応援するため、激励金の交付を継続します。

- 国際大会や全国大会へ出場するアスリートやその指導者の功績を称え、活躍を応援するため、激励金を交付します。

(2) 活躍したアスリートを称える顕彰制度

国際大会や全国大会の檜舞台で活躍するアスリートの姿は、市民に勇気と感動、子どもたちに夢と希望を与えることから、その努力を称える顕彰制度を継続します。

- 優秀な成績を収めたアスリートやその指導者の功績を称え顕彰します。

(3) 多様なスポーツ活動を称える顕彰制度

各地域で生涯スポーツに尽力している方々や競技団体、(公財)射水市スポーツ協会等、地域においてスポーツの普及や指導に貢献している人等を広く顕彰します。

- 地道に行われている市民のスポーツ活動の一層の意欲継続となるよう、また、スポーツボランティアや障がい者スポーツの振興に貢献する団体、個人の励みとなるよう顕彰制度の充実を進めます。

施策目標達成のために参考とする指標

指標名及び指標の説明	R4年度 現 況	R 15年度 (目標)
スポーツ指導者数 (公財)日本スポーツ協会に登録している公認スポーツ指導者数	199人	220人

基本施策5 スポーツを通じた地域の活性化



施策目標

本市の多様なスポーツ施設等を活用し、交流人口の拡大と活力に満ちた地域づくり

現状と課題

1 地域を活性化させるスポーツイベント等

多くの人々が気軽に参加できるスポーツイベントの開催は、市民にスポーツをしようとする機運を醸成するだけでなく、会場周辺の地域に賑わいをもたらし、地域経済を活性化させる効果が期待されます。また、スポーツイベントでは、応援する観客（みる）、運営するスタッフやボランティア（ささえる）等、大勢の方々が集まり、交流人口の拡大も期待されます。

また、国の「第3期スポーツ基本計画」では、総合的かつ計画的に取り組む施策のひとつに「競技振興と地域振興の好循環を実現するため、スポーツによる地方創生、まちづくりの取組を継続させ、定着するよう促進する」ことが挙げられています。本市では、令和4年4月に「射水市フットボールセンター」が開業し、大規模大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツイベントの開催等を通じた交流人口の拡大や地域の活性化を図ることとしています。

2 「みるスポーツ」の機会を通じた地域の活性化

本市では、スポーツを「みる」ことへの関心が高く、令和4年度に実施したアンケート結果では7割近くの方が「スポーツをみるのが好き」と回答しています。

スポーツを「みる」ことは、楽しみや喜びを感じたり、気分転換、ストレス解消が図られたりといった効果の他、直接会場等へ出向いて観戦することによって、多くの観客とともに応援するチーム・選手との一体感や感動を共有できます。本市では地元実業団女子ハンドボールチーム「アランマーレ富山」が発足して日本リーグが開催されており、トップアスリートの試合を直接観戦・応援することができます。

プロスポーツチームや日本リーグに所属するトップチームは、魅力あるゲームの開催に努めるとともに、子どもたちが無料で観戦できる取組や地域貢献活動にも積極的に取り組んでおられます。直接会場に出向き、試合観戦の機会をつくることは、スポーツの普及のみならず、入場料や関連グッズの売り上げ等、経済の活性化にもつながるものと期待されることから、地元チームを応援する機運醸成に努める必要があります。

また、近年大型映像を利用して、多人数でスポーツを観戦・応援する「パブリッ

クビューイング」が盛んに行われるようになっていきます。本市でも平成28年のリオデジャネイロオリンピック女子柔道で「田知本 遥選手応援パブリックビューイング」を開催しました。さらに令和5年3月には、「アランマーレ富山」が創設以来初のプレーオフ進出を決めたことから、日本ハンドボールリーグ女子プレーオフ1回戦のパブリックビューイングを開催しました。



【アランマーレ富山 パブリックビューイング】

今後もパブリックビューイングを開催することで、応援する楽しみを含めた「みるスポーツ」の定着を図り、スポーツ活動の促進や市民の豊かなスポーツライフの確立を目指します。

3 スポーツ情報の発信

市内で開催されるスポーツイベントやプロスポーツチーム等の試合日程・場所等の情報は、本市・各チーム等のホームページ、SNS、新聞等で情報を発信しています。より多くの市民が競技会場へ足を運び、観戦してもらえるよう、スポーツ観戦の魅力やスポーツイベント等を積極的に発信していく必要があります。

具体的方策

1 地域を活性化させるスポーツイベント等の推進

(1) 本市の魅力を生かしたスポーツイベントの開催

本市には、海、里、川等の豊かな自然環境が整っています。それら特性を生かしたウォーキング、マリンスポーツ、パークゴルフ等のスポーツイベントの充実に努めます。

- 富山県をはじめとした関係機関と連携し、県内最大級のスポーツイベントである富山マラソンを支援します。
- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるウォーキングイベントやニュースポーツ体験イベント等を開催するなど、世代間交流と地域活性化に向けた活動を一層展開します。



【フットボールセンターのスポーツイベント】

- フットボールセンターでスポーツイベントを開催し、バイエリアの賑わい創出と活性化を図ります。

(2) スポーツを通じた交流人口の拡大

フットボールセンターをはじめ、体育館、パークゴルフ場等、市内の多様なスポーツ施設を有効活用し、大規模大会やスポーツ合宿を誘致するなど、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

- 本市のスポーツ施設での高校・大学・国内トップレベルのチーム等合宿、全国規模のスポーツ大会等の誘致に努めます。
- 県外学生等のスポーツ合宿誘致や合宿時の宿泊に対する助成等の支援に加え、宿泊、飲食、観光、交通等の事業者と連携し、ワンストップで情報提供ができる体制の検討を進めます。
- 選手との交流、ボランティア間の交流を促進するため、スポーツ教室や大会等のボランティアに参加しやすい機運の醸成に努めます。

2 「みるスポーツ」の機会づくりの推進

(1) トップアスリートのパフォーマンスをみる機会の推進

魅力あるスポーツを間近で観戦したり応援したりすることは、スポーツのもつ魅力や醍醐味にふれ、感動を味わうなど、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツのすそ野を広げ、スポーツの振興に大きく貢献します。また、入場料やグッズ購入等の消費等、関連業種に経済効果が及ぶことが期待されることから、トップアスリートのパフォーマンスをみる機会づくりに努めます。

- 本市ゆかりの選手やチームが出場するオリンピック、世界選手権、全国大会等のパブリックビューイングを開催し、「みるスポーツ」の定着を図ります。
- 市内や県内で行われるトップレベルの試合や身近な大会等の観戦や応援する機会が増えるよう、スポーツ団体と連携し、市民に向け積極的な情報提供に努めます。
- 国内トップレベルで活躍する市内の実業団スポーツチームに関心をもってもらえるような企画を実施し、実際に会場に足を運んで応援してもらえるよう取り組みます。

(2) プロスポーツや実業団チームと連携したスポーツの魅力発信

本市に拠点を置く実業団チームや県内のプロチームが、地域や学校等で取り組む地域貢献活動を一層推進し、地域の活性化を図ります。

- 子どもたちが気軽に観戦できる機会の創出やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの指導や普及活動等、各チームが取り組む地域貢献活動を推進し、スポーツのすそ野の拡大や各種スポーツの魅力発信に努めます。

- 本市に拠点を置く実業団チームや県内のプロスポーツチームが、プロとアマチュア、競技種目等の枠を越えて連携を図り、より充実した活動を展開できるよう、各スポーツクラブや企業、スポーツ関係団体等の協力体制の整備に努めます。

3 スポーツ情報の発信

(1) スポーツ観戦の魅力やスポーツイベント等の情報発信

スポーツイベントやプロスポーツ・国内トップレベルの大会に市内外から参加者や観戦者を呼び込むことができるよう、スポーツ観戦の魅力、最新のスポーツイベント等の積極的な情報発信に努めます。

- 市民のスポーツへの興味・関心を高めるため、また、「みるスポーツ」の機会づくりを推進するため、SNS等を活用するなど、積極的な情報発信に努めます。

施策目標達成のために参考とする指標

指標名及び指標の説明	R4年度 現 況	R 15年度 (目標)
県外からのスポーツ合宿参加団体数 射水市内のスポーツ施設を利用してスポーツ合宿を実施した県外団体の数	※ 1 団体	10団体
フットボールセンター利用者数	66,814人	80,000人

※はR5年度現況数値



【フットボールセンター】



資 料



施策目標達成のために参考とする指標

本計画では、施策目標達成に向けて8項目の指標と目標値を挙げ、より実行性のあるものとして取り組んでいきます。

これらの目標は、計画の実施状況や事業の成果を評価していく際に活用する他、令和10年度の間評価・見直し及び令和15年度の最終評価に用います。

基本施策	指標名及び指標の説明		R4年度 現況	R15年度 (目標)
誰もが気軽にスポーツに参加できる環境の充実	総合型地域スポーツクラブ会員加入率 スポーツクラブ入会者数/射水市人口		4.6%	5.3%
	成人のスポーツ実施率 週1回以上、スポーツをする成人の割合		42.2%	70%
たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実	スポーツ実施率 週3回以上、体育の授業以外でスポーツをする子どもの割合	小学生 (5・6年)	※55.2%	60%
		中学生	※70.2%	75%
	スポーツ好きな子どもの割合 スポーツを「する」「みる」ことが好きと答えた子どもの割合	小学生 (5・6年)	※84.6%	90%
		中学生	※85.9%	90%
アスリートの育成・強化のための支援	全国大会等の出場選手率 (国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会) 射水市選手数/富山県選手数		13.4%	15%
スポーツに関わる多様な人材の育成と活用	スポーツ指導者数 (公財)日本スポーツ協会に登録している公認スポーツ指導者数		199人	220人
スポーツを通じた地域の活性化	県外からのスポーツ合宿参加団体数 射水市内のスポーツ施設を利用してスポーツ合宿を実施した県外団体の数		※1団体	10団体
	フットボールセンター利用者数		66,814人	80,000人

※はR5年度現況数値

第2次射水市スポーツ推進計画策定の経緯

年月日	場所	議題・案件事項等
令和5年 1月30日～ 2月22日		「スポーツに関する意識調査」の実施 (一般調査)
令和5年 3月29日		射水市教育委員会から射水市スポーツ 推進審議会に「第2次射水市スポーツ推 進計画」の策定について諮問
令和5年 5月8日～ 6月2日		「スポーツに関する意識調査」の実施 (若者調査)
令和5年 7月27日	射水市役所本庁舎 401会議室	令和5年度 第1回スポーツ推進審議会
令和5年 9月26日～ 10月6日		「スポーツに関する意識調査」の実施 (競技団体調査)
令和5年 11月1日	射水市役所本庁舎 302会議室	令和5年度 第2回スポーツ推進審議会
令和5年 12月14日～ 令和6年 1月15日	市ホームページ 中央図書館 各地区センター (新湊・小杉・大門・下) 生涯学習・スポーツ課	「第2次射水市スポーツ推進計画」(素 案)のパブリック・コメントの実施
令和6年 1月30日	射水市役所本庁舎 401会議室	令和5年度 第3回スポーツ推進審議会
令和6年 2月7日		射水市スポーツ推進審議会から射水市 教育委員会へ「第2次射水市スポーツ推 進計画」の策定について答申



射水市スポーツ推進審議会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考
1	大森 聡	スポーツ施設利用者 アランマーレ強化部長 (小杉総合体育センター、小杉体育館利用者)	
2	片岡 泰人	NPO法人新湊カモンスポーツクラブ 副理事長	
3	川腰 喜久雄	(公財)射水市体育協会 副会長	会長
4	清水 正美	射水市スポーツ推進委員協議会 会長	
5	竹林 浩樹	射水市立新湊小学校 校長	
6	松嶋 智	射水市中学校体育連盟 会長 射水市立新湊南部中学校 校長	～令和5年 3月31日
	寺島 貴幸	射水市中学校体育連盟 会長 射水市立大門中学校 校長	令和5年 4月1日～
7	開 厚子	スポーツ施設利用者 (大島体育館利用者)	
8	藤川 護	(公社)射水青年会議所 監事	
9	古城 克實	射水市スポーツ少年団 本部長	副会長
10	星野 健政	NPO法人だいもんスポーツクラブ 理事	

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

計画策定アドバイザー

氏名	役職等	備考
神野 賢治	富山大学教育学部 准教授	アドバイザー

令和6年2月7日

射水市教育委員会
教育長 金谷 真 様

射水市スポーツ推進審議会
会 長 川 腰 喜久雄



「第2次射水市スポーツ推進計画」の策定について（答申）

令和5年3月29日付け射教生ス第92号で、諮問のありましたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 第2次射水市スポーツ推進計画

別紙（全文）のとおり

2 計画の概要

（1）期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

（2）基本理念及び基本方針

基本理念：スポーツで創る つながる 射水

基本方針：スポーツを通じた好循環の形成

（3）基本施策

基本施策1 誰もが気軽にスポーツに参加できる環境の充実

基本施策2 たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実

基本施策3 アスリートの育成・強化のための支援

基本施策4 スポーツに関わる多様な人材の育成と活用

基本施策5 スポーツを通じた地域の活性化

令和6年度

予算（案）概要



射 水 市

— 目 次 —

・ 予算編成における基本的な考え方	…………… P 1
・ 令和 6 年度予算 総括表	…………… P 2
・ 一般会計の歳入予算	…………… P 3
・ 一般会計の歳出予算	…………… P 4
・ 特別会計予算の主な内容	…………… P 5
・ 基金の年度末現在高、市債の年度末現在高	…………… P 8
・ 令和 6 年度当初予算特別枠（主な事業）	…………… P 9
・ 射水市の子育て支援策（令和 6 年度注目施策）	…………… P 18
・ 射水市の災害復旧、防災・減災施策（主な事業）	…………… P 19
・ 令和 6 年度予算における主要事業	…………… P 20
（参考資料）特別枠事業一覧	…………… P 52

[数値の記載に当たって]

各表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

予算編成における基本的な考え方

令和6年度の財政状況は、歳入面では、市税が、個人市民税の定額減税や固定資産税の評価替えなどの影響により減収になると見込んでいるものの、地方特例交付金において、定額減税の減収分が全額補填されること、また、普通交付税において、こども・子育て政策に係る費目が新たに創設されたことなどから、一般財源総額では、前年度を上回るものと見込んでおります。

一方、歳出面では、高齢化等に伴う社会保障関係費の増嵩や衛生センター基幹的設備改良事業などの大型事業の実施を予定しているほか、物価高騰があらゆる事業に影響を及ぼし歳出総額を大きく押し上げる状況にあり、引き続き、厳しい財政運営となることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の予算編成では、全ての事務事業について、有効性、効率性、優先性等の観点から実績や効果を検証し、事業の選択と集中を行い、限られた財源が真に必要な施策に適切に配分されるよう努めました。

まず、令和6年能登半島地震からの災害復旧・復興については、被災者支援や公共インフラの復旧など最優先で取り組む必要があり、令和5年度3月補正予算と一体的な編成とし、重点的に取り組んでまいります。

また、予算の特別枠を設け、子育て家庭が安心して子育てできる環境の更なる充実に向けて、こども家庭センターの設置をはじめとする子ども・子育て支援、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進、防災・減災対策を喫緊の重要課題と捉え、予算の重点配分に努めました。

令和6年度は、第3次総合計画の将来像「いろどり ひろがる ムズムズ射水」の実現を目指し、前期実施計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、新たな取組への積極果敢なチャレンジや質の高い市民サービスを提供し、幅広い世代、特に未来世代に選ばれる持続可能な魅力あるまちづくりを加速させてまいります。

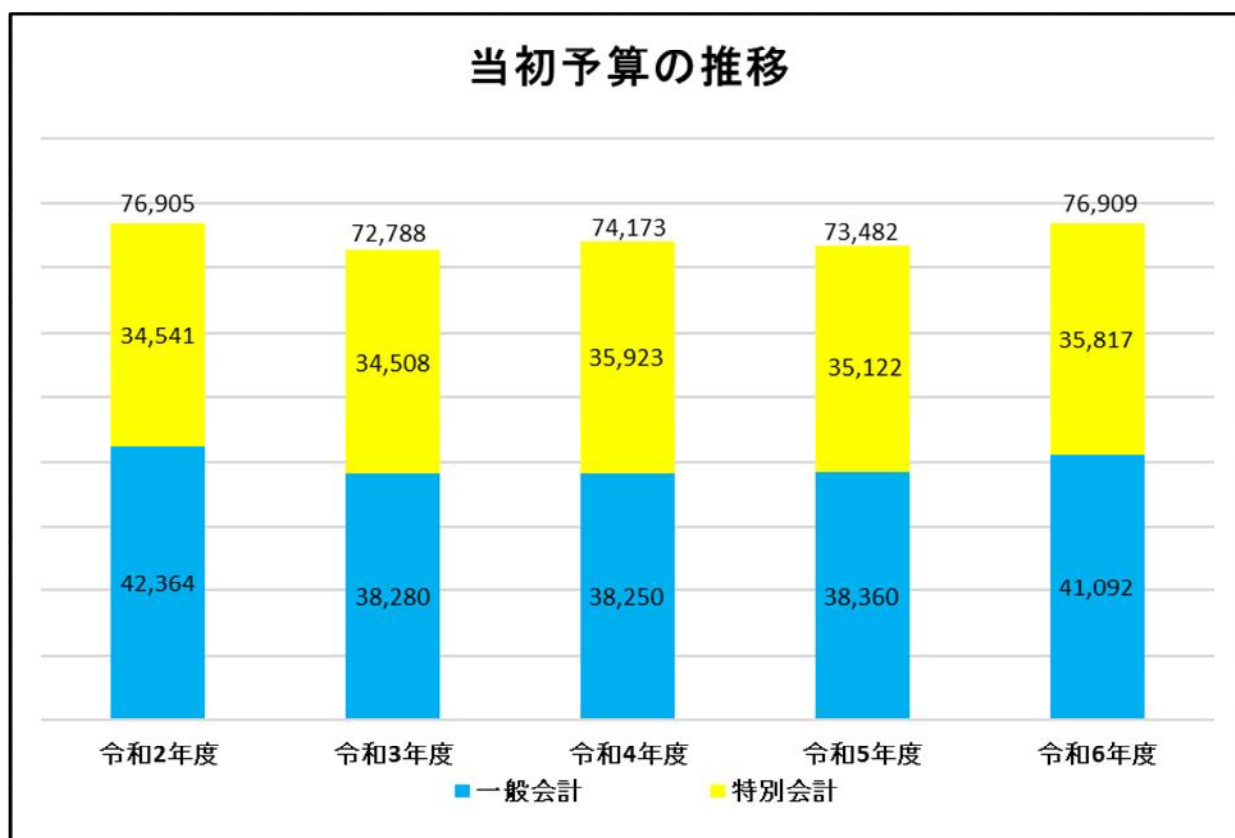
さらには、子どもが夢や希望を持って成長できる環境づくり、関係人口の創出や市民の皆さん一人ひとりが幸せや豊かさを実感することができるウェルビーイングにつながるまちづくりを展開し、市民生活の満足度を高め、本市の一層の成長につなげてまいります。

令和6年度予算 総括表

(単位：千円、%)

会計区分	6年度当初	5年度当初	増減	伸率
一般会計	41,092,000	38,360,000	2,732,000	7.1
【参考】能登半島地震関連予算除く	40,469,000	38,360,000	2,109,000	5.5
特別会計	35,817,458	35,121,821	695,637	2.0
国民健康保険事業	7,615,669	7,596,085	19,584	0.3
後期高齢者医療事業	2,630,340	2,553,308	77,032	3.0
介護保険事業	9,398,589	9,564,287	▲ 165,698	▲ 1.7
水道事業	3,847,256	3,811,427	35,829	0.9
下水道事業	7,199,020	6,945,529	253,491	3.6
病院事業	5,126,584	4,651,185	475,399	10.2
合計	76,909,458	73,481,821	3,427,637	4.7

当初予算の推移



一般会計の歳入予算

(単位：千円、%)

歳入区分	6年度当初	5年度当初	前年度当初比		6年度 構成比	5年度 構成比
			増減	伸率		
1款 市 税	14,588,274	15,115,709	▲ 527,435	▲ 3.5	35.5	39.4
個人市民税	4,503,306	4,919,000	▲ 415,694	▲ 8.5	11.0	12.8
法人市民税	1,021,500	1,056,100	▲ 34,600	▲ 3.3	2.5	2.8
固定資産税	8,074,567	8,206,631	▲ 132,064	▲ 1.6	19.6	21.4
軽自動車税	341,610	334,028	7,582	2.3	0.8	0.9
市たばこ税	621,000	574,000	47,000	8.2	1.5	1.5
入湯税	26,291	25,950	341	1.3	0.1	0.1
2款 地方譲与税	405,500	377,300	28,200	7.5	1.0	1.0
地方揮発油譲与税	83,000	88,000	▲ 5,000	▲ 5.7	0.2	0.2
自動車重量譲与税	270,000	240,000	30,000	12.5	0.7	0.6
特別とん譲与税	39,000	38,000	1,000	2.6	0.1	0.1
森林環境譲与税	13,500	11,300	2,200	19.5	0.0	0.0
3款 利子割交付金	4,000	5,000	▲ 1,000	▲ 20.0	0.0	0.0
4款 配当割交付金	79,000	75,000	4,000	5.3	0.2	0.2
5款 株式等譲渡所得割交付金	80,000	53,000	27,000	50.9	0.2	0.1
6款 法人事業税交付金	224,000	213,000	11,000	5.2	0.5	0.6
7款 地方消費税交付金	2,215,000	2,310,000	▲ 95,000	▲ 4.1	5.4	6.0
8款 ゴルフ場利用税交付金	47,000	45,000	2,000	4.4	0.1	0.1
9款 環境性能割交付金	39,000	28,000	11,000	39.3	0.1	0.1
10款 地方特例交付金	520,694	95,000	425,694	448.1	1.3	0.2
11款 地方交付税	9,154,000	8,430,000	724,000	8.6	22.3	22.0
普通交付税	7,954,000	7,240,000	714,000	9.9	19.4	18.9
特別交付税	1,200,000	1,190,000	10,000	0.8	2.9	3.1
12款 交通安全対策特別交付金	11,000	11,000	0	0.0	0.0	0.0
13款 分担金及び負担金	168,674	170,592	▲ 1,918	▲ 1.1	0.4	0.4
14款 使用料及び手数料	561,783	576,769	▲ 14,986	▲ 2.6	1.4	1.5
15款 国庫支出金	5,302,838	4,481,612	821,226	18.3	12.9	11.7
16款 県支出金	3,013,285	2,745,227	268,058	9.8	7.3	7.2
17款 財産収入	106,378	113,943	▲ 7,565	▲ 6.6	0.3	0.3
18款 寄附金	10	10	0	0.0	0.0	0.0
19款 繰入金	945,149	686,144	259,005	37.7	2.3	1.8
公共施設建設等基金	200,000	100,000	100,000	100.0	0.5	0.3
小杉インターパーク管理基金	900	900	0	0.0	0.0	0.0
合併地域振興基金	377,000	256,000	121,000	47.3	0.9	0.7
ふるさと射水応援基金	300,000	300,000	0	0.0	0.7	0.8
森林環境保全基金	14,216	7,144	7,072	99.0	0.0	0.0
新型コロナウイルス感染症対策基金	0	22,100	▲ 22,100	皆減	0.0	0.1
介護保険事業特別会計繰入金	53,033	0	53,033	皆増	0.1	0.0
20款 繰越金	200,000	200,000	0	0.0	0.5	0.5
21款 諸収入	1,011,515	862,194	149,321	17.3	2.5	2.2
22款 市債	2,414,900	1,765,500	649,400	36.8	5.9	4.6
うち臨時財政対策債	115,000	282,000	▲ 167,000	▲ 59.2	0.3	0.7
合計	41,092,000	38,360,000	2,732,000	7.1	100.0	100.0
自主財源	17,581,783	17,725,361	▲ 143,578	▲ 0.8	42.8	46.2
依存財源	23,510,217	20,634,639	2,875,578	13.9	57.2	53.8

※ 自主財源：市が自主的に収入する財源

(市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入)

※ 依存財源：国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入

(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、市債)

一般会計の歳出予算

(1) 歳出予算額 (目的別)

(単位：千円、%)

区 分	6年度当初	5年度当初	前年度当初比		6年度 構成比	5年度 構成比
			増 減	伸 率		
1款 議 会 費	280,481	283,847	▲ 3,366	▲ 1.2	0.7	0.7
2款 総 務 費	5,056,045	4,771,571	284,474	6.0	12.3	12.4
3款 民 生 費	14,207,652	13,515,946	691,706	5.1	34.6	35.2
4款 衛 生 費	4,506,004	3,357,233	1,148,771	34.2	11.0	8.8
5款 労 働 費	24,314	71,676	▲ 47,362	▲ 66.1	0.1	0.2
6款 農 林 水 産 業 費	908,774	956,534	▲ 47,760	▲ 5.0	2.2	2.5
7款 商 工 費	1,531,158	1,298,267	232,891	17.9	3.7	3.4
8款 土 木 費	4,653,771	4,657,738	▲ 3,967	▲ 0.1	11.3	12.1
9款 消 防 費	1,268,690	1,192,804	75,886	6.4	3.1	3.1
10款 教 育 費	3,004,360	2,951,380	52,980	1.8	7.3	7.7
11款 災 害 復 旧 費	466,301	2	466,299	∞	1.1	0.0
12款 公 債 費	5,084,450	5,203,002	▲ 118,552	▲ 2.3	12.4	13.6
13款 予 備 費	100,000	100,000	0	0.0	0.2	0.3
合 計	41,092,000	38,360,000	2,732,000	7.1	100.0	100.0

(2) 歳出予算額 (性質別)

(単位：千円、%)

区 分	6年度当初	5年度当初	前年度当初比		6年度 構成比	5年度 構成比
			増 減	伸 率		
義務的経費	19,385,393	18,777,680	607,713	3.2	47.2	49.0
1 人 件 費	6,059,482	5,640,158	419,324	7.4	14.7	14.7
2 扶 助 費	8,241,472	7,934,531	306,941	3.9	20.1	20.7
3 公 債 費	5,084,439	5,202,991	▲ 118,552	▲ 2.3	12.4	13.6
投資的経費	4,157,708	2,465,874	1,691,834	68.6	10.1	6.4
4 普通建設事業費	3,505,407	2,465,872	1,039,535	42.2	8.5	6.4
補助事業費	1,726,737	969,531	757,206	78.1	4.2	2.5
単独事業費	1,778,670	1,496,341	282,329	18.9	4.3	3.9
5 災 害 復 旧 費	652,301	2	652,299	∞	1.6	0.0
その他の経費	17,548,899	17,116,446	432,453	2.5	42.7	44.6
6 物 件 費	7,289,703	6,547,867	741,836	11.3	17.7	17.1
7 維 持 補 修 費	753,165	866,967	▲ 113,802	▲ 13.1	1.8	2.3
8 補 助 費 等	4,705,596	4,788,714	▲ 83,118	▲ 1.7	11.5	12.5
9 積 立 金	34,132	32,722	1,410	4.3	0.1	0.1
10 投資及び出資金	748,712	735,931	12,781	1.7	1.8	1.9
11 貸 付 金	417,869	510,717	▲ 92,848	▲ 18.2	1.0	1.3
12 繰 出 金	3,499,722	3,533,528	▲ 33,806	▲ 1.0	8.5	9.2
13 予 備 費	100,000	100,000	0	0.0	0.2	0.3
合 計	41,092,000	38,360,000	2,732,000	7.1	100.0	100.0

義務的経費(1~3)	19,385,393	18,777,680	607,713	3.2	47.2	49.0
投資的経費(4~5)	4,157,708	2,465,874	1,691,834	68.6	10.1	6.4
その他の経費(6~13)	17,548,899	17,116,446	432,453	2.5	42.7	44.6

特別会計予算の主な内容

(単位：千円、%)

事業名	6年度当初	5年度当初	増減額	増減率
《国民健康保険事業》	7,615,669	7,596,085	19,584	0.3
〔歳入〕				
国民健康保険税	1,361,902	1,351,590	10,312	0.8
使用料及び手数料	500	500	0	0.0
国庫支出金	0	1	▲ 1	皆減
県支出金	5,710,573	5,693,007	17,566	0.3
財産収入	8	8	0	0.0
繰入金	531,831	536,424	▲ 4,593	▲ 0.9
うち一般会計繰入金	531,830	536,423	▲ 4,593	▲ 0.9
うち財政調整基金繰入金	1	1	0	0.0
〔歳出〕				
一般被保険者療養給付費	4,731,778	4,680,622	51,156	1.1
一般被保険者療養費	60,544	73,984	▲ 13,440	▲ 18.2
一般被保険者高額療養費	736,976	737,363	▲ 387	▲ 0.1
一般被保険者医療給付費分	1,142,948	1,166,049	▲ 23,101	▲ 2.0
一般被保険者後期高齢者支援金等分	507,952	496,517	11,435	2.3
介護納付金分	145,691	144,489	1,202	0.8
保健事業費	99,507	96,032	3,475	3.6
基金積立金	8	8	0	0.0
《後期高齢者医療事業》	2,630,340	2,553,308	77,032	3.0
〔歳入〕				
後期高齢者医療保険料	1,132,840	1,058,255	74,585	7.0
繰入金（一般会計繰入金）	1,484,320	1,481,961	2,359	0.2
〔歳出〕				
後期高齢者医療広域連合納付金	2,586,035	2,508,510	77,525	3.1
《介護保険事業》	9,398,589	9,564,287	▲ 165,698	▲ 1.7
〔歳入〕				
介護保険料	2,084,775	2,084,643	132	0.0
国庫支出金	2,038,406	2,090,990	▲ 52,584	▲ 2.5
支払基金交付金	2,438,834	2,458,786	▲ 19,952	▲ 0.8
県支出金	1,287,517	1,329,432	▲ 41,915	▲ 3.2
繰入金（一般会計繰入金）	1,483,572	1,515,144	▲ 31,572	▲ 2.1
〔歳出〕				
介護サービス等諸費	8,438,818	8,512,794	▲ 73,976	▲ 0.9
特定入所者介護サービス等費	169,915	189,522	▲ 19,607	▲ 10.3
高額介護サービス等費	188,948	194,472	▲ 5,524	▲ 2.8
介護予防・日常生活支援総合事業費	191,464	202,263	▲ 10,799	▲ 5.3
包括的支援事業・任意事業費	62,507	188,570	▲ 126,063	▲ 66.9

(単位：千円、%)

事業名	6年度当初	5年度当初	増減額	増減率
《水道事業》	3,847,256	3,811,427	35,829	0.9
〔収益の収入〕				
水道料金	1,972,931	1,999,840	▲ 26,909	▲ 1.3
加入金	26,078	31,986	▲ 5,908	▲ 18.5
他会計補助金（一般会計繰入金）	1,494	1,204	290	24.1
他会計負担金	22,899	23,649	▲ 750	▲ 3.2
〔収益の支出〕				
営業費用	1,818,714	1,770,471	48,243	2.7
営業外費用	125,536	121,612	3,924	3.2
〔資本の収入〕				
企業債	400,000	400,000	0	0.0
工事負担金	21,806	22,135	▲ 329	▲ 1.5
他会計負担金	27,280	25,272	2,008	7.9
他会計出資金（一般会計繰入金）	39,000	19,500	19,500	100.0
〔資本の支出〕				
建設改良費	1,449,253	1,477,949	▲ 28,696	▲ 1.9
企業債償還金	438,753	426,395	12,358	2.9

事業名	6年度当初	5年度当初	増減額	増減率
《下水道事業》	7,199,020	6,945,529	253,491	3.6
〔収益の収入〕				
下水道使用料	1,395,265	1,426,738	▲ 31,473	▲ 2.2
他会計負担金（一般会計繰入金）	1,525,521	1,776,205	▲ 250,684	▲ 14.1
他会計補助金（一般会計繰入金）	1,040	11,924	▲ 10,884	▲ 91.3
過年度損益修正益	0	0	0	0.0
〔収益の支出〕				
営業費用	3,327,875	3,340,054	▲ 12,179	▲ 0.4
営業外費用	336,786	371,694	▲ 34,908	▲ 9.4
〔資本の収入〕				
企業債	754,300	624,500	129,800	20.8
国庫補助金	570,150	353,185	216,965	61.4
他会計出資金（一般会計繰入金）	371,080	406,531	▲ 35,451	▲ 8.7
負担金及び分担金	12,370	12,705	▲ 335	▲ 2.6
〔資本の支出〕				
建設改良費	1,438,124	1,063,123	375,001	35.3
企業債償還金	2,073,235	2,147,658	▲ 74,423	▲ 3.5

(単位：千円、%)

事業名	6年度当初	5年度当初	増減額	増減率
《病院事業》	5,126,584	4,651,185	475,399	10.2
〔収益的收入〕				
入院収益	2,261,800	2,218,692	43,108	1.9
外来収益	973,500	904,105	69,395	7.7
その他医業収益	155,742	147,942	7,800	5.3
他会計負担金（一般会計繰入金）	252,815	234,574	18,241	7.8
他会計補助金（一般会計繰入金）	171,293	238,066	▲ 66,773	▲ 28.0
〔収益的支出〕				
職員給与費等	2,185,132	2,123,300	61,832	2.9
材料費	489,617	493,980	▲ 4,363	▲ 0.9
経費	968,650	985,293	▲ 16,643	▲ 1.7
減価償却費	411,373	343,560	67,813	19.7
資産減耗費	6,750	6,750	0	0.0
支払利息等	36,260	41,792	▲ 5,532	▲ 13.2
〔資本的收入〕				
企業債	396,700	86,400	310,300	359.1
他会計出資金（一般会計繰入金）	338,632	309,900	28,732	9.3
〔資本的支出〕				
資産購入費	126,199	63,053	63,146	100.1
改良事業費	291,813	49,166	242,647	493.5
企業債償還金	576,746	512,521	64,225	12.5
投資	6,000	6,000	0	0.0

基金の年度末現在高、市債の年度末現在高

(1) 基金の年度末現在高（見込額）

(単位：千円)

区 分	6年度末	5年度末	増 減
財 政 調 整 基 金	4,623,232	4,604,085	19,147
減 債 基 金	1,765,789	1,764,501	1,288
公 共 施 設 建 設 等 基 金	1,902,942	2,102,861	▲ 199,919
小 林 興 三 次 基 金	45,934	45,933	1
福 祉 振 興 基 金	7,000	6,999	1
小杉インターパーク管理基金	95,955	96,852	▲ 897
合 併 地 域 振 興 基 金	2,271,101	2,648,000	▲ 376,899
ふ る さ と 射 水 応 援 基 金	35,029	335,022	▲ 299,993
漁 業 振 興 基 金	68	67	1
森 林 環 境 保 全 基 金	31,752	32,467	▲ 715
新型コロナウイルス感染症対策基金	15,357	15,356	1
小 計	10,794,159	11,652,143	▲ 857,984
国民健康保険事業財政調整基金	360,046	360,039	7
介護保険事業財政調整基金	680,396	744,387	▲ 63,991
射水市民病院田中基金	14,911	14,911	0
小 計	1,055,353	1,119,337	▲ 63,984
総 計	11,849,512	12,771,480	▲ 921,968

(2) 市債の年度末現在高（見込額）

(単位：千円)

区 分	6年度末	5年度末	増 減
一 般 会 計	52,639,566	55,069,824	▲ 2,430,258
水 道 事 業	7,725,093	7,763,847	▲ 38,754
下 水 道 事 業	19,653,216	20,895,045	▲ 1,241,829
病 院 事 業	4,761,776	4,958,021	▲ 196,245
計	84,779,651	88,686,737	▲ 3,907,086

「子育て」：こども・子育て施策の強化
 「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
 「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】こども家庭センターの設置（家事・育児サポート事業除く） 9,706千円

児童福祉と母子保健の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊娠した時から出産・子育てまでの伴走的な支援を実施

- ①事業内容
- ・子ども家庭支援員、虐待対応専門員の設置
 - ・未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業
 - ・こども食堂応援事業
 - ・産後家事サポート事業



（子育て支援課）

- ②対象 象 市民
 ③財 源 国、県、一般財源

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】家事・育児サポート事業 1,064千円

支援が必要な家庭、ヤングケアラー等に対し、家事・育児の支援を行い養育環境を整え、虐待等を未然に防止

- ①事業内容 家事・育児ヘルパー・ベビーシッターを派遣
 ②対象 象 市内の家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、
 妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭
 ③財 源 国、県、一般財源



（子育て支援課）

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】ママパパ保育士職場復帰応援事業 10,800千円

市内の保育施設で保育士等として保育業務に従事する保育者の世帯に係る保育料を全額助成

- ①事業内容 3歳未満の子を施設に預け、自ら保育士等として保育業務に従事している場合、当該保育者の世帯に係る保育料を全額助成
 ②対象 象 市内の保育施設に勤務又は就労予定の者
 ③財 源 一般財源



（子育て支援課）

「子育て」：こども・子育て施策の強化
「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】「世界に1つだけの絵本」事業

1,838千円

言葉が出始める時期にオリジナル知育絵本を贈り、親子間のコミュニケーションづくりと本に親しむきっかけづくりを提供

- ①事業内容 1歳半になる子どもに、「世界に1つだけの絵本」(パーソナル知育絵本)を贈る
- ②対象 市民(1歳半になる子ども)
- ③財源 一般財源



(子育て支援課)

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】幼児の運動能力向上モデル事業

135千円

幼児の運動能力の現状を把握し、運動能力向上のためのサポートを実施

- ①事業内容 幼児の運動能力調査を実施し、結果に基づく運動遊びを提案・実践
- ②対象 市内保育園等
- ③財源 一般財源



(生涯学習・スポーツ課)

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】校内教育支援センター事業

3,594千円

教室に入りづらさを感じている児童生徒の居場所づくりとして、学校内の落ち着いた空間の中で継続的な相談や学習支援を受けることができる「校内教育支援センター」を設置

- ①事業内容 小・中学校5校への校内教育支援センターの設置及び支援員の配置
- ②対象 市内小・中学校
- ③財源 国、一般財源



(学校教育課)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
 「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
 「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
●			

【新】イングリッシュキャンプ事業

3,000千円

小学校高学年・中学生を対象に、実践的な英語力・コミュニケーション能力の育成や外国の文化と触れ合うイングリッシュキャンプを実施

- ①事業内容
- ・ネイティブ講師や他校・他学年の児童生徒との共同生活・学習活動体験
 - ・英語によるコミュニケーションの実践
 - ・研修プログラムを通じた外国文化の知識・理解の向上

- ②対象 小学校高学年・中学生
 ③財源 一般財源



(学校教育課)

子育て	防災	DX	GX
●			

【継】学校給食食材費高騰対策支援事業

42,750千円

学校給食の食材費高騰相当額を支援

- ①事業内容 学校給食に要する経費のうち、食材費高騰に伴う影響額について、保護者に追加負担を求めることなく栄養バランスの取れた給食を提供
- ②対象 市内公立小・中学校及び学校給食センター
 ③財源 国（重点支援地方交付金）



(学校教育課)

子育て	防災	DX	GX
●			

【継】給食食材費高騰対策支援事業（保育園等）

17,186千円

保育園（公立・民間）・認定こども園、幼稚園の給食食材費の高騰相当額を支援

- ①事業内容 児童一人につき、月額470円(上限)を補助し、栄養バランスの取れた給食を安定して提供
- ②対象 公立保育園、民間保育園等の事業者
 ③財源 国（重点支援地方交付金）



(子育て支援課)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
	●		

【新】令和6年能登半島地震対応検証事業

5,000千円

地域防災計画の改定等に活用するため、令和6年能登半島地震への対応等を検証

- ①事業内容 令和6年能登半島地震への対応について、
人流データ分析及びアンケート調査等を活用し検証
- ②対象 ー
- ③財源 一般財源



(総務課)

子育て	防災	DX	GX
	●		

【拡】木造住宅耐震改修等支援事業補助金

17,000千円

地震に強い安全なまちづくりを目指すため、旧耐震基準の木造住宅に対する耐震改修及び危険ブロック塀等の撤去・再設置費用の一部を助成（令和6年度より補強設計を対象経費に追加）

- ①事業内容 耐震改修および危険ブロック塀等の撤去・再設置費用の一部を助成
- ・耐震改修（限度額 100万円/戸）〔拡〕補強設計（限度額 20万円/戸）
 - ・リフォーム（限度額 30万円/戸） ・ブロック塀等撤去（限度額10万円/件）
 - ・ブロック塀等再設置（限度額5万円/件）
- ②対象 旧耐震基準の木造住宅、危険ブロック塀等
- ③財源 国、県、一般財源



(建築住宅課)

子育て	防災	DX	GX
	●		

【継】災害備蓄品の購入

3,805千円

災害に備えるため、食料等の災害備蓄品を計画的に購入

- ①事業内容 災害備蓄品（食料、毛布、簡易トイレ、敷マット）を購入
- ②対象 市民等（避難者）
- ③財源 一般財源



(総務課)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
 「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
 「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
	●		

【継】 災害対策用品配布事業

1,507千円

災害の際に必要なとなる防災用品の配布

- ①事業内容 防災用品（吸水式土のう、土のう袋）の配布
- ②対象 地域振興会
- ③財源 一般財源



(総務課)

子育て	防災	DX	GX
		●	

【新】 AIオンデマンドバス「のるーと射水」本格運行事業

59,959千円

AIオンデマンドバス「のるーと射水」を本格運行

- ①事業内容 本市南東エリアにおいて「のるーと射水」本格運行を開始
- ②対象 コミュニティバス利用者等
- ③財源 一般財源



(生活安全課)

子育て	防災	DX	GX
		●	

【拡】 AIオンデマンドバス「のるーと射水」実証運行事業

46,325千円

AIオンデマンドバス「のるーと射水」の実証運行を新規エリアで実施

- ①事業内容 AIオンデマンドバスの導入に向けた実証運行を実施
- ②対象 コミュニティバス利用者等
- ③財源 国、県、一般財源



(生活安全課)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
		●	

【新】民生委員活動環境整備事業

483千円

情報共有のオンライン化により民生委員等の業務負担を軽減

- ①事業内容 民生委員間の情報共有や連絡方法として結ネットを導入
- ②対象 民生委員・児童委員 等
- ③財源 国、県、一般財源



(地域福祉課)

子育て	防災	DX	GX
		●	

【新】自治会アプリ体験ワークショップ事業

220千円

結ネットの理解を深めるため、体験型のワークショップを開催

- ①事業内容 結ネットアプリの体験ワークショップの開催
- ②対象 結ネットの導入を検討している自治会・町内会等、またはすでに導入している自治会・町内会等に所属している方
- ③財源 一般財源



(市民活躍・文化課)

子育て	防災	DX	GX
●		●	

【新】心の健康チェック事業

149千円

うつ対策・自殺予防対策事業として、自分自身や周囲の心の状態を知り、早期に心のケアを行うため実施

- ①事業内容 ・ストレス状態や心の落ち込み度をセルフチェックにより把握
・相談先の紹介
- ②対象 市民他
- ③財源 県、一般財源



(保健センター)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
		●	

【新】電子契約システム導入事業

346千円

契約の締結及び契約書の管理をクラウド上で実施

- ①事業内容 電子契約システムの導入（富山県及び県内市町村共同調達）・利用
- ②対象 市と契約を結ぶ事業者等
- ③財源 一般財源



(総務課)

子育て	防災	DX	GX
		●	

【新】入札参加資格審査申請電子化事業

99千円

隔年で定期受付を行う入札参加資格審査申請の電子化及び審査・申請者情報処理業務のシステム化

- ①事業内容 入札参加資格審査申請システムの導入・利用
- ②対象 入札参加資格の取得を希望する事業者等
- ③財源 国、一般財源



(総務課)

子育て	防災	DX	GX
			●

【新】電気自動車等充電設備整備補助事業

1,000千円

電気自動車の普及を促進し、脱炭素社会を実現するため、民間事業者の事業所や工場等への電気自動車充電設備設置費用を補助

- ①事業内容 民間事業者の事業所や工場等への電気自動車充電設備設置費用を補助
国庫補助金の確定額の1/2（普通充電器 限度額10万円）
- ②対象 ・市内の法人
・市内の法人と契約するリース事業者
- ③財源 一般財源



(環境課)

「子育て」：こども・子育て施策の強化
 「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
 「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
			●

【拡】家庭用太陽光パネル設置補助事業

2,000千円

市内の自らが居住又は所有する住宅に設置する太陽光発電システム等の設置費用を補助

- ①事業内容 住宅に設置する太陽光発電システム等の設置費用を補助（2万円／1kW）
- ・太陽光発電システムのみ 上限5万円（新設）
 - ・太陽光発電システム（PPA） 上限5万円
 - ・太陽光発電システム+蓄電池 上限10万円（増額）



- ②対象 市内の自らが居住又は所有する住宅に太陽光発電システムを設置する市民
 ③財源 一般財源

（環境課）

子育て	防災	DX	GX
			●

【拡】プラスチック資源一括回収事業

2,859千円

燃えるごみとして回収していたプラスチック製のスプーンやおもちゃ等の日用品の廃棄物「プラスチック使用製品廃棄物」と「プラスチック製容器包装」を「プラスチック資源」として一括回収（対象地区を拡大）

- ①事業内容 「プラスチック資源」の一括回収
 ②対象 市民
 ③財源 一般財源



（環境課）

子育て	防災	DX	GX
			●

【新】クーリングシェルター設置事業

100千円

冷房が効いた公共施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発令時に開放

- ①事業内容 公共施設をクーリングシェルターに指定し、熱中症警戒アラート発令時に開放
 ②対象 市民他
 ③財源 一般財源



（環境課）

「子育て」：こども・子育て施策の強化
 「DX」：DXの推進

「防災」：防災・減災に向けた取組
 「GX」：GXの推進

子育て	防災	DX	GX
			●

【新】親子で学ぶエネルギー工作教室事業

46千円

親子で一緒に「ソーラーライト」を製作し、発電の仕組みや環境にやさしいクリーンエネルギーについて学ぶ教室を開催

- ①事業内容 発電の仕組みや環境にやさしいクリーンエネルギーについて学ぶ教室を開催
 - ・エネルギーに関する講義
 - ・ソーラーライトづくり
- ②対象 小学3年生～6年生とその保護者
- ③財源 一般財源



(環境課)



「こども家庭センター」はじまるよー！

児童福祉と母子保健の機能を一体化した
「こども家庭センター」において、
 妊娠時から出産・子育て期を応援する、
「こどもまんなか」な取組をすすめます!!



「こども家庭センター」の主な業務

～すべてのこども、妊産婦、子育て家庭のために～

- 子ども家庭支援員、虐待対応専門員の設置** **7, 242千円**

妊娠した時から出産・子育てまで、支援が必要な方に寄り添います。
- 家事・育児サポート事業** **1, 064千円**

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に、家事・育児ヘルパー・ベビーシッターを派遣します。
- ファミリーサポートセンター** **4, 000千円**

「子育てを応援したい方」と「子育てを応援してほしい人」をつなげ、子どもの送迎や一時預かりなど、子育てを支援します。
- 未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業** **400千円**

未就園児を持つ家庭など、行政とのつながりが希薄になりがちな家庭に出向き、申請・手続き等に対する同行支援や相談支援を行います。
- 子どもの悩み総合相談室** **2, 674千円**

子育てに関する悩み・不安や、お子さんの友達関係など、子どもに関わる様々な悩みについての相談に応じます。必要に応じて専門機関などの紹介もします。

関連する主な子育て施策

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ○出生祝いクーポン | ○子ども及び妊産婦医療費助成（高校生まで医療費無料） |
| ○子育て支援センター | ○発達障害に関する相談教室、ことばの教室 |
| ○育児相談、離乳食教室 | ○訪問型、日帰り型、宿泊型の産後のケア |
| ○産前・産後サポート | ○多胎ピアサポート事業 |
| ○産後家事サポート | ○いみずっ子Babyの会 |
| ○こども食堂応援事業 | ○子どものこころの外来 |
| | ○こどもの居場所づくり支援事業 |
| | など |

射水市は被災者支援、災害復旧、防災・減災に 全力で取り組みます！！

射水市独自の主な被災者支援施策

- **災害見舞金**（3月補正） 5,478千円
全壊：10万円、半壊：5万円、準半壊：2万円を支給
- **生活応援金**（3月補正） 10,000千円
全壊・半壊・準半壊：10万円（単身世帯5万円）を支給
- **被災者生活再建支援金**（3月補正） 44,000千円
国制度が適用されない「半壊」世帯に最大100万円（県負担）、
「準半壊」世帯に最大50万円を支給
- **いみず住まい等応援事業補助金** 30,000千円
全壊・半壊世帯が住宅を取得される場合、補助額を加算して支給（既存制度分含む）
（上限300万円）
- **災害復旧地域活動支援金**（3月補正） 5,000千円
災害復旧活動に取り組んだ自治会、町内会に5万円を支給

令和6年能登半島地震からの復旧に向けて（復旧事業）

- 災害廃棄物処理事業（3月補正） 37,000千円
- 公費解体事業（3月補正） 62,000千円
- 農業施設復旧事業 10,000千円
- 市営住宅修繕（一部3月補正） 45,000千円
- 道路復旧事業（一部3月補正） 571,000千円
- 都市公園等復旧事業（一部3月補正） 171,100千円
- 下水道管等復旧事業（一部3月補正） 198,594千円



災害に強い射水市を目指して（防災・減災事業）

- 令和6年能登半島地震対応等検証事業 5,000千円
- 災害備蓄品の購入 3,805千円
- 災害対策用品配布事業 1,507千円
- 木造住宅耐震改修等支援事業補助金 17,000千円



令和6年度予算における主要事業

令和6年度の主な事業について、11の項目で分類し記載します。

※「令和6年度当初予算特別枠(主な事業)」に掲載されたものを除く

1 子育て支援・学校教育の充実

(単位：千円)

[拡] 奨学金貸与事業 【一般財源】 (子育て支援課) 1,680

将来にわたって必要な保育サービスを安定的に提供できるよう人材の確保を目的として、本市において保育士として勤務しようとする学生に、奨学資金を貸与（昨今の物価高騰を踏まえ、貸与限度額を増額見直し）

事業内容 貸与限度額の見直し ※返済免除規定あり

① 自宅通学の大学生等

月額2万5千円以内から月額4万円以内に増額

② 自宅外通学の大学生等

月額4万円以内から月額5万円以内に増額

[拡] 保育園・こども園職場訪問ツアー 【国、一般財源】 (子育て支援課) 302

保育者を目指す学生や保育士等の資格を持つ潜在保育者を対象に市内保育園・認定こども園を訪問し保育職場の環境・仕事を見聞きすることにより、就業イメージを高める機会を創出（令和5年度から実施回数を増やして実施）

事業内容 県内養成校と連携し、市内の公立・民間施設をバスで巡回しICT活用などの職場環境を見学、現役保育者との座談を実施（3回実施予定）

※令和6年度は、対象を高校生にも広げて実施

○ 保育園等トイレ洋式化推進事業 【市債、一般財源】 (子育て支援課) 4,256

保育環境の改善及び第2次避難所として指定される保育園等の機能改善を目的として、トイレの洋式化を推進

事業内容 令和6年度は池多保育園、下村保育園を予定

- **保育園等ICT化推進事業** 【国、一般財源】 (子育て支援課) **1,013**
 保育者の業務改善として、外国籍の保護者とのコミュニケーションを円滑にするための機器購入に係る費用を支援
 事業内容 民間園の音声翻訳機購入にかかる費用を補助
 (令和6年度は9園の予定)
- **スクール・サポート・スタッフ配置事業** 【一般財源】 (学校教育課) **4,152**
 教員が本来担う業務に一層注力できる環境を整備し児童生徒の学びの環境充実を図るため、スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)を配置
 事業内容 小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置
- [新] コミュニティ・スクール事業** 【県、一般財源】 (学校教育課) **7,332**
 学校運営協議会、コーディネーター、学校支援ネットワークからなる「射水市版コミュニティ・スクール」を組織するため、学校運営協議会委員及び学校支援コーディネーターを新たに配置
 事業内容 ①学校運営協議会の設置
 ②学校支援コーディネーターの設置
- [新] 放生津・新湊統合小学校準備事業** 【一般財源】 (学校教育課) **8,537**
 令和7年4月の両校新設統合に向けた準備を実施
 事業内容 ①統合準備会の開催、準備会だよりの発行
 ②校歌、校章、校旗等の制作
 ③引越業務 等
- [新] 放生津・新湊統合小学校整備事業** 【一般財源】 (学校教育課) **38,000**
 両校の新設統合に当たり、令和7年4月から暫定校舎として使用する放生津小学校の教室等の改修工事を行い、児童の受入体制を整備
 事業内容 ①放生津小学校改修工事
 ②ICT機器環境整備

[拡] 奨学資金事業（貸与上限額の増額） 【一般財源】 (学校教育課) **7,440**

昨今の物価高騰を踏まえ、奨学生を支援するため、一般奨学資金の貸与限度額を増額見直し（「いみずしあわせ奨学金」）

事業内容 一般奨学資金の貸与限度額の見直し

①自宅通学生

月額2万5千円以内から月額4万円以内に増額

②自宅外通学生

月額4万円以内から月額5万円以内に増額

[新] 奨学資金事業（一般奨学資金返還金免除制度の創設） (学校教育課) **—**

市内への定住促進及び市内企業への人材確保を図るため、本市一般奨学資金の返還金を免除する制度を創設（「いみずしあわせ奨学金」）

事業内容 大学等を卒業後、本市に定住し、かつ市内に本社等を有する企業に常勤の社員として勤務する方の一般奨学資金の返還金を全額免除

○ 射水っ子音楽活動推進事業 【一般財源】 (学校教育課) **5,144**

児童生徒の活動を支援・推進し、音楽活動を通して地域を元気づけるとともに、地域に貢献する心豊かな射水っ子の育成を目指すための楽器の購入等

事業内容 児童生徒の楽器購入 等

○ (R5補正) 学校整備事業 【国、市債、一般財源】 (学校教育課) **392,040**

学校施設の整備を実施

事業内容 ①片口小学校プール改築工事

②新湊南部中学校空調設備改修工事

○ **学校整備事業** 【国、市債、一般財源】 (学校教育課) **420,234**

学校施設の整備を実施

事業内容 大門中学校グラウンド改修工事

(継続費〔R5-7年度〕：680,000千円)

[拡] **部活動の地域移行に向けた実証事業** 【県、一般財源】 (学校教育課) **14,425**

休日部活動の地域移行に向けた実証事業の対象部活動を現在の6競技から
競技数を拡充して実施

事業内容 部活動の地域移行に向けた実証事業

2 多様性を認め合い、誰もが活躍する社会の形成

(単位：千円)

- **ダイバーシティシンポジウム** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **370**
多文化共生や性的マイノリティ、パートナーシップ制度等に対する理解促進を図るためのシンポジウムを開催

事業内容 ダイバーシティシンポジウムを開催

- **いみずキャリアステップ応援塾** 【国、一般財源】 (市民活躍・文化課) **2,000**
市内企業等において、リーダーの役割を担う女性のスキルアップと相互交流、業種・職種の枠を超えたネットワークの形成を支援

事業内容 複数回のワークショップを開催
【対象】 市内企業等に勤務し、今後それぞれの職場で管理職やリーダーを担う女性

- **女性活躍推進セミナー** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **300**
地域コミュニティや地域活動等で、誰もが活躍できる環境づくりを推進するためのセミナーを開催

事業内容 ワークショップを開催
【対象】 まちづくりに興味のある女性

- **学生・生徒によるまちづくり事業** 【一般財源】 (政策推進課) **909**
学生の地域活動への参画機会の充実や高等教育機関、市内県立高等学校との連携事業により地域課題の解決を図り、学生・生徒が参画するまちづくりを推進

事業内容 ①学生のまちづくり推進会議
②いみず学生アイデアコンテスト
③市内県立高等学校との連携推進事業

- **多文化共生まちづくり交流会実施事業** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **114**
外国人住民と互いの文化や価値観などの相互理解を深めるための交流会を開催

事業内容 外国人住民の多い地区において交流会を開催

- **外国人ヘルプデスク事業** 【国、一般財源】 (市民活躍・文化課) **2,700**
 外国人への情報提供や相談を多言語、ワンストップで受け付け、生活支援の充実を図り、多文化共生社会を推進
 事業内容 相談員 8 言語、翻訳機112言語に対応した相談窓口の設置
 場所：本庁舎 1 階、時間：13～16時（平日）
- **国際交流事業補助金** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **500**
 市民の国際理解の向上と海外の友好都市等との交流を推進するため、市内の団体が実施する交流事業を支援
 事業内容 ①海外事業 市内の団体等が友好都市台湾台北市士林区の団体等との交流に要する経費を補助（限度額：50万円）
 ②国内事業 市内の団体等が海外からの団体等の受入に要する経費を補助（限度額：15万円）
- **国際交流コーディネーター配置** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **5,228**
 国際交流及び国際理解の推進を図るため、国際交流コーディネーターとして地域おこし協力隊員を任用
 事業内容 台湾台北市士林区をはじめとする国際交流事業の企画、各種講座の開催等
- [新]** **士林区との友好提携5周年記念事業** 【諸収入、一般財源】 (市民活躍・文化課) **5,856**
 士林区から訪問団を迎え、友好提携5周年の節目としての記念事業を行うことにより、さらなる友好を深め、幅広い分野での交流を推進
 事業内容 式典、アトラクションとして獅子舞競演等、台湾フェアを同日開催
- **ひきこもり支援推進事業** 【国、一般財源】 (社会福祉課) **3,502**
 ひきこもり当事者及び家族への相談会の実施や居場所の提供等による支援
 事業内容 ①ひきこもり相談窓口設置

- ②出張相談
- ③居場所の提供
- ④ひきこもりサポーターの養成 等

○ **障がい者地域活動支援センター運営事業** 【一般財源】 (社会福祉課) **30,000**

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、障がい者やその家族の方が相談できる相談窓口を市内4か所に設置

- 事業内容
- ①相談支援
 - ②創作的活動及び生産活動の機会の提供
 - ③社会との交流促進 等

3 情報化・デジタル化への対応

(単位：千円)

- [新] 文書管理システム更新事業** 【一般財源】 (総務課) **369**
文書管理システムの更新
事業内容 電子決裁機能付きの文書管理システムに更新
- [新] ペーパーレス推進環境構築事業** 【一般財源】 (資産経営課) **15,829**
仮想技術による庁内端末の統合、無線化によるペーパーレス環境の構築
事業内容 ①ペーパーレス会議環境整備
②内部事務系端末の無線化
- DX推進事業** 【一般財源】 (未来創造課) **153,758**
射水市DXビジョンの実現に向け、引き続き、県立大学との共同研究等に取り組むとともに、デジタル技術を活用したデータ分析・利活用、業務の効率化などを推進
事業内容 ①高等教育機関等との共同研究
②RPA・AI-OCRの活用
③人流分析ツールの活用
- ICT教育環境整備事業** 【一般財源】 (学校教育課) **12,324**
小・中学校において、校務系と学習系システムをより効率的・効果的に活用するため、両システムの統合を見据えた計画的なICT教育環境を整備
事業内容 ICT教育環境の整備を実施
①教職員用学習専用端末購入
②ネットワーク環境の整備
- 指導者用デジタル教科書活用事業** 【一般財源】 (学校教育課) **35,704**
教職員の指導者用デジタル教科書の整備
事業内容 教科書採択により変更となった小中学校の指導者用デジタル教科書の更新 等

[新] デジタル介護認定審査事業 〔介護特会〕

(介護保険課)

6,740

介護認定審査会に係る一連の業務のデジタル化に取り組み、事務の効率化によって、申請から認定までの期間を短縮し、より早期に介護サービスを利用できる環境の整備

- 事業内容
- ①デジタル認定審査事業クラウドシステムの構築
 - ②タブレット端末の購入 等

4 健康づくりの推進と医療体制の強化

(単位：千円)

[拡] 奨学金貸与事業 【一般財源】 (介護保険課) 1,080

将来にわたって必要な福祉サービスを安定的に提供できるよう人材の確保を目的として、本市において介護福祉士として勤務しようとする学生に、奨学資金を貸与（昨今の物価高騰を踏まえ、貸与限度額を増額見直し）

事業内容 貸与限度額の見直し

① 自宅通学の大学生等

月額2万5千円以内から月額4万円以内に増額

② 自宅外通学の大学生等

月額4万円以内から月額5万円以内に増額

※返済免除規定あり

[新] 介護の魅力PR事業 【県、一般財源】 (介護保険課) 300

介護人材確保対策として、富山福祉短期大学と協働し、介護の魅力を伝える「介護の魅力PR事業」を実施

事業内容 小中学生や一般（地域）を対象に介護の魅力をPR

○ 介護職員資格取得支援事業 【一般財源】 (介護保険課) 500

介護職員の処遇改善や介護の質の向上を目的として、介護福祉士資格の取得を支援

事業内容 介護福祉士国家資格取得にかかる研修受講料及び国家試験受験手数料を助成（限度額10万円/人）

○ 介護予防・生活支援サービス従事者研修 (介護保険課) 89

【国、県、繰入金、一般財源】

高齢者介護に関する基礎的知識を学ぶ研修を実施し、高齢者施設への就労及び地域の高齢者支援を担う人材を育成

事業内容 介護の仕事への従事や地域のボランティアを希望する方を対象に研修を実施

[新] 骨髄バンクドナー助成事業 【県、一般財源】 (保健センター) **140**

ドナーが骨髄提供しやすい環境の整備

事業内容 骨髄提供のために入院・通院し、勤務先を休暇した分の助成(ドナー休暇制度がある企業等に勤務する者を除く)

【金額】 2万円/日(7日分を限度)

○ **高度医療機器整備事業** 【病院事業会計】 (経営管理課) **126,199**

市の中核病院として体制強化を図るため、高度医療機器を整備

事業内容 医療器械、備品等を整備

○ **看護師奨学資金貸与事業** 【病院事業会計】 (経営管理課) **6,000**

将来、射水市民病院に勤務しようとする看護学生を支援するため、奨学資金を貸与

事業内容 【対象】看護学校等に在学する者で、他の奨学金を受けていない者

【金額】 5万円/月 ※返還免除規程あり

○ **「子どものこころの外来」運営** 【病院事業会計】 (経営管理課) **1,724**

心の問題や発達障害を抱える子どもへの診療体制の強化を目的とした専門外来を運営

事業内容 射水市民病院内で「子どものこころの外来」を運営

診療内容：発達障害、不登校、睡眠障害、不安障害など

[新] (R5補正)看護補助者派遣業務委託 【病院事業会計】 (経営管理課) **11,908**

看護補助者の派遣業務委託を実施し、夜間の看護体制を強化

事業内容 看護補助者の派遣業務を委託

(債務負担行為〔R6〕：11,908千円)

○ **認知機能検診事業**〔介護特会〕 (地域福祉課) **1,578**

もの忘れが不安な高齢者に対し無料で認知機能検診を実施

事業内容 検診により認知症の前段階に気付き適切な対応をすることで認知機能低下の抑制を支援

[新] マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行事業〔国保特会〕 (保険年金課) **3,751**

令和6年12月に現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることに対応するためのシステム改修

事業内容 システム改修を実施

5 地域で支え合う体制の構築

(単位：千円)

- **単位自治会等公民館建設等補助金** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **14,119**
集会施設建設事業等に要する経費を補助
- 事業内容 ①新築、増改築：補助基準額の1/4以内(限度額500万円)
②修繕：実施価格の1/5以内(限度額300万円)
- [新] まちづくりラボ運営事業** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **590**
まちづくり活動を行ってみたいと考えている多様な団体の連携を促進するためのネットワークづくりのコーディネート及び情報発信の場を設置
- 事業内容 まちづくりラボの開設(毎月1回)
※ネットワークづくりの相談、情報発信、研修会の開催
- **地域コミュニティDX活用モデル事業補助金** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **997**
DXを活用し、地域振興会、自治会・町内会活動の活性化、運営事務の効率化、利便性の向上を図るため電子自治会アプリ結ネットの導入を支援
- 事業内容 結ネット導入費用、月額費用について補助
※導入から1年間
- **まちづくり人材育成事業** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **757**
まちづくりへの市民参画を推進するための体験型プログラムやセミナーを実施
- 事業内容 ①射水まちづくりプラットフォームの開催
②射水まちづくりセミナーの開催 等
- **地域提案型市民協働事業** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **1,683**
地域が抱える問題・テーマの解決や地域にあったまちづくりの実現に向け、地域振興会から提案を募集
- 事業内容 地域振興会が主体となり実施(限度額20万円)

- **公募提案型市民協働事業** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **1,700**
 市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、各種団体の特性を生かした事業の提案を募集
- 事業内容 提案団体と市がともに公共サービスの担い手となり、協働で事業を実施
 ※事業に要する経費の3/4以内(限度額100万円)を補助
- **地域型市民協働事業交付金** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **152,714**
 市民自らが地域の課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するために地域振興会と行政が協働でまちづくりを進める
- 事業内容 地域振興会の活動に対して交付
- [拡]** **重層的支援体制整備事業** 【国、県、一般財源】 (地域福祉課) **4,782**
 地域課題を抱える世帯に寄り添い社会とのつながりを形成するため、関係機関や地域との協働による包括的な支援体制を整備
- 事業内容 参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の実施により連携した一体的な支援を推進
 ※新たに「参加支援コーディネーター」と「アウトリーチ支援専門員」を配置
- [拡]** **地域包括支援センター運営事業** 【国、県、諸収入、一般財源】 (地域福祉課) **98,800**
 高齢者やその家族などが相談できる総合的な相談窓口を市内6か所に設置(令和5年度まで市内5か所)
- 事業内容 介護予防ケアマネジメント等介護や健康に関する相談支援や成年後見制度の活用支援等 ※大島地区に新規設置
- **地域支え合いネットワーク事業** 【国、県、諸収入、一般財源】 (地域福祉課) **32,199**
 生活支援コーディネーターを配置し、地域において支え合える体制を整備
- 事業内容 高齢になっても支援が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを支援

- **地域支え合いネットワーク共生社会構築事業** (地域福祉課) **1,500**
 【国、県、諸収入、一般財源】
 地域の多様な人々が集い、相談支援や地域課題を共有するプラットフォームを創設
- 事業内容 地域において、相談機能を備えた常設型の居場所を運営し、地域共生社会に向けた取組を実施する地域への支援
- **地域ぐるみ除排雪促進費** 【県、一般財源】 (道路課) **7,596**
- 地域に小型除雪機を貸与し、地域の生活道路や歩道などの除排雪を実施
- 事業内容 ①小型車両系建設機械講習会の開催
 ②小型除雪機械購入費
- [拡] **認知症の人と家族への一体的支援事業** 【介護特会】 (地域福祉課) **180**
- 身近な地域で事業に参加できるよう実施体制を地域包括支援センター圏域に拡充
- 事業内容 認知症の人と家族と一緒に参加し、他の家族と出会い、自由に話し合ったりともに活動したりする中で家族の関係性を学びあう機会と場を創出
- ※これまでいみず市民交流プラザで実施していたものを、市内6カ所の地域包括支援センターでも実施
- [新] **認知症高齢者みまもり事業** 【介護特会】 (地域福祉課) **293**
- 認知症高齢者保護情報共有サービスを二次元コードを利用したシールを配布する事業に見直し
- 事業内容 行方不明高齢者の早期発見のため、行方不明の心配がある認知症高齢者の情報登録とQRシールを配布

6 環境問題への対応と自然との共生

(単位：千円)

- [新] 公共施設に係る省エネルギー化推進事業** 【一般財源】 (資産経営課) **1,658**
- 民間提案による公共施設等へのLED照明や太陽光発電設備等の導入(令和5年度採択分) 債務負担行為 令和7年度～令和21年度778,602千円
- 事業内容 ①公共施設及び道路照明等のLED化
②太陽光発電設備の導入
③市庁舎空調設備の省エネルギー化
- ごみ集積ボックス等設置補助金** 【一般財源】 (環境課) **1,525**
- 自治会・町内会で設置するごみ集積ボックスの設置費を補助
- 事業内容 ごみ集積ボックス設置費の1/2
①大型集積場 (限度額10万円/基)
②ごみ集積ボックス (限度額3万5千円/基)
③防鳥ネット (限度額5千円/基)
④補修 (限度額1万5千円/基)
- 害虫防除補助金** 【一般財源】 (環境課) **1,900**
- 自治会・町内会で実施する害虫防除で使用する薬剤購入費を補助
- 事業内容 薬剤購入額の1/2 (限度額5万円)
- 美化対策事業** 【県、一般財源】 (環境課) **3,536**
- 不法投棄監視パトロール員の配置等により、市内の美化対策を推進
- 事業内容 ①不法投棄監視パトロール員の任用
②不法投棄監視員の委嘱
③アダプト・プログラムの実施
④市内一斉クリーン大作戦の実施

- **環境調査事業** 【一般財源】 (環境課) **6,516**
 大気・水質・騒音等に関する環境調査を実施
 事業内容 ①大気汚染調査業務
 ②河川及びため池等に係る水質環境調査業務
 ③自動車騒音常時監視面的評価業務 等
- **いみず環境チャレンジ10事業** 【一般財源】 (環境課) **147**
 市内の10歳(小学4年生)が地球温暖化について学び、家族と一緒に温暖化防止の取組を実施
 事業内容 ①地球温暖化に関する授業を実施
 ②とりくみノートを使い、家族と一緒に10の取組を設定し実践
- **プラスチック資源循環推進事業** 【一般財源】 (環境課) **715**
 環境保全の推進及び循環型社会の構築のため、プラスチック資源のリサイクル推進事業を実施
 事業内容 プラスチック製容器包装常時回収ボックスの設置
- [新]** **公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査事業**【国、一般財源】 (環境課) **6,400**
 2050年カーボンニュートラルを目指し、再生可能エネルギーを最大限導入するため、市内公共施設において太陽光発電設備等の導入可能性調査を実施
 事業内容 ①対象施設の情報収集・整理
 ②太陽光発電設備の導入可能性の確認
 ③発電ポテンシャルの推計及び優先順位の設定
 ④太陽光発電設備導入計画の検討
- **資源再利用推進報奨金** 【一般財源】 (環境課) **5,100**
 資源リサイクルの推進を目的に集団資源回収を行う団体に対し、報奨金を交付

事業内容 【対象品】新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール、
布類・繊維類
【交付金額】1 kg当たり3円

○ **ごみ自家処理機材購入費補助金** 【一般財源】 (環境課) **225**

ごみ減量化の意識啓発を目的に、電気式ごみ自家処理機材の購入費を補助

事業内容 【対象】電気式生ごみ処理機材
【補助額】購入価格の1/3 (限度額1万5千円)

○ **バイオマス仕様の収集指定袋製作** 【一般財源】 (環境課) **68,798**

石油資源の使用を抑制し、市民の環境意識の向上を図るため、家庭系可燃ごみ収集指定袋の原料にバイオマス原料10%混入

事業内容 家庭系可燃ごみ収集指定袋の原料の一部にサトウキビの搾りかすから作られた「バイオマスポリエチレン」を配合

○ **最終処分場整備事業** 【国、市債、一般財源】 (環境課) **70,526**

野手埋立処分所の拡張整備に向けた業務を実施

事業内容 実施設計業務

○ **衛生センター整備事業** 【国、市債、一般財源】 (環境課) **1,026,849**

衛生センターの基幹的設備改良工事を実施 (継続費R5-R6)

事業内容 基幹的設備改良工事の実施
(継続費R5-R6 : 1,140,944千円)

[新] **もみ殻シリカ灰肥料普及拡大支援事業** 【一般財源】 (農林水産課) **7,900**

地域資源 (もみ殻) を活用して生成されたもみ殻シリカ灰を原材料とした土壌改良資材肥料の普及・拡大の取組に対する支援

事業内容 もみ殻シリカ灰肥料購入費補助 (補助率 : 10%)

[新] (R5補正)病棟等照明LED化事業 (病院事業会計) (経営管理課) **228,000**

病棟等のLED化を実施し、省エネルギー化の推進や患者満足度を向上

事業内容 病棟等の照明約5,000台のLED化を実施

(債務負担行為〔R6〕：228,000千円)

7 安全・安心なまちづくり

(単位：千円)

- **富山県防災士養成研修講座受講料負担金** 【一般財源】 (総務課) **100**
 地域振興会協力のもと、防災士を養成
 事業内容 防災士養成研修講座の受講料を負担
 1万円×10名
- [新] **コミュニティセンター改修事業** 【市債、一般財源】 (市民活躍・文化課) **14,000**
 コミュニティセンターを計画的に改修
 事業内容 池多コミュニティセンター大規模改修工事実施設計
- **高齢者運転免許自主返納支援事業** 【一般財源】 (生活安全課) **660**
 65歳以上の高齢者運転免許証の自主返納を促し、高齢者ドライバーが当事者となる交通事故の減少を図る
 事業内容 65歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、移動にかかる経費を支援(以下より選択)
 ①コミュニティバス等無料乗車証(5年間)
 ②万葉線回数券(2万円相当)
 ③加越能バス回数券(2万円相当)
 ④富山地方鉄道ICカード(2万円相当)
- **防犯カメラ設置工事** 【一般財源】 (生活安全課) **2,550**
 市内の防犯対策を強化するため、第2次防犯カメラ整備計画に基づき計画的に整備
 事業内容 防犯カメラの整備 (R6：6か所)
- **デジタル防災行政無線システム更新業務委託** 【市債、一般財源】 (総務課) **2,533**
 防災行政無線の各機器を順次更新
 事業内容 屋外スピーカーのバッテリーを更新 38か所(76個)

- **総合防災訓練の実施** 【一般財源】 (総務課) **767**
 災害協定を締結している自治体や団体、防災関係機関、自主防災組織並びに地域住民等の参加のもと、災害応急対策等について総合的な防災訓練を実施
 (今回は、令和6年能登半島地震を踏まえた内容を想定)
 事業内容 総合防災訓練の実施 年1回
- **誘導(点字)ブロック設置工事** 【一般財源】 (社会福祉課) **494**
 視覚障がい者が安全な日常生活をおくることができるように、歩道及び交差点に誘導(点字)ブロックを敷設
 事業内容 県道新湊庄川線2.5m
- **通学路交通安全プログラム交通安全対策事業費** (道路課) **10,000**
 【国、市債、一般財源】
 通学路交通安全プログラムに基づき優先度の高い箇所から対策工事を実施
 事業内容 ①市道作道三ヶ線
 ②市道戸破黒河線
- **除雪対策事業** 【国、市債、一般財源】 (道路課) **325,049**
 道路の機械除排雪を実施し、降雪期の円滑な道路交通を確保
 事業内容 ①車道・歩道の機械除排雪、凍結防止剤散布等
 ②雪捨場管理
- **消雪施設維持管理事業** 【国、市債、一般財源】 (道路課) **243,364**
 消雪施設の計画的な更新と維持管理を実施
 事業内容 消雪施設更新工事、消雪施設遠隔管理システム整備
- **消防団屯所新築工事** 【市債、一般財源】 (消防本部総務課) **86,387**
 消防団拠点施設を計画的に整備
 事業内容 ①堀岡分団屯所新築工事
 ②堀岡分団屯所新築工事監理業務委託 等

- **水道管路更新事業**〔水道事業会計〕 (上水道工務課) **1,242,524**
 水道管路を更新し安定給水と耐震化を推進
- 事業内容 ①西部幹線更新工事
 ②主要幹線耐震化工事
 ③老朽管改良工事等
- **水道施設更新事業**〔水道事業会計〕 (上水道工務課) **55,777**
 水道施設を更新し安全・安心な水の供給を推進
- 事業内容 水質監視装置更新等
- **雨水対策事業**〔下水道事業会計〕 (下水道工務課) **982,410**
 雨水対策に係る事業を計画的に実施
- 事業内容 ①作道第1排水区、小島排水区、堀岡排水区等雨水排水対策施設整備事業
 ②雨水管路施設ストックマネジメント計画の策定
 ③内水浸水リスクマネジメント推進事業（内水ハザードマップ） 等

8 産業振興と雇用創出

(単位：千円)

- **求人採用活動支援事業及び学生企業訪問支援事業** 【一般財源】 (商工企業立地課) **2,000**
市内事業者の雇用促進を図るため求人動画制作に要する経費の一部や学生の企業訪問を支援
事業内容 ①求人動画の制作支援 (補助率：1/2 限度額：10万円)
②学生が市内企業の職場に触れる機会を提供

- **農業経営支援事業補助金** 【一般財源】 (農林水産課) **10,000**
農業経営の安定化、経営体の育成等に資する農業用機械の更新等に対する支援
事業内容 事業費限度額1,000万円の10%以内

- **アグリテックバレー推進事業補助金** 【一般財源】 (農林水産課) **2,500**
アグリテックバレー構想の実現に取り組む事業に対する支援
事業内容 農業団体が企業と共同で取組む事業に対する補助
(補助対象限度額：200万円以内)

- **産地づくり対策補助金** 【一般財源】 (農林水産課) **40,150**
需要に応じた米の生産調整に向けて、転作を行う者への作付面積に応じた補助
事業内容 大豆、大麦、麦跡大豆

- **漁獲共済助成金** 【一般財源】 (農林水産課) **4,800**
漁業経営の安定化を図るため、漁獲共済に加入している漁業者に対する補助
事業内容 漁業者負担額の20%

- **漁船保険助成金** 【一般財源】 (農林水産課) **3,200**
漁業経営の安定化を図るため、漁船保険に加入している漁業者に対する補助
事業内容 漁業者負担額の15%

- **中小企業振興支援事業** 【一般財源】 (商工企業立地課) **14,700**
 中小企業の経営基盤の強化を図るため各事業に対して補助
- 事業内容 創業支援、商店街等新規出店支援、販路拡大支援、専門
 家活用支援、新商品・新技術等開発支援、I T活用支援
- **中小企業等D X推進事業** 【一般財源】 (商工企業立地課) **446**
 市内中小企業等のD X化を促進
- 事業内容 ①D Xセミナー及び相談会の開催
 ②市内中小企業等が取り組むD X関連事業に要する経費
 を補助
- **企業立地助成事業** 【県、一般財源】 (商工企業立地課) **511,530**
 市内における優良企業の立地を図り、雇用を創出するための助成
- 事業内容 ①企業立地奨励事業助成金
 ②雇用創出企業立地支援事業助成金
 ③宿泊施設立地促進助成金

9 地域資源を生かしたにぎわいの創出

(単位：千円)

- **Vチューバーを活用した地域の魅力発掘事業** 【一般財源】 (未来創造課) **1,380**
市公式YouTube「しずくの気まぐれチャンネル」において、本市の新たな魅力や取組を発掘・紹介する動画を配信
- 事業内容 ① 2か月に1回、動画を配信
②各動画のインストリーム広告を実施
- [新] **放生津小学校跡地利活用検討事業** 【一般財源】 (資産経営課) **585**
放生津小学校の令和9年度からの跡地利活用に向けた方針策定
- 事業内容 ①市民向け・事業者向けワークショップ等の開催
②民間事業者の意向調査
③利活用方針の策定
- **道の駅周辺エリア整備事業** 【市債、一般財源】 (観光・定住課) **154,617**
「射水市道の駅周辺エリア基本構想」に掲げる道の駅改修に向け工事を実施
- 事業内容 ①道の駅新湊等大規模改修 基本・実施設計、大規模改修工事(継続費〔R6-7年度〕：700,000千円)
②駐車場増設及び市道付け替えに伴う測量業務 等
- [拡] **日本海にぎわい・交流海道ネットワーク事業** (河川・港湾課) **456**
【諸収入、一般財源】
- 地理的、歴史的、経済的、文化的に相互関係のある日本海沿岸地域の連携により、港湾を核とした交流の拡大を図る日本海にぎわい・交流海道ネットワークの総会・交流会を本市で開催(令和6年度開催市)
- 事業内容 ①総会、②交流会、③現地視察
- **海王丸パーク活用推進事業** 【国、一般財源】 (河川・港湾課) **55,824**
帆船海王丸及び海王丸パークの維持管理や海王丸パーク内での賑わい創出イベントの開催等における伏木富山港・海王丸財団への補助
- 事業内容 ①海王丸パークイベント開催事業補助
②帆船海王丸保存活用事業費補助

- [新] 市内古写真画像データ収集事業** 【一般財源】 (生涯学習・スポーツ課) **330**
 市制20周年記念展事前準備として市内古写真の画像データを博物館で収集
- 事業内容 市内のまちなみや地域の祭り、学校行事、曳山・獅子舞等の写真を収集し、デジタルデータ化を行い、令和7年度の市制20周年記念展において展示
- 曳山車保存修理事業補助金** 【一般財源】 (生涯学習・スポーツ課) **1,328**
 曳山車の保存のために実施する修理費用を補助
- 事業内容 対象経費の1/2以内の額(限度額200万円)
- 芸術文化振興関係補助金** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **12,686**
 市民主体の芸術文化活動の推進のため、市内芸術文化団体等に補助
- 事業内容 ①射水市芸術文化協会活動補助金
 ②射水市展開催補助金
 ③北日本民謡舞踊射水大会開催補助金
 ④大島絵本館開館30周年記念事業補助金 等
- 小杉展示館・竹内源造記念館管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **14,782**
 国登録有形文化財に登録されている小杉展示館及び竹内源造記念館を活用した市民への創作発表の場の提供と鍍絵文化の普及
- 事業内容 小杉展示館及び竹内源造記念館の管理運営、活用
- 陶房「匠の里」管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **10,159**
 自然豊かな里山での伝統的手づくり文化の振興を図り、市民に創作体験の機会と交流の場の提供
- 事業内容 陶房「匠の里」の管理運営、活用

- **新湊中央文化会館管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **78,085**

市民の芸術文化の鑑賞や発表機会の充実及び市民主体の創造活動の場の提供

事業内容 新湊中央文化会館の管理運営、活用
- **小杉文化ホール管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **75,328**

市民の芸術文化の鑑賞や発表機会の充実及び市民主体の創造活動の場の提供

事業内容 小杉文化ホールの管理運営、活用
- **大門総合会館管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **32,211**

市民の多様な活動や交流の場の提供

事業内容 大門総合会館の管理運営、活用
- **大島絵本館管理運営** 【一般財源】 (市民活躍・文化課) **80,784**

絵本文化の振興を図り、子どもたちの感性や創造力を育む表現活動の鑑賞や体験機会の提供

事業内容 大島絵本館の管理運営、活用

10 利便性の高い都市基盤・生活環境の整備

(単位：千円)

- [新] 親子でおでかけ事業** 【県、一般財源】 (生活安全課) **184**
小学校、特別支援学校の児童を対象に、将来、公共交通機関を選択する意識の醸成と公共交通の利用促進
事業内容 小学生用「無料乗車きっぷ」をひとりにつき12枚配布予定
- [新] ICカード対応万葉線整備事業** 【起債、一般財源】 (生活安全課) **31,646**
万葉線をICカード対応車両(10月導入予定)とするための補助
事業内容 ① 万葉線ICカード整備事業費補助
② ICカード利用促進に対する補助
- **市道新設改良事業** 【市債、一般財源】 (道路課) **101,400**
市道整備を実施
事業内容 ① 新規3路線(市道本江7号線、市道庄川本町三日曾根線、市道広上水源地線)
② 継続7路線(市道大江419号線外)
- **市道幹線道路整備事業(社会資本整備総合交付金事業)** (道路課) **173,195**
【国、市債、一般財源】
市道幹線道路の整備を実施
事業内容 市道朴木赤井線、市道新町八塚線、市道三ヶ34号線、市道大門針原線
- **橋梁長寿命化・耐震化対策事業** 【国、市債、一般財源】 (道路課) **161,000**
橋梁の定期点検及び計画的な長寿命化工事を実施
事業内容 長寿命化工事(小杉大橋、駅南大橋外)

- **公園施設長寿命化対策事業** 【国、市債、一般財源】 (都市計画課) **22,000**

都市公園施設の長寿命化対策等を実施

事業内容 園路改修、遊具更新工事
- **(R5補正) 公園施設長寿命化対策事業** 【国、市債】 (都市計画課) **28,000**

都市公園施設の長寿命化対策等を実施

事業内容 遊具更新工事
- **消火栓の新設・移設及び修繕** 【市債、一般財源】 (消防本部総務課) **30,080**

消火栓を計画的に整備

事業内容 ①橋下条地内消火栓新設
②鏡宮地内消火栓新設
③消火栓移設 1 3 基及び修繕工事 等
- **下水道施設改築事業** (下水道事業会計) (下水道工務課) **181,700**

下水道施設の点検・調査、計画的な施設改築を行い、下水道機能の安定化を推進

事業内容 ①新湊・小杉地区污水管改築工事
②マンホールポンプ場改築事業 (2 8 箇所) 等

※災害復旧については、現在調査中であり、別途補正対応予定

1 1 移住・定住の促進、関係人口の創出

(単位：千円)

[新] 第3期総合戦略等策定事業 【一般財源】 (政策推進課) 9,953

新たな人口ビジョンを踏まえつつ、デジタル技術の進展を始めとする社会情勢等の変化を的確に捉え、時代の趨勢に合った施策を盛り込んだ第3期総合戦略(令和7年度～令和11年度)を策定

あわせて、バリアフリー化の推進により高齢者・障がい者等の移動等の利便性・安全性の高いまちづくりを進める「射水市バリアフリーマスタープラン」(令和2年度～令和6年度)の評価・検証・見直しを行い、令和7年度からスタートする新たなプランを策定

- 事業内容
- ①総合戦略推進委員会の開催
 - ②総合戦略策定支援業務委託
 - ③バリアフリーマスタープラン策定協議会の開催
 - ④バリアフリーマスタープラン策定支援業務委託

[新] 移住・空き家トータルサポート事業 【一般財源】 (観光・定住課) 13,655

本市への訪問や移住・定住を促す情報発信、住まい(空き家)や仕事などの相談、移住後の定着支援などをワンストップで行う窓口を開設

- 事業内容
- 移住検討者や空き家希望者への情報発信、住まいや仕事などの相談・サポート、空き家等情報バンクの運営・管理、市内の案内、移住者への定着支援
- (債務負担行為〔R7-8年度〕：33,526千円)

○ 明日の射水を担う若者定住助成金 【一般財源】 (観光・定住課) 1,917

奨学金を利用して大学等へ進学し、卒業後、Uターン又はIターンして本市に定住される方に対し、奨学金返還額の1/2を助成

- 事業内容
- 奨学金返還額を助成(年間返還額の1/2(9.6万円以内))

<対象者>

- ①射水市奨学金を利用して県外の大学等に進学した自宅外生
- ②日本学生支援機構の奨学金を利用して市内の大学等へ進学した県外出身学生

(再掲)[新] 奨学資金事業（一般奨学資金返還金免除制度の創設） (学校教育課)

市内への定住促進及び市内企業への人材確保を図るため、本市一般奨学資金の返還金を免除する制度を創設（「いみずしあわせ奨学金」）

事業内容 大学等を卒業後、本市に定住し、かつ市内に本社等を有する企業に常勤の社員として勤務する方の一般奨学資金の返還金を全額免除

[拡] 結婚新生活支援事業 【県、一般財源】 (観光・定住課) **2,400**

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る引越費用や住居費を支援
(対象経費に家賃、リフォーム費用を拡充)

事業内容 令和6年1月1日以降に入籍し、共に年齢が39歳以下の夫婦に対し、新生活にかかる費用を支援（所得制限あり）

- ① 引越費用
- ② 敷金、礼金、仲介手数料
- ③新居の家賃（月2万円を上限）
- ④新居のリフォーム費用

限度額30万円（夫婦共に29歳以下の世帯は60万円）

○ 若者世帯定住促進家賃補助金 【一般財源】 (観光・定住課) **8,010**

若者世帯が新たに市内の民間賃貸住宅に居住した場合に、家賃の一部を補助

事業内容 次の若者世帯（※）の家賃負担額の1/2（上限月額2万円、2年間）を補助（所得制限あり）

- ① 中学生以下の子どもがいる子育て世帯
- ② 新婚世帯
- ③市外からの転入世帯

※若者世帯：夫婦のいずれかが39歳以下又は39歳以下のひとり親世帯

○ **いみず住まい等応援事業補助金** 【一般財源】 (観光・定住課) **30,000**

主に若者世帯や子育て世帯をはじめとして、移住に伴う新築住宅の取得や、空き家の購入に対して支援

事業内容 空き家の購入者又は市外からの転入に伴う新築住宅の取得者で、5年以上定住する意思を有する方の住宅取得費用を支援（限度額200万円）

※若者世帯や子育て世帯、子どもの人数や三世帯同居など該当条件に応じて加算

(参考資料) 令和6年度当初予算特別枠事業一覧(計35事業 ※再掲除く)

1 こども・子育て施策の強化

(単位:千円)

No.	事業名	事業費	事業内容
1	【新】親子おでかけ事業(富山広域連携中核都市圏 連携事業)	184	小学校、特別支援学校の児童を対象に、公共交通機関の利用を促進する無料乗車券付きのチラシを配布し、夏休み期間に県内他市町村と連携しながら公共交通の利用促進を図るもの。
2	【新】「世界に1つだけの絵本」事業	1,838	市制20周年と大島絵本館開館30周年を記念し、言葉が出始める1歳半の子ども達にオリジナル知育絵本を贈ることにより、親子間のコミュニケーションづくりとともに本に親しむきっかけづくりを提供するもの。
3	【新】家事・育児サポート事業	1,064	支援が必要な家庭、特定妊婦、ヤングケアラーに対し、家事・育児の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。
4	【新】こども家庭センターの設置(家事・育児サポート事業除く)	9,706	①子ども家庭支援員、虐待対応専門員の設置 ②未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業 ③こども食堂応援事業 ④産後家事サポート事業
5	【新】ママパパ保育士職場復帰応援事業	10,800	市内の保育施設に勤務又は就労予定の者が、3歳未満の子を施設に預け、自ら保育士等として保育業務に従事している場合、当該保育者の世帯に係る保育料を全額助成するもの。
6	【新】心の健康チェック事業	149	市のホームページにアクセスし、健康状態や人間関係、住環境等13個の質問に答えることで、自分自身や家族・大切な人のストレス状態や落ち込み度を確認できる図解で分かりやすいセルフチェックシステムを導入するもの。
7	【新】放生津・新湊小学校統合事業	46,537	R7.4の両校新設統合に向けて、統合準備会の開催、校歌、校章等の制作等の準備及び暫定校舎として使用する放生津小学校の教室等の改修工事を実施するもの。
8	【新】イングリッシュキャンプ事業	3,000	市内小・中学生に対して夏季休業期間を利用し、実践的な英語力の向上と交流の促進を図る目的でイングリッシュキャンプ事業を実施するもの。
9	【新】校内教育支援センター事業	3,594	教室に入りづらさを感じている児童生徒の居場所づくりとして、学校内の落ち着いた空間の中で継続的な相談や学習支援を受けられることができる「校内教育支援センター」を設置し、支援員を配置するもの。
10	【新】幼児の運動能力向上モデル事業	135	市内にある保育園・幼稚園・認定こども園に在籍する園児に対し、体力・運動能力テストを実施し、結果に基づく運動遊びプログラムを提供、指導する。
11	【新】コミュニティ・スクール事業	7,332	学校運営協議会、コーディネーター、学校支援ネットワークからなる「射水市版コミュニティ・スクール」を組織するため、学校運営協議会委員及び学校支援コーディネーターを配置するもの。
12	【拡】結婚新生活支援事業	2,400	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用(引越費用や住居費)を支援するもの。
13	【継】給食食材費高騰対策支援事業(保育園等)	17,186	公立及び民間保育園等の給食食材費の高騰相当分を支援するもの。
14	【継】学校給食食材費高騰対策支援事業	42,750	急激な物価高騰により学校給食への影響が見込まれる中、保護者に追加負担を求めることなく、栄養バランスのとれた学校給食を提供するため、令和6年度においては給食費改定による値上げ相当分を市が負担するもの。
小計		146,675	

2 防災・減災に向けた取組

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	事業内容
1	【継】 災害備蓄品の購入	3,805	災害に備えるため、食料等の災害備蓄品を計画的に購入するもの。
2	【継】 富山県防災士養成研修講座受講料負担金	100	地域振興会の協力のもと、防災士を養成するもの。
3	【継】 災害対策用品配布事業	1,507	災害の際に必要な防災用品（吸水式土のう、土のう袋）を地域振興会に配布するもの。
4	【新】 令和6年能登半島地震対応等検証事業	5,000	地域防災計画の改定等に活用するため、令和6年能登半島地震への対応等を検証するもの。
5	【拡】 木造住宅耐震改修等支援事業補助金	17,000	地震に強い安全なまちづくりを目指すため旧耐震基準の木造住宅に対する耐震改修および危険ブロック塀等の撤去及び再設置費用の一部を助成するもの。
小計		27,412	

3 DXの推進

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	事業内容
1	【新】 文書管理システム更新事業	369	文書管理システムを、電子決裁機能のついたものに更新するもの。
2	【新】 電子契約システム導入事業	346	契約締結及び契約書管理をクラウド上で行うもの。
3	【新】 入札参加資格審査申請電子化事業	99	入札参加資格審査申請業務の電子化（システム化）により、事業者と市双方の業務の効率化・コスト削減を図るもの。
4	【新】 ペーパーレス推進環境構築事業	15,829	職員の利便性向上と事務効率化を目的として、内部系とインターネット系を同一の端末で操作できるよう、システムを導入するもの。また、内部系をWi-Fi化することで一層のペーパーレス化を推進するもの。
5	【新】 自治会アプリ体験ワークショップ事業	220	自治会アプリ「結ネット」に触れて理解を深めてもらう体験型のワークショップを開催するもの。
6	【新】 民生委員活動環境整備事業	483	結ネットを導入し、民生委員間の情報共有をオンライン化することにより、業務負担を軽減するもの。
7	【新】 デジタル介護認定審査事業	6,740	介護認定審査事務の効率化、行政コストの削減及び働き方改革（委員、事務局双方）を推進するため、介護認定審査会資料のペーパーレス化に取り組むもの。（クラウドシステムの導入、タブレットの購入）
8	<再掲> 【新】 心の健康チェック事業	149	市のホームページにアクセスし、健康状態や人間関係、住環境等13個の質問に答えることで、自分自身や家族・大切な人のストレス状態や落ち込み度を確認できる図解で分かりやすいセルフチェックシステムを導入するもの。
9	【継】 DX推進事業	153,758	射水市DXビジョンに掲げる「目指す未来の姿」の実現に向け、富山県立大学との共同研究に取り組むもの。また、データ分析・利活用による業務の高度化や、RPA、AIなどのデジタル技術の活用による業務の効率化に取り組むもの。
10	【新】 AI オンデマンドバス「のるーと射水」本格運行事業	59,959	令和5年度に南東エリアで実証運行を実施したAIオンデマンドバス「のるーと射水」について同エリアで本格運行を開始するもの。
11	【拡】 AI オンデマンドバス「のるーと射水」実証運行事業	46,325	AI オンデマンドバス「のるーと射水」のエリア拡大に向けた実証運行を行うもの。
小計		284,277	

4 GXの推進

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	事業内容
1	【新】親子で学ぶエネルギー工作教室事業	46	親子と一緒に「ソーラーライト」を製作し、発電の仕組みや環境にやさしいクリーンエネルギーについて学ぶ教室を開催するもの。
2	【新】クーリングシェルター設置事業	100	熱中症対策として、公共施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発令時に開放するもの。
3	【新】公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査事業	6,400	環境省の補助を活用し、公共施設における太陽光発電設備の導入可能性について調査を行うもの。
4	【新】電気自動車等充電設備整備補助事業	1,000	電気自動車の普及を促進し、脱炭素社会を実現するため、民間事業者の事業所等への電気自動車充電設備設置費用の一部を補助するもの。
5	【拡】家庭用太陽光パネル設置補助事業	2,000	地球温暖化対策を推進し、環境への負荷が少ない自然エネルギーの有効利用を促進することを目的として、住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助するもの。
6	【拡】プラスチック資源一括回収事業	2,859	燃えるごみとして回収していたプラスチック製のスプーンやおもちゃ等の日用品の廃棄物「プラスチック使用製品廃棄物」と「プラスチック製容器包装」を「プラスチック資源」として一括回収するもの。
小計		12,405	

合計（再掲除く）	470,620
----------	---------

射水市コミュニティ・スクールの導入について

1 趣旨

子ども達を取り巻く環境や学校が直面している課題が多様化、複雑化している状況を踏まえ、地域と保護者、学校が一体となって子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール¹を導入する。

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域住民の代表から構成された学校運営協議会を設置した学校のこと。学校の運営方針や教育活動等への意見を述べ承認する権限を有する。

2 内容

(1) 導入日 令和6年4月1日

学校運営協議会を市立の全小・中学校に設置予定

(2) 学校運営協議会の委員構成

保護者、地域住民、学校支援コーディネーター²等15名以内。非常勤特別職

(3) 学校運営協議会の主な役割

学校運営に関する基本的な方針の承認

学校運営等に関する意見の申出

学校運営等に関する評価

住民の参画の促進等のための情報提供

(4) 学校支援コーディネーターの配置

各学校で地域の実情に応じて学校支援コーディネーターを配置

学校支援コーディネーターは、学校と地域との連絡調整業務等を担当

（1校当たり年間150時間を想定）

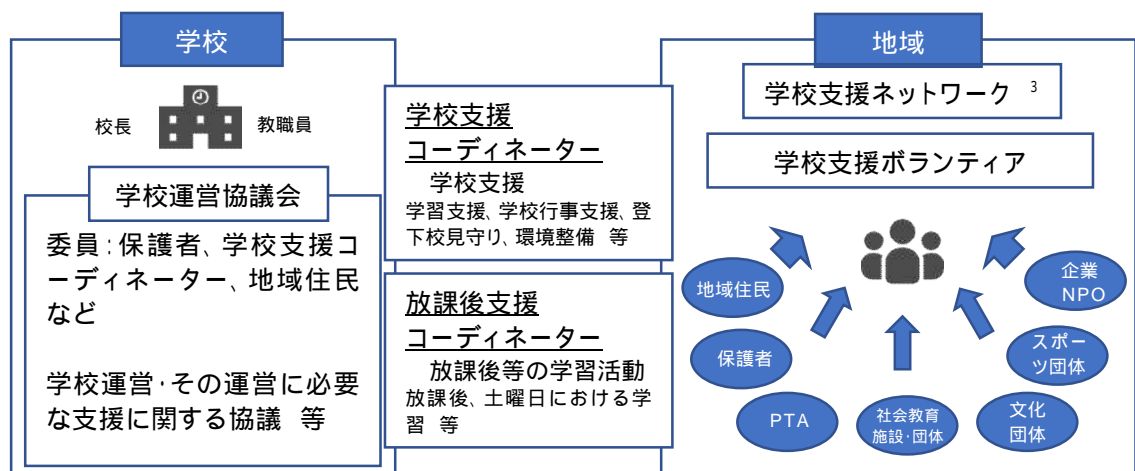
(5) 今後の進め方

令和6年度は、学校運営協議会への参加や学校支援活動内容の洗い出し、学校支援ボランティアの募集等を行い、令和7年度から本格的に活動を行う。

(6) 予算（案）

コミュニティ・スクール事業 7,332千円

3 射水市コミュニティ・スクールのしくみ



2 学校支援コーディネーター

社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員で、協働活動、体験活動等について、地域住民等と学校との連絡調整等を行う。

3 学校支援ネットワーク

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、学校を支援する体制

射水市一般奨学資金「いみずしあわせ奨学金」について

1 趣 旨

本市の奨学資金は、修学の意欲及び能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対し奨学資金を貸与（無利子）している。

昨今の物価高騰や人口減少の現状を踏まえ、令和6年度から、本市奨学資金の貸与上限を増額し、奨学生を支援するとともに、卒業後、本市に定住し、かつ、市内に本社等を有する企業に常勤の社員として勤務する場合には、奨学資金の返還を免除する制度を創設し、いみずの有用な人材の育成にも資する「いみずしあわせ奨学金」として拡充するもの。

2 貸与上限の増額（案）

(1) 貸与月額

次のとおり、本市奨学資金の貸与上限を増額する。

なお、現在、貸与を受けている方についても、変更可能とする。

区分	自宅通学生	自宅外通学生
貸与月額 (無利子)	(現 行) 25,000 円以内 (変更後) 40,000 円以内	(現 行) 40,000 円以内 (変更後) 50,000 円以内

奨学資金返還年限 10 年（他の奨学資金と併せて貸与を受けていた場合は 15 年）

(2) 予算額

令和6年度奨学資金事業 7,440 千円

3 奨学資金返還免除制度の創設（案）

次のとおり、本市奨学資金の返還免除制度を創設する。

(1) 対象者

本市奨学資金を返還中又は返還を開始し、(2)要件を全て満たす方

(2) 要 件

- ・ 免除申請時において、本市に1年以上居住していること。
- ・ 免除申請時において、本市に本社を有する企業又は主たる事業所を有する企業に常勤の社員として1年以上従事していること。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 奨学金の返還を怠っていないこと。

(3) 年間免除額及び上限額

年間の免除額は、1年間に返還すべき額全額とする。

ただし、貸与総額の100分の10を乗じて得た額を上限とする。

(返還期間を10年以上に設定し、毎年要件を満たす場合は、貸与総額の全額が免除されるもの。)

4 施行期日

令和6年4月1日

令和5年度卒業証書授与(卒園)式及び令和6年度入学(園)式

参 列 者

射水市教育委員会

所 属	役 職	氏 名	卒業証書授与(卒園)式			入学(園)式		
			3月			4月		
			14日(木)	18日(月)	15日(金)	8日(月)	9日(火)	10日(水)
			中学校	小学校	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園
教育委員会	教育委員	眞岸 潤子	小杉中	中太閤山小		放生津小	大門中	
	教育委員	宮原三千代	新湊中	新湊小		大島小	新湊南部中	
	教育委員	野上 克裕	小杉南中	小杉小		大門小	新湊中	
	教育委員	村上 葉子						
	教育長	金谷 真	射北中			太閤山小	小杉南中	
	事務局長	久々江 豊	新湊南部中			作道小		
	事務局長次長	六渡 徹	大門中	堀岡小		東明小	小杉中	
学校教育課	課 長	星野 泰志				小杉小		
	課長補佐	高井 哲生		放生津小		片口小		
	副主幹	酒井 直人		東明小				
	係 長	川淵 京子		下村小		金山小		
	主 査	稲田 壮一		金山小				
	指導主事	高畠 佳江				中太閤山小		大門わかば
	特別支援教育指導員	森 悦郎		大島小	大門わかば	堀岡小		
生涯学習課	次長・課長	遠藤 修		議会		新湊小		
	課長補佐	田中 明		塚原小				
	課長補佐	鳥本 善之						
	係 長	石黒 夏代		片口小				
図書館	館 長	片境 一文		太閤山小				
市教セ	所 長	高信智加子		歌の森小	七美幼	下村小	射北中	
	指導主事	町田 克也		作道小		塚原小		
	指導主事	成田 廣昭		大門小		歌の森小		

令和 5 年度末教員異動方針

富山県教育委員会

本県教育界の将来を見通し、全県的視野にたって適材を適所に配置し、もって教育活動の活性化を図り、教育水準の向上を期する。

1 登 用

校長及び教頭については、若手及び女性の積極的な登用にも留意し、学歴、年齢、性別に関わらず、適格者を任用する。

(1) 校 長

相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者の中から任用する。なお、市町村立学校長については、富山県市町村立学校長任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

(2) 教 頭

相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者の中から任用する。なお、市町村立学校教頭については、富山県市町村立学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

2 転 任

(1) 市町村教育委員会等との密接な連携のもとに、全県的な視野に立ち、広く交流を行う。

(2) 本人の住所、希望等については配慮するが、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを第一義として、適正な配置を行う。

(3) へき地学校、小規模学校、特別支援学校及び高等学校定時制・通信制課程の教育を、さらに充実させるために交流を行う。

(4) 同一校勤務が長期にわたる者については、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。

(5) 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

3 新規採用教員

令和6年度富山県公立学校教員任用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

令和5年度末教員異動方針の留意事項
－市町村立学校について－

富山県教育委員会

令和5年度末教員異動方針に基づく人事異動を実施するにあたり、市町村立学校に係る異動については、下記の事柄に留意するものとする。

記

- 1 「教育水準の向上を期する」について
 - (1) 教員の資質向上と教育活動の活性化を図る人事
 - ア 教育実績、年齢等について均衡のとれた教員構成となるように努める。
 - イ 地域の実態や教育的課題をふまえ、広域的な見地にたって交流を行う。
 - ウ 学校に勤務する教員と教育機関勤務者との交流を積極的に進める。
 - エ 教員の資質向上を図り、幅広く人材を求めるために、校種間等の交流を積極的に進める。
 - (2) 学習指導の向上を図る人事
 - ア 小学校及び義務教育学校（前期課程）においては、教員の専門教科に留意し、均衡のとれた配置になるように努める。
 - イ 中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、免許外教科担任を解消できる教員配置になるよう努める。
 - ウ 指導方法の工夫など、個に応じた教育の推進に対応できる教員配置になるよう努める。
 - (3) 生徒指導の充実を図る人事
 - ア 校長の異動については、生徒指導上の課題に適切に対応できるよう配慮する。
 - イ 各学校には、その地域の実情に通じた教員を配置するように努める。
 - ウ 教員の異動は、市町村教育委員会の管轄区域にとらわれず広域的に行う。
- 2 「登用」について
管理職や機関等勤務者については、年齢構成、若手及び女性の登用に配慮し、中長期的な見通しのもとに適格者の登用に努める。
 - (1) 校長
市町村教育長の内申及び面接の結果を総合的に勘案し、当面する教育上の諸問題に対応できる人物を登用する。
 - (2) 教頭
選考結果とともに勤務校における教育課題解決能力・実績等を勘案して登用する。
- 3 「転任」について
 - (1) 学校運営の安定化を図り、各学校の教育上の諸問題（特色ある教育活動の展開、研究指定の推進、基礎学力の向上、生徒指導の充実、進路指導の充実等）に適切に対応するために、
 - ア 校長・教頭の同時転任は原則として行わない。
 - イ 同一校勤務が2年に満たない者は原則として転任を行わない。
 - (2) 幅広く人材を求め、学校の活性化と教員の資質向上を図るために、
 - ア 校種間、地教委間、事務所間等の交流を積極的に進める。
 - イ 学校に勤務する教員と教育機関に勤務する教員との交流を積極的に進める。
 - ウ 同一校勤務が長期にわたる者は、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。
 - エ 新規採用後、長期にわたって同一校に勤務している者については、積極的に転任の対象とする。（採用後10年の間に2つ以上の校種を経験させるように努める。）
 - (3) 機関等勤務者については、専門性や適性ととともに指導力、事務処理能力等を十分有する者の中から任用する。
- 4 その他
 - (1) 新規採用教員は、学校規模、研修体制、初任者に対する指導教員等の諸条件を勘案して配置する。
 - (2) 自己都合による退職希望者の早期把握に努め、適正な人事配置を行う。
 - (3) 管理職の希望による降任制を実施する。
 - ア 管理職の降任については、本人の申し出により県教育委員会が決定し、年度末異動の一環として行うものとする。
 - イ その他、必要なことについては、「希望による降任制度実施要領」によるものとする。

主要体育館の再編に係る対話（サウンディング）型
市場調査の結果について

主要体育館 6 館の再編検討の参考とするための対話（サウンディング）型市場調査を実施し、機能集約や民間譲渡など民間活力導入等による施設存続の可能性について意見や提案を求めるとともに、事業の市場性を確認した。

1 実施経過

日 程	内 容
令和 5 年 1 0 月 2 日	対話（サウンディング）型市場調査実施要領を公開
令和 5 年 1 0 月 2 6 日～ 1 0 月 2 7 日	対象施設の現地説明会を開催 （新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、 大門総合体育館、大島体育館、下村体育館）
令和 5 年 1 2 月 1 1 日～ 令和 6 年 1 月 1 9 日	サウンディング（参加事業者との対話）の実施

2 参加事業者

6 者（建設事業者、施設運営事業者等）

3 参加事業者からの主な意見・提案等

参加事業者から、様々な意見や提案があった。（以下、意見等の抜粋）

拠点型体育館について （新湊総合体育館、 小杉総合体育センター）	<p>【施設整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計から建築、運営を包括的に契約し、一体的に改修する PFI 事業（※ 1）による整備手法の提案があった。 ・拠点型体育館の改修については、改修費（建設物価・人件費）は今後も上昇する見込みであり、代替施設の確保が可能なうちに早く実施するとよい。 <p>【その他の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛暑対策のため、アリーナの空調設備は一部新設・更新するとよい。 ・カフェやコンビニ、多目的ホールなどスポーツ以外でも施設に人が集まるコミュニティ機能の整備も考えられる。 ・プロスポーツ（興行）では観客席 5,000 席が 1 つの基準となっており、大規模改修にあわせて必要な観客席の確保を検討してはどうか。
民間活力導入等施設について （小杉体育館、大門 総合体育館、大島体 育館、下村体育館）	<p>【民間譲渡について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島体育館及び下村体育館については、引受けの可能性がある。ただし、市において改修を必要とする。 ・本市の人口規模では、利用料収入で施設運営費をまかなうスキームでの民間譲渡は難しい。 <p>【その他の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全体で 1 つのスポーツ施設と見立て、現体育館を特定の競技に特化した施設として利活用するとよい。体育館機能の縮小も考えられる。 ・文化施設とスポーツ機能を兼ね備えた兼用アリーナを有する複合施設を整備してはどうか。

<p>スポーツ施設の持続可能で効果的な運営方法について</p>	<p>【収益を拡大する方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働率によっては、受益者負担の考えからも利用料金の引き上げも考えられる。 ・イベント開催日において駐車場を有料とすることで収益の拡大が見込める。 <p>【運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館機能の縮小と併せて、システムや機器の導入により体育館の無人化を図ることで運営費を抑えることができる。 ・平日日中等のプログラムや取組みをさらに充実させることで、利用者の確保と稼働率の向上を図る
---------------------------------	--

4 今後の取組

本市場調査の結果を踏まえ、以下の通り検討を進める。

- ・新湊総合体育館及び小杉総合体育センターの2館について、集約した拠点型体育館として整備方針を検討する。
- ・残りの4館については、大規模改修を予定している2館の代替施設として、大規模改修が終了するまでの間、使用を継続する。
- ・主要体育館6館の再編方針については、民間活力の導入を念頭に、施設の詳細な利用実態調査及び民間事業者や関係団体の意見を踏まえて整理する。

(※1) PFI (Private-Finance-Initiative) 事業

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

令和5年度 第2回射水市文化財審議会 会議概要

開会日時 令和6年1月26日(金) 午前10時から午前11時半

会議場所 庁舎会議室401

出席者 [委員] 上野委員、鈴木委員、久々委員、城岡委員、島添委員、三宮委員
[事務局] 金谷教育長、久々江事務局長、遠藤次長、田中課長補佐

会議概要 原田主査、金三津主査

1. 開会 教育長あいさつ
2. 議題(1)市有形民俗文化財「放生津八幡宮祭り曳山車四十物町曳山車」の現状変更について
報告(1)市有形民俗文化財「放生津八幡宮祭り曳山車新町曳山車」幔幕新調の進捗について
(2)能登半島地震における指定文化財等の被害状況について
3. 閉会

【質疑・発言】

議題(1) 市有形民俗文化財「放生津八幡宮祭り曳山車四十物町曳山車」の現状変更について

[委員] 二分されている心柱を一本の新材で新調するというのでよいか。また、古材の保存はどうしますか。

[事務局] 元の仕様に戻し、一本の心柱に新調します。山町の格納庫が新設されたため、古材の保存についてお願いします。

[委員] 心柱の最大径や樹種は何でしょうか。

[事務局] 心柱には能登のアテ材が多く使用されるが、今回の新調では杉材 6,500 mm × 140 mmとなります。

[委員] 理想はアテ材ですが、杉材でも木口断面を確認し目の詰まった材を選ぶようお願いします。

[委員] 竹籠新調の見積業者は文化財修理の実績はありますか。

[事務局] 竹細工専門30代後半の方で文化財修理の実績はないが、山町は今後も関わっていただきたい思いもあって、見積りを徴収されています。

報告(1) 市有形民俗文化財「放生津八幡宮祭り曳山車新町曳山車」幔幕新調の進捗について

[委員] エポテックスは、仕上がりが緞帳と考えたほうがよいか、幔幕の厚み・重さはどう変化しますか。

[事務局] 緞帳製作の技術ですが祭礼幕に使用された実績もあります。厚みは、原幕より約2mm厚くなりますが、完成後にプレスをかけて若干は薄くなります。幕全体

は重くなるので、裏にポリエステル生地をあてて、幕押さえ金具で押さえます。

[委員] 緞帳となると音を吸収してしまう為、中の騒音が外部に聞こえなくなるのではないかと、また、温暖化が進んでいる為、騒音の方が暑いのではないのでしょうか。

[事務局] 新町の幔幕は後方1枚が独立、まくりあげれるため、音・暑さにも対応できます。なお、原幕よりも雨や紫外線には強くなります。

[委員] 原幕を祭りの時に新湊博物館で展示するとか、今後の保存はどうしていくのか。

[事務局] 山町からは新湊博物館で預かってほしいとの要望もあり、将来的には新湊博物館での保存になるかと思えます。

[委員] 素晴らしい貴重な幕であるということを知ってもらうため、新湊博物館で保存してもらうのが一番いいと思います。

[委員] 原本と試作織を見比べると、雲の部分の黄色味が目立つと感じるが、専門分析結果の反映なのではないでしょうか。

[事務局] 裏地から紫外線のあたっていない糸の原色を調査して、色を復元したものです。

報告(2) 能登半島地震による指定文化財等の被害状況について

[委員] 30日(火)予定の仏像被害調査は、どの程度まで踏み込んだ調査なのではないでしょうか。

[事務局] 被害状況の詳細把握と応急処置の必要性、修理方針の検討までを予定しています。本尊以外の仏像については、修理方針が決定するまで安全な場所に保管をお願いしたいと思います。御本尊については、修理方針まで踏み込めれば業者選定も含めて、検討したいと思います。

[委員] 躰玄寺の木造阿弥陀如来立像は、地震によって落下破損したのでしょうか。

[事務局] 地震の揺れでは傾いた程度であったが、余震への心配から住職が須弥壇からおろされたと伺っています。

[委員] 寺林瀬兵衛之墓の墓石や六渡寺日枝神社の玉垣など、石材が破損してしまっているが修理できるのでしょうか。

[委員] エポキシ系の石材接着剤があるので、接着・組みなおし・ステンレス心棒・表面処理等を施せば修理は可能です。

[事務局] 六渡寺日枝神社玉垣については、石垣内部や地盤等の調査をコンサルで実施しており、玉垣全体で組みなおす耐震対策が今後必要であると考えています。

[委員] 海沿いは砂地層の軟弱地盤のため、何箇所か置きにバットレス(控壁)みたいな補強策が必要であると思います。

[委員] 今後の大地震に備えて、審議委員がこういう場合どう対応するのか、文化財レスキューも含めた初動マニュアルの作成を検討してもらいたいと思います。

令和6年3月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火	13:30	会議室201・202	射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会	学校教育課	
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日	10:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	ムズムズトレーニング教室⑦(地域おこし協力隊企画)	生涯学習・スポーツ課	
11	月					
12	火					
13	水					
14	木		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
15	金		市内幼稚園	卒園式	子育て支援課	
16	土					
17	日					
18	月		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
19	火					
20	水					
21	木					
22	金		市内小中学校	修了式	学校教育課	
23	土					
24	日					
25	月					
26	火	15:00	会議室401	定例教育委員会	学校教育課	○
27	水					
28	木	15:30	会議室302	第1回学校支援コーディネーター研修会	学校教育課	
28	木	19:00	新湊中学校	第6回放生津小学校・新湊小学校統合準備会	学校教育課	教育長
29	金					
30	土					
31	日					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
3/1	3/12	中央図書館	「オレンジキャンペーンin射水～がんばる女性をみんなで応援～」展	3/1	3/14	中央図書館	「心のリフレッシュ」展
3/5	3/17	新湊図書館	「緑の植物を育てよう」(一般書) 「伝記の本」(児童書)	3/22	3/31	中央図書館	「射水市まちづくり関係団体活動」展

令和6年4月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金		市内小中学校	第1学期始業式	学校教育課	
6	土					
7	日					
8	月		市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
9	火		市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
10	水		市内幼稚園	幼稚園入園式	子育て支援課	
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日	6:30	氷見市～朝日町 県内9市町	富山湾岸サイクリング2024	生涯学習・スポーツ課	
21	日	9:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	令和6年度 射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	○
22	月					
23	火	19:00	会議室302・303	放課後子ども教室等連絡協議会	生涯学習・スポーツ課	
24	水					
25	木		愛知県刈谷市	東海北陸都市教育長協議会総会	学校教育課	教育長
26	金		愛知県刈谷市	東海北陸都市教育長協議会視察研修	学校教育課	教育長
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名